

## 参考資料集

### ・法科大学院の入学者選抜実施状況等について

- 志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）・・・ 1
- 各法科大学院の入学者選抜実施状況等・・・ 5
- 法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成25年度）・・・ 7

### ・法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性について

- 今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性・・・ 11
- 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」に基づき直ちに取り組むべき課題の状況について・・・ 71  
（第61回中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成26年5月8日開催）資料）

### ・法科大学院教育と司法試験予備試験との関係について

- 司法試験予備試験に関する法科大学院に対するアンケート調査回答結果（概要）（予備試験に関する追加調査結果（概要）追加版）・・・ 73
- 司法試験予備試験に関する学生からの意見のまとめ（概要）・・・ 81
- 司法試験予備試験の実施状況等・・・ 85
- 予備試験・司法試験合格による中退者数等一覧・・・ 91
- 法科大学院特別委員会における予備試験に対するこれまでの主な指摘事項（概要）・・・ 93  
（第61回中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成26年5月8日開催）資料）
- 司法試験予備試験に関する答申・報告等（抜粋）・・・ 95

### ・飛び入学等を活用した法曹養成のための教育期間短縮について

- 法曹養成に係る時間的コストの短縮に関する答申・報告等（抜粋）・・・ 101
- 早期卒業、飛び入学の現行規定について・・・ 103
- 法科大学院における「飛び入学」・「早期入学」の状況について・・・ 105

### ・法科大学院における司法試験に関連する指導方法等について

- 司法制度改革審議会意見書における法科大学院の教育理念・・・ 109
- 法科大学院における授業科目について・・・ 111
- 司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）・・・ 113



平成26年4月1日現在

## 志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）

## 1. 志願者数及び志願倍率について

（単位：人）

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
	H22	6,913 (28.8%)	1,206 (5.0%)	15,895 (66.2%)	24,014
	H23	7,005 (30.5%)	1,139 (5.0%)	14,783 (64.5%)	22,927
	H24	6,046 (32.8%)	815 (4.4%)	11,585 (62.8%)	18,446
	H25	4,615 (33.2%)	588 (4.2%)	8,721 (62.6%)	13,924
	H26	3,671 (32.1%)	414 (3.6%)	7,365 (64.3%)	11,450
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2
	H22	5.1	9.6	4.7	4.9
	H23	5.1	10.2	4.9	5.1
	H24	4.4	7.3	3.8	4.1
	H25	3.5	5.3	3.1	3.3
	H26	2.8	3.7	3.1	3.0

## 2. 入学者数について

## ① 法学既修・未修の別

(単位：人)

区分	国立			公立			私立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844
H22	703 (54.2%)	594 (45.8%)	1,297	73 (62.4%)	44 (37.6%)	117	1,147 (42.4%)	1,561 (57.6%)	2,708	1,923 (46.7%)	2,199 (53.3%)	4,122
H23	709 (55.0%)	580 (45.0%)	1,289	66 (62.9%)	39 (37.1%)	105	1,141 (51.3%)	1,085 (48.7%)	2,226	1,916 (52.9%)	1,704 (47.1%)	3,620
H24	698 (58.0%)	506 (42.0%)	1,204	70 (65.4%)	37 (34.6%)	107	1,057 (57.5%)	782 (42.5%)	1,839	1,825 (57.9%)	1,325 (42.1%)	3,150
H25	653 (59.4%)	447 (40.6%)	1,100	71 (74.7%)	24 (25.3%)	95	893 (59.4%)	610 (40.6%)	1,503	1,617 (59.9%)	1,081 (40.1%)	2,698
H26	624 (62.5%)	374 (37.5%)	998	57 (80.3%)	14 (19.7%)	71	780 (64.8%)	423 (35.2%)	1,203	1,461 (64.3%)	811 (35.7%)	2,272

## ② 社会人の入学状況

(単位：人)

区分	国立			公立			私立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)
H22	70 (10.0%)	198 (33.3%)	268 (20.7%)	24 (32.9%)	11 (25.0%)	35 (29.9%)	254 (22.1%)	436 (27.9%)	690 (25.5%)	348 (18.1%)	645 (29.3%)	993 (24.1%)
H23	61 (8.6%)	179 (30.8%)	240 (18.6%)	11 (16.7%)	4 (10.3%)	15 (14.3%)	222 (19.5%)	286 (26.4%)	508 (22.8%)	294 (15.3%)	469 (27.5%)	763 (21.1%)
H24	69 (9.9%)	168 (33.2%)	237 (19.7%)	18 (25.7%)	8 (21.6%)	26 (24.3%)	213 (20.2%)	213 (27.2%)	426 (23.2%)	300 (16.4%)	389 (29.4%)	689 (21.9%)
H25	56 (8.6%)	154 (34.5%)	210 (19.1%)	10 (14.1%)	5 (20.8%)	15 (15.8%)	141 (15.8%)	148 (24.3%)	289 (19.2%)	207 (12.8%)	307 (28.4%)	514 (19.1%)
H26	48 (7.7%)	134 (35.8%)	182 (18.2%)	9 (15.8%)	3 (21.4%)	12 (16.9%)	123 (15.8%)	105 (24.8%)	228 (19.0%)	180 (12.3%)	242 (29.8%)	422 (18.6%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
	H22	1,041 (80.3%)	155 (12.0%)	60 (4.6%)	41 (3.1%)	1,297
	H23	1,043 (80.9%)	163 (12.7%)	53 (4.1%)	30 (2.3%)	1,289
	H24	1,009 (83.8%)	123 (10.2%)	41 (3.4%)	31 (2.6%)	1,204
	H25	882 (80.2%)	146 (13.3%)	41 (3.7%)	31 (2.8%)	1,100
	H26	835 (83.7%)	118 (11.8%)	34 (3.4%)	11 (1.1%)	998
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
	H22	90 (76.9%)	13 (11.1%)	3 (2.6%)	11 (9.4%)	117
	H23	81 (77.1%)	19 (18.1%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)	105
	H24	92 (86.0%)	11 (10.3%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)	107
	H25	87 (91.6%)	5 (5.3%)	1 (1.0%)	2 (2.1%)	95
	H26	61 (85.9%)	9 (12.7%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	71
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
	H22	2,123 (78.4%)	404 (14.9%)	68 (2.5%)	113 (4.2%)	2,708
	H23	1,748 (78.5%)	335 (15.0%)	76 (3.5%)	67 (3.0%)	2,226
	H24	1,458 (79.3%)	272 (14.8%)	51 (2.8%)	58 (3.2%)	1,839
	H25	1,227 (81.6%)	197 (13.1%)	42 (2.8%)	37 (2.5%)	1,503
	H26	1,030 (85.6%)	125 (10.4%)	24 (2.0%)	24 (2.0%)	1,203

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844
	H22	3,254 (78.9%)	572 (13.9%)	131 (3.2%)	165 (4.0%)	4,122
	H23	2,872 (79.3%)	517 (14.3%)	134 (3.7%)	97 (2.7%)	3,620
	H24	2,559 (81.2%)	406 (12.9%)	94 (3.0%)	91 (2.9%)	3,150
	H25	2,196 (81.4%)	348 (12.9%)	84 (3.1%)	70 (2.6%)	2,698
	H26	1,926 (84.8%)	252 (11.1%)	58 (2.6%)	36 (1.6%)	2,272

(注) 「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は家政・教育・芸術系学部その他。







## 法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成25年度）

## 1. 平成17～25年度修了者数比較

平成26年3月31日現在

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			未修者 (3年コース)	既修者 (2年コース)		
平成17年度	国 立	663 (90.0%)	- -	663 (90.0%)	-	663
	公 立	68 (89.5%)	- -	68 (89.5%)	-	68
	私 立	1,445 (94.0%)	- -	1,445 (94.0%)	-	1,445
	合 計	2,176 (92.6%)	- -	2,176 (92.6%)	-	2,176
平成18年度	国 立	1,356 (81.4%)	728 (75.5%)	628 (89.5%)	15	1,371
	公 立	131 (92.9%)	49 (86.0%)	82 (97.6%)	1	132
	私 立	2,896 (79.8%)	1,787 (74.6%)	1,109 (89.8%)	19	2,915
	合 計	4,383 (80.6%)	2,564 (75.1%)	1,819 (90.0%)	35	4,418
平成19年度	国 立	1,445 (80.7%)	786 (73.5%)	659 (91.4%)	107	1,552
	公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
	私 立	2,986 (79.5%)	1,748 (72.8%)	1,238 (91.6%)	259	3,245
	合 計	4,541 (80.0%)	2,569 (73.0%)	1,972 (91.5%)	370	4,911
平成20年度	国 立	1,515 (80.8%)	783 (71.2%)	732 (94.5%)	162	1,677
	公 立	116 (84.7%)	43 (81.1%)	73 (86.9%)	2	118
	私 立	2,906 (77.3%)	1,715 (69.4%)	1,191 (92.5%)	293	3,199
	合 計	4,537 (78.6%)	2,541 (70.1%)	1,996 (93.0%)	457	4,994
平成21年度	国 立	1,398 (79.3%)	686 (67.5%)	712 (95.4%)	183	1,581
	公 立	128 (91.4%)	51 (87.9%)	77 (93.9%)	8	136
	私 立	2,737 (73.7%)	1,655 (66.5%)	1,082 (88.5%)	338	3,075
	合 計	4,263 (75.9%)	2,392 (67.1%)	1,871 (91.2%)	529	4,792

※（ ）内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学既修者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち法学未修者 (3年コース)	うち法学既修者 (2年コース)		
平成22年度	国 立	1,363 (79.4%)	668 (68.2%)	695 (94.2%)	160	1,523
	公 立	116 (86.6%)	43 (79.6%)	73 (91.3%)	5	121
	私 立	2,452 (70.2%)	1,430 (61.8%)	1,022 (86.6%)	439	2,891
	合 計	3,931 (73.6%)	2,141 (64.0%)	1,790 (89.6%)	604	4,535
平成23年度	国 立	1,142 (73.7%)	524 (60.6%)	618 (90.1%)	192	1,334
	公 立	105 (80.8%)	33 (57.9%)	72 (98.6%)	5	110
	私 立	2,016 (65.7%)	1,056 (55.0%)	960 (83.7%)	477	2,493
	合 計	3,263 (68.7%)	1,613 (56.8%)	1,650 (86.6%)	674	3,937
平成24年度	国 立	995 (75.4%)	361 (59.1%)	634 (89.4%)	173	1,168
	公 立	90 (81.8%)	29 (65.9%)	61 (92.4%)	14	104
	私 立	1,729 (64.2%)	781 (50.2%)	948 (83.2%)	458	2,187
	合 計	2,814 (68.2%)	1,171 (53.0%)	1,643 (85.8%)	645	3,459
平成25年度	国 立	901 (70.4%)	313 (53.9%)	588 (84.2%)	170	1,071
	公 立	87 (79.8%)	25 (64.1%)	62 (88.6%)	10	97
	私 立	1,437 (67.1%)	573 (53.0%)	864 (81.7%)	432	1,869
	合 計	2,425 (68.7%)	911 (53.5%)	1,514 (83.0%)	612	3,037

※ ( )内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考) 平成16年度法学既修者入学者数	2,350 人 (国立: 737人 公立: 76人 私立: 1,537人)
平成16年度法学未修者入学者数	3,416 人 (国立: 964人 公立: 57人 私立: 2,395人)
平成17年度法学既修者入学者数	2,021 人 (国立: 702人 公立: 84人 私立: 1,235人)
平成17年度法学未修者入学者数	3,517 人 (国立: 1,070人 公立: 45人 私立: 2,402人)
平成18年度法学既修者入学者数	2,156 人 (国立: 721人 公立: 83人 私立: 1,352人)
平成18年度法学未修者入学者数	3,625 人 (国立: 1,100人 公立: 53人 私立: 2,472人)
平成19年度法学既修者入学者数	2,147 人 (国立: 775人 公立: 84人 私立: 1,288人)
平成19年度法学未修者入学者数	3,563 人 (国立: 1,016人 公立: 58人 私立: 2,489人)
平成20年度法学既修者入学者数	2,051 人 (国立: 746人 公立: 82人 私立: 1,223人)
平成20年度法学未修者入学者数	3,346 人 (国立: 979人 公立: 54人 私立: 2,313人)
平成21年度法学既修者入学者数	1,998 人 (国立: 738人 公立: 80人 私立: 1,180人)
平成21年度法学未修者入学者数	2,842 人 (国立: 864人 公立: 57人 私立: 1,921人)
平成22年度法学既修者入学者数	1,906 人 (国立: 686人 公立: 73人 私立: 1,147人)
平成22年度法学未修者入学者数	2,211 人 (国立: 611人 公立: 44人 私立: 1,556人)
平成23年度法学既修者入学者数	1,914 人 (国立: 709人 公立: 66人 私立: 1,139人)
平成23年度法学未修者入学者数	1,703 人 (国立: 581人 公立: 39人 私立: 1,083人)
平成24年度法学既修者入学者数	1,825 人 (国立: 698人 公立: 70人 私立: 1,057人)

※ 入学者数は、各年度の修了認定状況調査の結果による

## 2. 修了しなかった者の事由

平成26年3月31日現在

区 分		退 学	うち司法試験 合格者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち左記以外			
平成17年度	国 立	47 (63.5%)	42 (56.8%)	5 (6.8%)	27 (36.5%)	74 (100%)
	公 立	6 (75.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	8 (100%)
	私 立	64 (69.6%)	43 (46.7%)	21 (22.8%)	28 (30.4%)	92 (100%)
	合 計	117 (67.2%)	90 (51.7%)	27 (15.5%)	57 (32.8%)	174 (100%)
平成18年度	国 立	113 (36.5%)	36 (11.6%)	77 (24.8%)	197 (63.5%)	310 (100%)
	公 立	4 (40.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	10 (100%)
	私 立	317 (43.2%)	35 (4.8%)	282 (38.4%)	417 (56.8%)	734 (100%)
	合 計	434 (41.2%)	72 (6.8%)	362 (34.3%)	620 (58.8%)	1,054 (100%)
平成19年度	国 立	123 (35.5%)	25 (7.2%)	98 (28.3%)	223 (64.5%)	346 (100%)
	公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
	私 立	313 (40.8%)	31 (4.0%)	282 (36.7%)	455 (59.2%)	768 (100%)
	合 計	449 (39.7%)	61 (5.4%)	388 (34.3%)	683 (60.3%)	1,132 (100%)
平成20年度	国 立	111 (30.8%)	10 (2.8%)	101 (28.1%)	249 (69.2%)	360 (100%)
	公 立	13 (61.9%)	7 (33.3%)	6 (28.6%)	8 (38.1%)	21 (100%)
	私 立	377 (44.1%)	21 (2.5%)	356 (41.7%)	477 (55.9%)	854 (100%)
	合 計	501 (40.6%)	38 (3.1%)	463 (37.5%)	734 (59.4%)	1,235 (100%)
平成21年度	国 立	117 (32.1%)	9 (2.5%)	108 (29.7%)	247 (67.9%)	364 (100%)
	公 立	5 (41.7%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	7 (58.3%)	12 (100%)
	私 立	424 (43.5%)	11 (1.1%)	413 (42.4%)	551 (56.5%)	975 (100%)
	合 計	546 (40.4%)	22 (1.6%)	524 (38.8%)	805 (59.6%)	1,351 (100%)

※ ( )内は、各設置者別の合計に対する割合

※ 「うち司法試験合格者」は、平成24年度までは旧司法試験合格者、平成25年度は(新)司法試験合格者について集計

区 分		退 学			その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち司法試験 合格者	うち左記以外		
平成22年度	国 立	102 (28.8%)	6 (1.7%)	96 (27.1%)	252 (71.2%)	354 (100%)
	公 立	10 (55.6%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)	8 (44.4%)	18 (100%)
	私 立	431 (41.4%)	4 (0.4%)	427 (41.0%)	610 (58.6%)	1,041 (100%)
	合 計	543 (38.4%)	13 (0.9%)	530 (37.5%)	870 (61.6%)	1,413 (100%)
平成23年度	国 立	169 (41.4%)	12 (2.9%)	157 (38.5%)	239 (58.6%)	408 (100%)
	公 立	10 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (40.0%)	15 (60.0%)	25 (100%)
	私 立	487 (46.3%)	3 (0.3%)	484 (46.0%)	565 (53.7%)	1,052 (100%)
	合 計	666 (44.8%)	15 (1.0%)	651 (43.8%)	819 (55.2%)	1,485 (100%)
平成24年度	国 立	104 (32.0%)	4 (1.2%)	100 (30.8%)	221 (68.0%)	325 (100%)
	公 立	8 (40.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	20 (100%)
	私 立	459 (47.3%)	1 (0.1%)	458 (47.2%)	512 (52.7%)	971 (100%)
	合 計	571 (43.4%)	5 (0.4%)	566 (43.0%)	745 (56.6%)	1,316 (100%)
平成25年度	国 立	151 (39.9%)	23 (6.1%)	128 (33.9%)	227 (60.1%)	378 (100%)
	公 立	14 (63.6%)	0 (0.0%)	14 (63.6%)	8 (36.4%)	22 (100%)
	私 立	316 (45.0%)	0 (0.0%)	316 (45.0%)	387 (55.0%)	703 (100%)
	合 計	481 (43.6%)	23 (2.1%)	458 (41.5%)	622 (56.4%)	1,103 (100%)

※ ( )内は、各設置者別の合計に対する割合

※ 「うち司法試験合格者」は、平成24年度までは旧司法試験合格者、平成25年度は(新)司法試験合格者について集計

## 今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性

平成26年3月31日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会

本特別委員会として、平成25年7月に行われた政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、今後、法科大学院教育の改善・充実に向けた検討を行うに当たり、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進するとともに、更に検討を深めるべき事項を整理し、引き続き議論していくこととする。

- ・ これは、「点による選抜」から「プロセスによる養成」へという司法制度改革の基本理念の下、法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院が位置付けられていることを踏まえ、法科大学院教育の改善・充実方策をまとめるものであること。
- ・ 今後の法曹有資格者の活動領域や法曹人口の在り方とともに、法曹養成制度の在り方として「法曹養成課程における経済的支援」、「法科大学院」、「司法試験」、「司法修習」について政府全体の議論を前提にすること。
- ・ このうち、法科大学院については、法学又は法学以外の様々な学部教育を受けた者を対象に、社会が求める高度専門職業人として必要な法知識の修得に加え、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力等の育成、法曹としての責任感や倫理観の涵養等に向けて、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として大学院レベルの教育をより充実した形で提供できるよう、その改善・充実を図ること。
- ・ 具体的には、今後目指すべき法科大学院の姿を念頭に置きながら、入学定員・実入学者数の動向や司法試験の合格状況などの現状分析を踏まえ、規模の適正化、教育の質の向上、優れた先導的な取組を行う法科大学院の支援に加え、法曹養成に必要な時間的コストの軽減、実務基礎教育の充実、継続教育の充実、職域拡大への貢献など、総合的な検討を行うこと。
- ・ なお、法曹養成制度関係閣僚会議決定等に記載されている公的支援の見直しの更なる強化策の具体化を通じた組織見直しの促進（認証評価の抜本的見直しを含む。）や共通到達度確認試験（仮称）の試行に向けた準備、法学未修者に対する教育の充実などについては、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」及び「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」の調査検討経過報告（別添1及び別添2）を踏まえ、文部科学省及び大学において速やかに取り組むこと。

### 1. 今後目指すべき法科大学院の姿について

- (1) 現行制度を基本とした、法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す

法科大学院は、法曹養成の中核的な教育機関として大学院に置かれており、法科大学院生が大学院入学前に、学部段階の教育あるいは社会での実務経験を通して人間的な成熟や幅広い教養を身に付け、各学問分野における一定の専門基礎教育を受けていることを前提としている。

また、法科大学院は、法廷活動のみに限らず、企業、公務、地域の様々な場において多様な貢献ができる存在としての法曹を養成することを目指し、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含む多様な教育課程を編成しており、その教育を通じて、専門的な法知識の修得はもとより、社会で実際に生じる様々な問題に対処するための創造的な思考力や法的分析能力、説得・交渉に要する法的議論の能力等の育成の面においても、法曹養成を担う唯一の教育機関として一定の成果を挙げてきている。

さらに、法科大学院は、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育を行っていることから、その教育課程を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者は、司法試験を受験しない又は司法試験に合格しない場合、あるいは、司法試験に合格した後、司法修習を経ない場合でも、高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性はある。

- ・ このような法科大学院の役割やこれまでの成果について積極的に情報を発信し、男女を問わずより多くの有為な人材が法曹を志望し、プロセス養成の途に進むよう導くことを目指すべきである。
- ・ その一方で、課題が深刻で、法科大学院としての本来の役割を果たし得ていない法科大学院については、その抜本的な改革のため、当面、公的支援の見直しの強化策をはじめとした「運用上の取組の徹底」を通じ、法科大学院の組織見直しに向けて自主的・自律的な経営判断を促すとともに、教育の質の向上に迅速に取り組むよう強く求めることとする。

## (2) 今後目指すべき「規模」の在り方を提示

- ・ 法科大学院全体でこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実（平成25年司法試験までに15,078人）を踏まえ、組織見直しWGより経過報告された通り、公的支援の見直しの強化策や連合・連携、改組転換等の取組を通じて、法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進することとする。この目標値については、現在、政府全体で議論されている法曹人口の在り方の検討結果が出た場合は、それを踏まえて見直すものとする。
- ・ 改善状況調査WGのこれまでの調査結果報告で指摘されているように、入学者数が著しく少ない法科大学院については、授業の在り方や教育効果、その他学生の学修環境としての適切性に対する懸念が示されているため、入学定員の適正な規模の在り方に関する検討を行う。その際、地域適正配置や夜間開講といった特性にも配慮する。

## (3) 今後目指すべき「教育方法・内容」の在り方を提示

- ・ プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院の教育の質保証を行う観点から、司法試験合格状況の改善はもとより、修了生が社会の様々な分野において活躍できるようにすることを目指し、法科大学院の教育課程においてこれまで以上に充実した教育を行うことで、学生が安心して学修に取り組める環境を構築するための取組を推進する。

## 2. 今後検討すべき改善・充実方策について

### (1) 優れた先導的取組の推進を通じた法科大学院教育の充実方策の提示

- ・ 司法制度改革において志向されていた法学未修者教育の充実、国際化への対応、法曹の職域拡大、企業や自治体等と連携した就職支援など、優れた先導的な取組を促進するための方策を推進する。

### (2) 法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示

- ・ 公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図る。
- ・ 政府全体での検討の結果として提示されるであろう法曹人口についての考え方を踏まえ、法科大学院の総定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理する。

### (3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

- ・ 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底等を図る。
- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。
- ・ 研究者教員と実務家教員とが緊密に連携した授業等を提供するとともに、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施を促すことなどを通じ、企業法務を含め実務の現場で役立つような教育内容の充実を図る。
- ・ 法科大学院における充実した教育を安定的・継続的に支える研究者教員の養成を強化・充実させる具体的方策を速やかに策定・実施するとともに、実務家教員のFD活動などによる法律実務基礎教育の充実や、研究者教員と実務家教員の割合の在り方の検討などを含め、法科大学院における教員体制の充実を図る。
- ・ 学生に対する教育上の効果を考慮した各法科大学院の適正な規模の在り方について検討する。
- ・ 進路指導體制の充実等をはじめ、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応を検討する。

- ・ 時間的コスト軽減も視野に入れて、法学部教育との連携の在り方を検討する。

#### (4) 法科大学院認証評価に関する改善方策の提示

- ・ 法科大学院に対する認証評価が形式的な評価に陥らず、法科大学院として求められる成果を挙げられていない場合にはそれらを厳格に評価し、教育の改善に向けた取組などをより実質的かつ適切に評価できるようにするため、評価期間、基準、評価方法等の見直しを行う。

#### (5) 法科大学院の教育力を活用した継続教育の充実方策の提示

- ・ 展開・先端科目群の授業への積極的受入れや法科大学院教育のノウハウを活用した研修機会等の提供、それへの協力など、法科大学院による法曹有資格者に対する継続教育機能の充実を図る。

### 3. 法曹養成制度改革全体との関係について

#### (1) 司法試験・司法修習との関係

- ・ 上記検討事項で提示した法科大学院の教育の改善・充実に向けた方策について今後更に検討を深めるとともに、政府全体で行われつつある法曹養成制度改革全体との関係において、プロセスとしての法曹養成が真に機能するよう、法科大学院の立場から司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方について引き続き検討する。

#### (2) 司法試験予備試験との関係

- ・ 司法試験予備試験については、本特別委員会として、法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視する。また、試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在學生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資するようにする。



## 組織見直し促進に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
組織見直し促進に関する  
検討ワーキング・グループ

### 目次

I 組織見直しを促進するための具体的方策について	2
II 認証評価の抜本的見直しの具体的方策について	3
III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について	5
IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理	6
法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）	7
参考資料集	13
調査検討経過	39
委員名簿等	40

# I 組織見直しを促進するための具体的方策について

## 1. 基本的考え方

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その修了者に司法試験の受験資格が付与されていることに鑑み、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院は、自らの責任で早急に組織の抜本的な見直しを行うべきである。
- 文部科学省は、法科大学院の組織見直しに当たり、大学教育の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、その抜本的な見直しを加速させる必要がある。

## 2. 組織見直しを促進するための具体的方策

### (1) 方向性

- 法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定（平成25年7月16日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策により、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要がある。
- その際、閣僚会議決定の前提となる法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめ（平成25年6月26日）では、司法試験の年間合格者数の数値目標が今後の検討事項とされ、現状では設定されていないが、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきであるとされているところである。
- 以上を踏まえ、現在の司法試験合格者の数が、司法試験委員会において、法曹になる者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定された結果であることを前提に、
  - ① 法科大学院には、その修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことが求められていること、
  - ② 法科大学院において厳格な成績判定・修了認定を行い、それを認証評価を通じて担保すること、
  - ③ 政府として、今後、法曹有資格者の活動領域の拡大を推進する方向にあること、
  - ④ 法科大学院への実入学者数が約2,700人弱（平成25年4月1日現在）となっていること

などを総合的に勘案し、平成25年4月1日現在4,261人となっている入学定員について、3,000人程度を当面の目途として見直しを促進することには合理性があると考えられる。

- なお、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院については、連合・連携、改組転換、組織廃止など抜本的な組織見直しを促進する必要がある。

### (2) 具体的な促進策

- 上記(1)の方向性の実現に向けて、まずは、これまで取り組んできた組織見直し促

進方策や既存の制度を最大限活用するため、その見直し・強化を検討することが必要である。

- このため、具体的には、次に掲げる三つの改善方策に取り組むこととすべきである。

### ① 公的支援の抜本的な見直し

閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しの加速が必要である。(※別紙参考資料を参照)

### ② 認証評価の抜本的な見直し

教育研究活動の水準向上を重視する認証評価の現状について、適格認定の在り方の改善が求められていることから、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的な見直しを行うことが必要である。(※後掲Ⅱに詳述)

### ③ 連合・連携、改組転換の促進

上記①及び②の施策を通じて、既設の法科大学院が組織見直しを行うことで移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進する必要がある。(※後掲Ⅲに詳述)

## II 認証評価の抜本的な見直しの具体的方策について

### 1. 目的・必要性

- 法科大学院の認証評価については、学校教育法に基づき、他の専門職大学院と同様に、その教育研究水準の向上に資するため、評価を受けることが義務付けられているものである。また、法科大学院の認証評価については、これに加え「連携法」において、認証評価機関は、各法科大学院が評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられているとともに、各法科大学院は、認証評価機関による「適格」との認定を受けるよう努めることとされている。
- このように、法科大学院については、特に「適格認定」が法律上位置付けられていることや、検討会議においても、認証評価による適格認定の厳格化について言及されていることを踏まえると、認証評価の結果に基づいて各法科大学院の組織見直しが促進されるよう、認証評価の在り方を見直すことは重要と考えられる。
- 認証評価については、現在2巡目が実施されていることを踏まえ、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかに検討する必要がある。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要で

ある。

- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要である。

## 2. 具体的な改善方策等

- 具体的な認証評価の見直しについては、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。

- ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。（司法試験の合格状況は、法科大学院の教育活動の成果を判定する重要な指標であり、公的支援の見直しでも活用されている。この指標は、学校設置後の活動状況について評価しているものであり、設置基準として直接規定することはなじまないが、認証評価においては重要な判断要素となり得る。）

〔入口、出口に関する客観的な指標の例〕

- ・ 司法試験の合格状況（累積合格率、単年度の合格率、法学未修者の合格状況）
- ・ 入学者選抜状況（競争倍率、入学定員充足率、法学系以外の教育課程出身者や社会人の入学状況）

など

〔法科大学院としての教育活動に関する指標の例〕

- ・ 入学者選抜の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 進級判定や修了認定の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 研究業績を含む教員の資質
- ・ 法科大学院に求められる人材育成に資する教育課程の実施の状況

など

- ② 不適格の判定につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
  - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
  - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握するための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。
- なお、今後、組織見直しを促進するため必要な法的措置の検討が行われる場合には、例えば、組織見直しを検討すべき客観的な基準に該当した法科大学院について、国や評価機関が活動状況を精査し、一定の改善期間を設けた上で、法令上の違反の有無等を確認し、最終的に措置を講じるか否かを判断する仕組みなどが考えられる。ただし、

その際には、認証評価の本来の制度趣旨に鑑み、認証評価の結果が直接、国による措置の適用につながる仕組みとすることについては慎重な検討を要する。

### III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について

#### 1. 目的・必要性

- 既設の法科大学院が組織見直しによりどのような組織形態に移行していくのかという道筋を提示することが必要である。
- 例えば、連合・連携等のネットワーク化を推進し、法曹養成を行うための教育機関としてふさわしい教育ができる教員や教育プログラムなど教育資源の有効活用を通じて単独では提供できなかった高い水準の教育を提供できる体制への再編や、修了者の就職が見込まれる関連分野の教育研究組織への改組転換が考えられる。

#### 2. 連合・連携、改組転換の在り方

- 促進すべき連合・連携は、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等において法科大学院が抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠である。
- 「連合」の形態は、抜本的な組織改革であることを前提に、連合大学院への改組や統廃合を想定することが適当である。
  - ・「連合大学院への改組」
 

原則、法曹養成教育で成果を挙げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要がある。なお、連合大学院は、単独での法科大学院の存続が困難な状況にある地域における教育機会の確保にも有用である。
  - ・「統廃合」
 

統廃合によって、教育力が向上するなど課題の解決につながることや、地域に教育拠点を残しながら体制を充実させることなど、実質的な成果がもたらされることが必要であり、課題が深刻な法科大学院間の形式的な統廃合とならないようにすべきである。
- 促進すべき「連携」は、将来の抜本的な組織改革を視野に、共同教育課程の設置や、協定等に基づく学生や教員の派遣／受入れなど実質的な連携となる必要がある。なお、「共同教育課程」は複数の大学がそれぞれ優位性を持つ教育研究資源を結集し、より魅力ある教育の実現を目指すため、参画する法科大学院が有する教員や特色ある教育プログラムなど教育資源を融合させた教育課程となる必要がある。
- 課題が深刻な法科大学院は、連合・連携以外に、法科大学院教育で培った教育上のスキル・ノウハウを活用して、修了者の進路状況等を踏まえ、法曹養成以外を目的とした法学教育をベースとする他の教育組織への改組転換も視野に検討する必要がある。
- なお、学生や教員の派遣／受入れ、インターネット等を活用した遠隔授業等の実施などを含め、教育力の高い法科大学院が課題を抱える法科大学院に対して支援を行うとともに、一定の教育力のある法科大学院間の連携により充実した教育体制を構築でき

るよう、国は大学の自主的な取組を促すための具体的な支援の在り方について検討する必要がある。

### 3. 具体的な推進方策

- 具体的な推進方策については、例えば、下記に掲げるような事項に関し、国において、その実現に向けて取り組んでいくことが求められる。
  - ① 課題を抱える法科大学院に対し、中央教育審議会による改善状況調査を実施するとともに、当該法科大学院と文部科学省との間における定期的な意見交換等を通じた抜本的な組織見直しを促進すること。
  - ② 法科大学院における連合・連携等のネットワーク化に向けた先導的な取組や改組転換につながる取組の類型提示と支援を行うこと。

## IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理

- 閣僚会議決定では、公的支援の見直しの更なる強化策等を講じても「一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る」とされている。
- 法科大学院の組織見直しについては、大学の自主性を尊重することが求められるところであり、法的措置を設ける前の段階で、課題が深刻な法科大学院において自主的な組織見直しに取り組むこと、また、文部科学省において組織見直しを促進するため必要な措置を講じることが必要である。それでもなお、一定期間内に組織見直しが進まない場合には、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとなるが、その際に大学教育の特性への配慮として考慮すべき要素など、現時点における課題について、以下のように整理を試みたところである。これらの点については、今後の政府における検討動向に合わせて引き続き詳細な検討を要するものとする。
  - ・ 目指すべき法曹人口や予備試験制度の検討状況など、法曹養成制度全体の在り方との関連
  - ・ 考えられる法的措置がそれぞれ法曹養成制度にどのような効果や影響を及ぼすのかなど、メリット・デメリットの整理
  - ・ 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が、設置認可を受けていることを前提として、これに対しとり得る法的措置の在り方
  - ・ 法的措置の対象となる法科大学院の認定に関する基本的な考え方や具体的な基準の在り方
  - ・ 法的措置が講じられた後の当該法科大学院の位置付けや組織の在り方

## 法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）

### I 政府全体における検討状況

#### 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議）

##### 第4 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

(1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

(2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

#### 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日 法曹養成制度検討会議）

##### 第3 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

・ 個々の法科大学院についてみると、充実した教育を行い、修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で、司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり、法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は、教育の質を向上させることが必要である。また、法科大学院は、前述の使命を果たし、それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から、課題を抱える法科大学院については、定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

・ 今後の法科大学院の統廃合や定員削減については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。

（次ページに続く）

- ・ 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも、まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- ・ 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、同様に見直しを行うべきである。
- ・ 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。  
なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。
- ・ 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。



## II 中央教育審議会におけるこれまでの検討状況

### 「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成24年7月19日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

#### <課題を抱える法科大学院における取組の促進>

課題を抱える法科大学院についての具体的な改善方策として、個々の法科大学院の取組の促進を行うことが重要であり、特別委員会報告において提言された施策の実施状況に関するフォローアップのため、本特別委員会が現在実施している改善状況調査については、対象とする法科大学院を絞り込み、重点的に書面調査・ヒアリング・実地調査を実施することが適当である。

また、文部科学省においては、上記調査で浮き彫りになった課題等への改善の取組を明らかにさせるなど、課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表を実施することも考えられる。その際、法科大学院が法曹養成のための専門的教育機関として設置されたものであり、かつ、原則としてその修了者のみ司法試験の受験資格が認められていることを踏まえれば、入学者や修了者の質の確保とともに、司法試験の合格状況も重要な指標の一つとして考慮される必要がある。なお、その場合、現在の司法試験の合格状況については、法科大学院教育と司法試験の在り方との間にギャップがあるのではないかと指摘があることにも留意する必要がある。

さらに、今後多くの法科大学院が2巡目の認証評価を受ける時期に入るが、その際、不適格認定を受けた法科大学院に対しては、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、文部科学省から継続的に報告・確認を求めるなどの取組を実施することが適当である。

#### <法科大学院に対する公的支援の更なる見直し>

また、課題のある法科大学院の組織見直しを促進するため、平成22年9月に文部科学省から発表された「公的支援の見直しについて」は、平成24年度予算より6大学を対象として実施されることとなっている。

現行の仕組みでは、法科大学院への入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率等の2つの観点を指標としているが、現在、競争倍率の確保を重視することなどにより、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院が多く見られるなど、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態も生じている。その是正を図るという観点から、上記指標に加え、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する方向で、文部科学省において速やかに検討し、公表・実施することが必要である。

ただし、そのように新たに入学定員の充足状況を指標に追加するに当たっては、課題を抱える法科大学院において入学者の質の確保が軽視されることにならないよう指標の組み合わせなどに工夫が必要である。

また、新しい指標の適用方法や更なる見直しの開始時期については、入学者選抜の実施等において現場に無用の混乱が生じないよう配慮することが必要である。

#### <組織改革の加速に向けた取組>

具体的な改善方策としては、上記に示した課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化を進めるとともに、抜本的な組織見直しに向けた取組が促進されるようにすることが必要である。

（次ページに続く）

文部科学省においては、国公立の法科大学院を対象に、各大学における改革の参考となるような、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示することにより、共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるようにすることが必要である。

なお、抜本的な組織見直しの検討を行う際には、当該地域における法曹養成の在り方についても留意した施策を併せて検討することが必要である。例えば、学部教育の充実、他の法科大学院との連携・協力関係の強化、地方自治体等との協力などが考えられる。

#### <質の高い教育環境の確保>

(中略) また、昨今、入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。

#### <認証評価結果の主体的な活用を通じた改善>

各法科大学院にとって2回目の認証評価が、見直しが行われた評価基準・方法に基づいて実施される中で、各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。

また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。

### Ⅲ 与党における検討状況

#### 「法曹養成制度についての中間提言」(平成25年6月18日 自由民主党政務調査会司法制度調査会)

第5. 法科大学院の在り方(存在意義、定員、数、既習未習、内容、法学部)

(2) 法科大学院の入学者数は、年々減少を続け、ここ2年は実際の定員数を大幅に下回っており、平成25年度では2698名となっている。このような状況を考えれば、現在の4200名強の定員は過大であるというべきであり、近年の実入学者数を考慮した上で再検討すべきである。さらに、上述の通り、司法修習制度の受け入れ可能人数との比較も含めて決定される合格人数との関係において、法科大学院修了者の7～8割程度は最終合格するような考慮も不可欠である。

(3) 法科大学院の評価を司法試験の最終合格者数のみで判断すべきではないとの意見もあるが、他方で合格率が著しく低い場合には、学生が集まらず、良質な教育の維持が困難になるという現実もある。当調査会においては法科大学院数を絞り、予算等の資源を集中すべきであるという意見が多数を占めた。

したがって、当調査会としては、今後2年間において、累積の司法試験合格数および割合、教育内容、地域バランス等を考慮し、現在文科省が検討している優良校への優遇措置や、人的・財政的支援の削減措置などを強化した上、改善を求める法的措置等により、法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりと取るべきことを提言する。その際には、法科大学院の連携やネット事業化等の手段により、存続を断念した法科大学院の良い成果を存続する法科大学院が引き継ぐことができるように配慮すべきである。

なお、法科大学院に対する法的措置については、法科大学院認可時の経緯を指摘しつつ、特に私学に対して廃止の強制は困難であるという意見が多かったことにも留意する。

#### 「法曹養成に関する提言」(平成25年6月11日 公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)

第3 法曹養成制度の在り方

1 法科大学院

- (中略) そのため、例えば、司法試験の累積合格率を7～8割とすることを目指し、実入学者に合わせて定員数の削減を行うとともに、教育状況に課題のある法科大学院の統廃合を進める必要がある。
- 改善の見込みが乏しい法科大学院の統廃合を進めるだけでは法科大学院の定員削減効果は限定的であること、大規模法科大学院においても定員削減を通じて教育の質の向上を図る必要が認められることから、定員削減については、大規模校を含めた法科大学院全体を見渡しての検討が必要である。
- 法科大学院の統廃合については、補助金の削減を背景とするなどした文科省の行政指導によってこの間相当な努力が行われてきたにもかかわらず、その効果はいまだ限定的であり、行政指導を通じて大胆な統廃合を早急に進めることには限界があるとの指摘もある。したがって、法的根拠をもった統廃合促進策についても早急に検討を進め、行政指導によって一定期間内に十分な統廃合が進まない場合には、その導入を図る必要がある。その際、統廃合の基準としては、司法試験合格率だけでなく、冒頭に述べた司法制度改革審議会意見書の趣旨と法科大学院の理念にもとづき、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるなどし、多様化・高度化する新しい社会のニーズに応える法曹を輩出しているかといったことを、判断要素とする仕組みを工夫すべきである。

(次ページに続く)

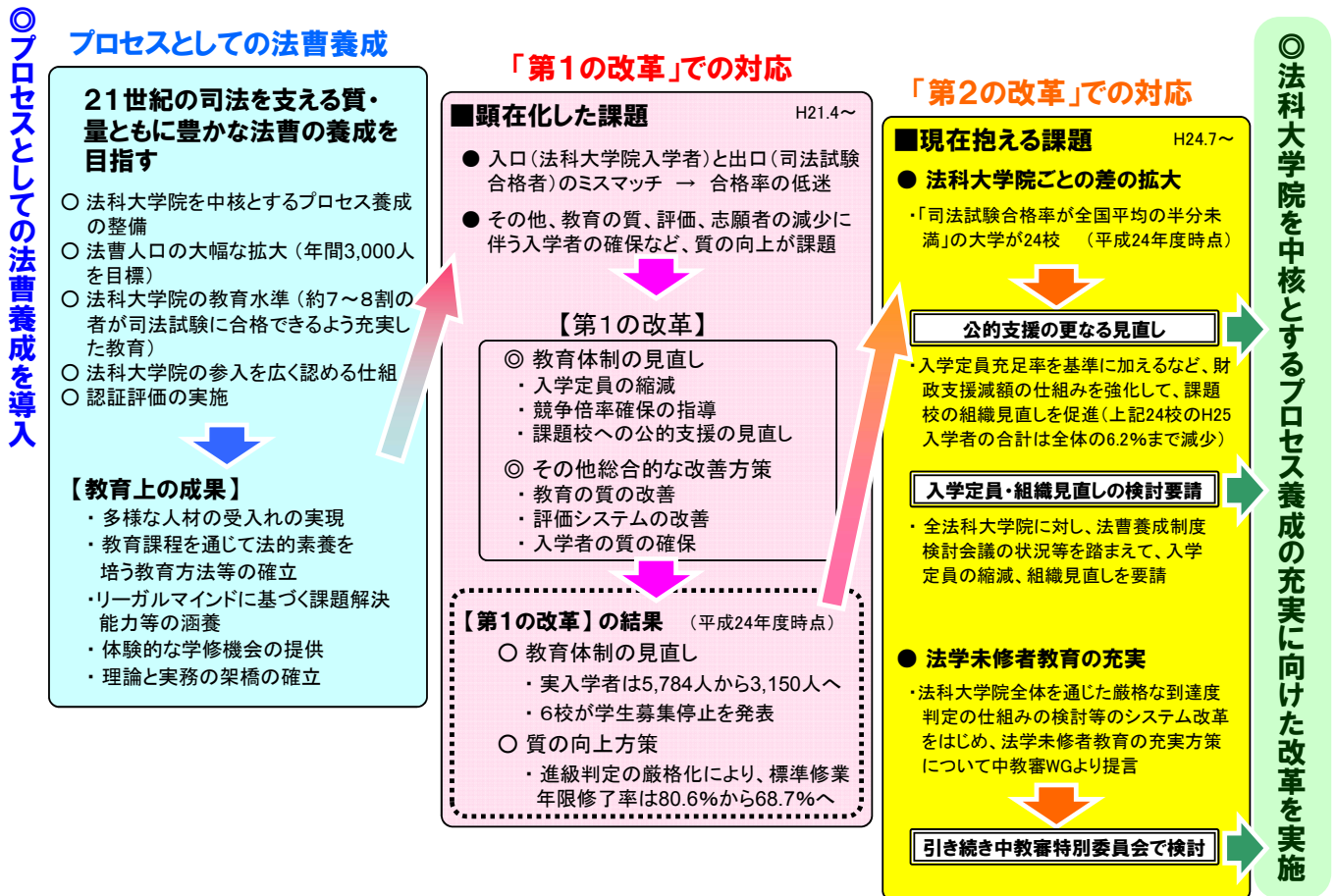
- 地方の法科大学院は、司法制度改革審議会が提唱した全国適正配置の観点からも、重要な意義を担っている。(中略)また、法科大学院の統廃合に際しても、このような地方法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 夜間開講の法科大学院は、社会人経験者など多様なバックグラウンドを有する人材を法曹界に受け入れるために重要な意義を担っており、司法制度改革審議会意見書も、その整備を提唱している。また、この間の合格率の低下等の状況の下、社会人が職を辞して法科大学院に入学することが徐々に困難となってきたなか、仕事を続けながら法曹を目指す方策として、夜間開講の法科大学院の意義は一層大きなものになっているとも評価できる。(中略) 法科大学院の統廃合に際しても、このような夜間開講法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 法科大学院の認証評価制度については、法科大学院の質の向上に一定の役割を果たしてはいるものの、深刻な課題を抱える法科大学院が少なからず存在する現状において、制度本来の役割を十分に果たし切れていないのではないかと指摘も存する。したがって、法科大学院の質の改善と教育状況に課題のある法科大学院の淘汰に向けて実質的に機能し得るよう、認証評価制度の抜本的な再検討を行うべきである。

## 参考資料集

- これまでの取組について
  
- 法科大学院の現状について
  
- 改善方策について
  
- 参考① 法科大学院の認証評価について
  
- 参考② 法科大学院間の連合・連携

# これまでの取組について

## 法科大学院改革のこれまでの推進状況



# 平成13年6月の司法制度改革審議会意見書の主なポイント

**現在の法曹養成制度は、旧来の制度に対する反省の上で、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するための仕組みとして、新しい取組を含めて設計され、今日運用されている**

## 1. プロセス養成の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべき。

⇒ 法科大学院を中核とする法曹養成制度が整備され、H16年度から運用

## 2. 法曹人口の大幅な増加

- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき。

⇒ H20年試験で、2,000人を達成した後は、ほぼそのまま推移

## 3. 法科大学院の教育水準

- 法科大学院修了者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべき。

⇒ H25年試験において、単年度合格率で、約26%  
累積合格率で、約45%

## 4. 法科大学院の参入の仕組み

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき。

⇒ 最大74大学/5,825人(H18年度定員)に対し、現在、  
・入学定員4,261人、  
・実入学者数2,698人に縮減

## 5. 認証評価の実施

- 適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施すべき。

⇒ 法科大学院の認証評価機関として3機関が認可を受け、現在2巡目の認証評価を実施中

# 「プロセスとしての法曹養成」の導入に向けた改革

## プロセス養成導入の狙い

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

量的な問題

- 先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務
- しかし、大幅な合格者数増を、質を維持しつつ図ることは大きな困難

質的な問題

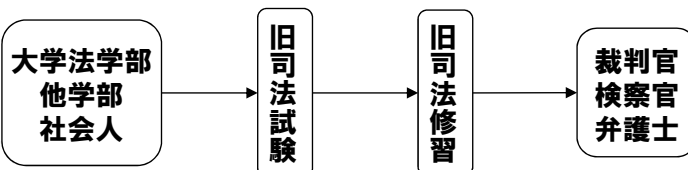
- 司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著、法曹の資質の確保に重大な影響
- 専門的な法知識を確実に習得させ、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには、「大学」において教育を行うことが効果的

上記問題を解決するため、

- ◎ 従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備
- ◎ その中核として法科大学院を設ける

## かつての法曹養成制度

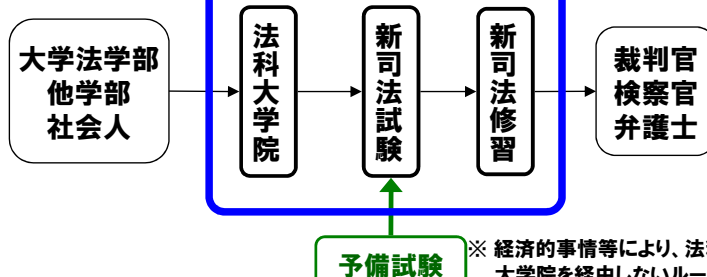
点(試験)のみによる選抜



司法制度改革

## 新しい法曹養成制度 (H16年度~)

プロセスによる養成



## プロセス養成の導入による教育的な効果

プロセス養成の導入・運用の結果、以下に掲げる**教育的な効果が実現**できるようになった

### 1. 多様な人材の受入れの実現

- 法科大学院がなければ他学部出身の自分は法律家になろうとは思わなかった。多くの人にチャンスを与える制度。
- 社会人学生がいることで、限られた時間で効率よく学習する姿勢や、様々な社会経験を学ぶことができる。

### 2. 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立

- 法科大学院の教育においては、多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養する機会となっている。
- 昔は大教室の授業に加えて予備校に通っていたが、今の法科大学院生は少人数で密度の濃い授業を受けている。

### 3. リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養

- 法科大学院で学んだリーガルマインドで、過去の判例がないものを解決する、考える力がついてきた。
- 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

### 4. 体験的な学修機会の提供

- エクスターンシップでは、「紙一枚でその人の人生が決まる」という状況等を経験し、プロフェッショナルとして自分が人に影響を与えることになるという心構えを学んだ。
- NGOのエクスターンシップを通じて、国際的な人権活動にどう役立てるか、自分のキャリアをしっかりと考える機会となった。

### 5. 理論と実務の架橋の確立

- 実務家となった場合に問題をどう解決するか、現場において事情が複雑に絡まったものをどう解きほぐしていくかというところを教えてくれる。
- 実務家と研究者が共同で教えてくれるリーガルクリニックは法科大学院でないとできない。

※法曹養成制度検討会議や法曹の養成に関するフォーラムにおける視察、ヒアリングでの意見等をもとに作成

## 「第1の改革」における主な課題とその対応

制度創設後、①**司法試験合格率の低迷**とともに、②**関連する教育の質の保証等の課題**が生じたため、21年中教審報告を踏まえ、**教育体制の見直しと教育の質の確保など総合的な改善**を実施

### 課題1： 入口(法科大学院入学者)と出口(司法試験合格者)のミスマッチによる合格率の低迷

#### ➡【改善策1】 教育体制の見直し

- ① 平成22年度の入学定員の見直し等の促進
- ② 入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)の確保の徹底
- ③ 課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直し(H22年9月に決定、H24年度予算より適用) 等

### 課題2： 上記課題1に関連する諸課題

#### ➡【改善策2】 教育の質の改善

- ① 共通的な到達目標モデルの設定
- ② 法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加等)
- ③ 成績・進級判定の厳格化

等

#### 【改善策3】 評価システムの改善

- ① 認証評価において、厳格な成績評価、司法試験の合格状況等を重点的に評価
- ② 評価機関の間での不適格認定の基準・方法の改善
- ③ 改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

等

#### 【改善策4】 入学者の質の確保

- ① 志願者の減少を踏まえ、入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ② 適性試験の総受験者の下位15%程度の人数を目安とした、統一入学最低基準の設定

等



## 入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

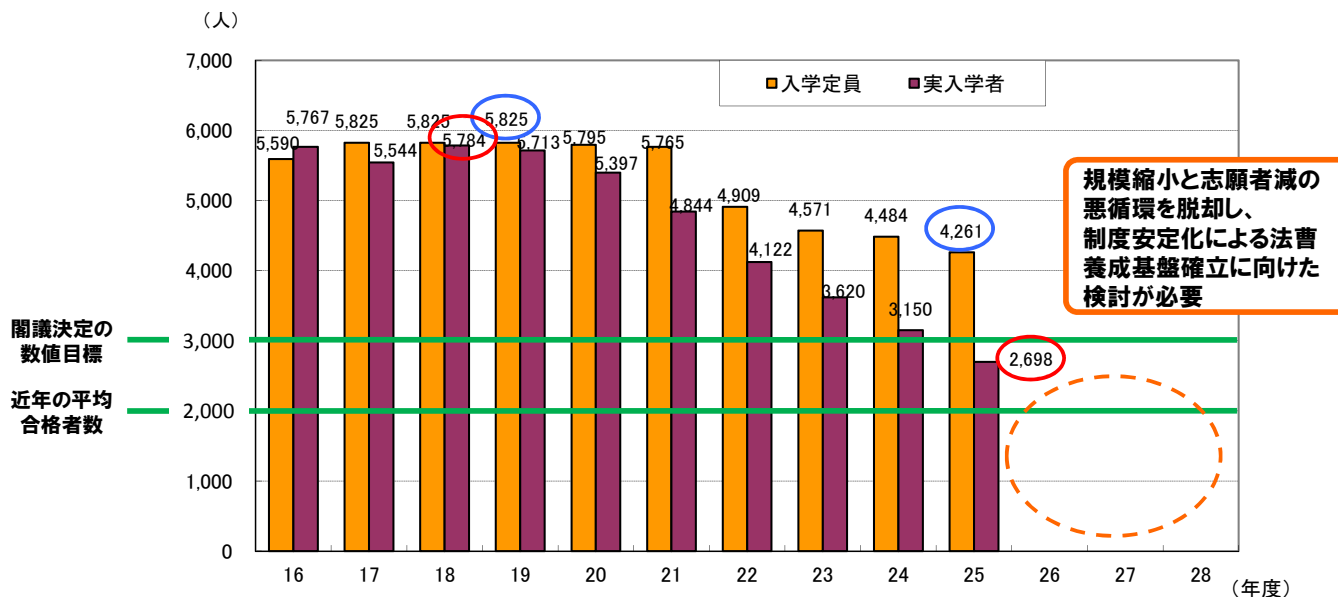
① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ **入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**

+

入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



## 「教育の質の改善」の進捗状況

■ 共通的な到達目標モデルの提示を通じて、修了者の質保証を目指す

### ① 共通的な到達目標モデルの提示

・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院に対し提示

本モデルに基づき、現在、

**52校** が到達目標を策定、もしくは策定予定

■ 成績評価・修了認定の厳格化を目指す

### ② 成績評価・修了認定の厳格化の推進

【進級制導入】

H18年度 76% ⇒ H24年度 99%  
(56大学) (72大学)

【標準修業年限修了者の割合】

H18年度 80.6% ⇒ H24年度 68.2%  
(4,383人) (2,814人)

■ 法律基本科目の量的・質的な充実を目指す

### ③ 法律基本科目を6単位まで増加できる省令改正

・法科大学院において、特に、法学未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加できるよう省令を改正

(平成22年4月施行)

この省令改正を踏まえ、現在、

**50校** が法学未修1年次の履修上限単位数を増加

## 「評価システムの改善」の進捗状況

### ■ 法科大学院の認証評価について、評価基準・方法を改善

#### ④ 認証評価の改善のための省令等の改正

##### ● 省令改正（平成22年4月施行）

###### 〔評価項目の改善〕

- ・ 司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ・ 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、専任教員の適切な配置、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

###### 〔評価方法の改善〕

- ・ 評価方法について、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正

##### ● 認証評価機関の評価基準改正

- ・ 3つの認証評価機関において、上記省令改正を踏まえ、評価基準を改正

### ■ 課題を抱える法科大学院の改善状況について、その進捗状況のフォローアップ体制を構築

#### ⑤ 中央教育審議会による改善状況調査の実施

- ・ 平成21年から「第1の改革」を踏まえた個別の法科大学院の教育の改善状況について、中教審法科大学院特別委員会の下に設置したWGが調査を実施
- ・ これまで、書面調査・ヒアリング・実地調査を通じて計7回の調査を実施し、その結果を公表することで、個別の法科大学院の教育改善に係る取組を促進。
- ・ 直近の調査では、**32大学**を対象に、重点的・継続的なフォローアップを実施

## 法科大学院教育の改善に向けた「第2の改革」の推進

中教審 法科大学院特別委員会『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』（平成24年7月19日）

### 課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率（累積）に大きな差が存在
  - ・ 指標を超える大学の平均は約50%（既修は約60%）
  - ・ 指標を下回る大学の平均は約15%（既修は約30%）  
（※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定）
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

### 課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大（既修者約9割、未修者約6割）
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度（ただし未修者の合格者数は増加）

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

### 【今後の改善方策】

#### 1. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

#### 2. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

#### 3. その他の改善方策

##### 法科大学院教育の成果の積極的な発信

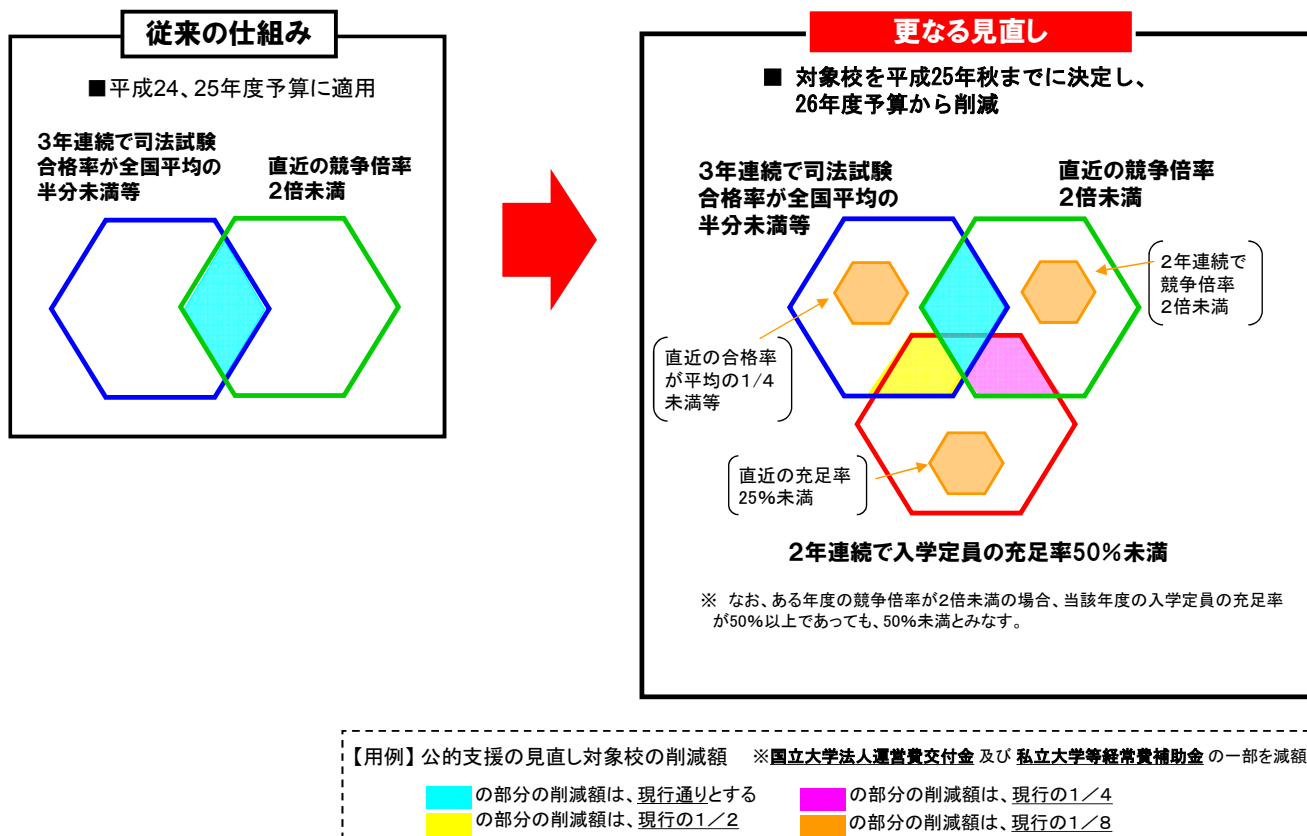
- ・ 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- ・ 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実方策を推進

##### 法科大学院教育の質の改善等の促進

- ・ 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- ・ 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- ・ 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- ・ 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進

## 公的支援の見直しについて

- 課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、平成22年9月に法科大学院への「公的支援の見直し」を決定。更に新指標を加えるなど、平成24年9月には「公的支援の更なる見直し」を決定。



## 公的支援の見直しの対象となった法科大学院

### 公的支援の見直し（平成22年9月公表）

#### 平成24年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:6校  
【私立】大宮法科大学院大学、関東学院大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、東海大学、明治学院大学

#### 平成25年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:4校  
【国立】島根大学  
【私立】愛知学院大学、大東文化大学、東海大学

### 公的支援の更なる見直し（平成24年9月公表）

#### 平成26年度対象

- ①司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:2校  
【私立】愛知学院大学、大東文化大学
  - ②司法試験の合格率及び入学定員の充足率の指標に該当:6校（削減額は①の1/2）  
【国立】鹿児島大学  
【私立】久留米大学、駒澤大学、東海大学、日本大学、福岡大学
  - ③入学者選抜の競争倍率及び入学定員の充足率の指標に該当:4校（削減額は①の1/4）  
【私立】甲南大学、中京大学、白鷗大学、名城大学
  - ④単独の指標の値が著しく低い場合に該当:6校（削減額は①の1/8）
    - ・司法試験の合格率が著しく低い場合 【私立】京都産業大学、國學院大学、獨協大学、龍谷大学
    - ・入学定員の充足率が著しく低い場合 【国立】島根大学  
【私立】神奈川大学
- } 計18校

下線：前年度も対象となっている法科大学院

## 「法学未修者教育」の現状

法学未修者は、法学既修者に比べて、**司法試験合格率**や**標準修業年限終了率**が低迷しており、多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となる恐れがある。

### 法学未修者の現状

#### 司法試験の累積合格率

既修者： 約60%～70%

未修者： 約**30%～40%**

#### 標準修業年限終了率

既修者： 約90%

未修者： 約**50%**

多様なバックグラウンドを持った人材の確保に支障をきたす

## 法学未修者教育の充実方策(中教審)①

中教審WGにおいて、法学未修者教育の充実に向けて、以下の**3つの観点から『システム改革』**を検討

### (1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

#### 〈検討の狙い〉

- ① 法的素養・思考力等の修得程度を、教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活用
- ② 次年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かを厳格に判定できる新しい体系的な仕組みの導入の検討

改革案

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験(仮称)」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後の学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

### (2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

#### 〈検討の狙い〉

- 学修の出発点である1年次に、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律基本科目をより重点的に教育することで、法学の基礎・基本の修得の徹底を図る

改革案

- 1年次は憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

### (3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

#### 〈検討の狙い〉

- 入学者選抜で、法律の試験を実施しないため、入学後に、法学になじめない者が一部生じる現状の改善

改革案

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

## 法学未修者教育の充実方策(中教審)②

中教審WGにおいて、「入学前」、「入学後」、「卒業後」という一連の流れを通じて、多様な学生に対し、きめ細やかな指導や学修支援などの充実方策を推進

### ■入学前から卒業後を一貫した充実方策について

#### (1)「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進 等

##### 【主な方策例】

- ・ 法学に関する入門教材の作成や、インターネット等を活用した法学講座の配信
- ・ 入学前ガイダンスの実施や、入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励 等

#### (2)「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善 等

##### 【主な方策例】

- ・ 講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実や、法的文書作成に係る授業科目の設定
- ・ ICT等を利用し、授業科目の単元毎に小テスト、中間テスト等の実施 等

#### (3)「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実 等

##### 【主な方策例】

- ・ 修了生に対する授業や学校施設の開放の促進や、就職支援を含む相談体制の確立・充実 等

#### (4) 充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、昼夜開講・長期履修制度の活用といった教育支援体制の整備 等

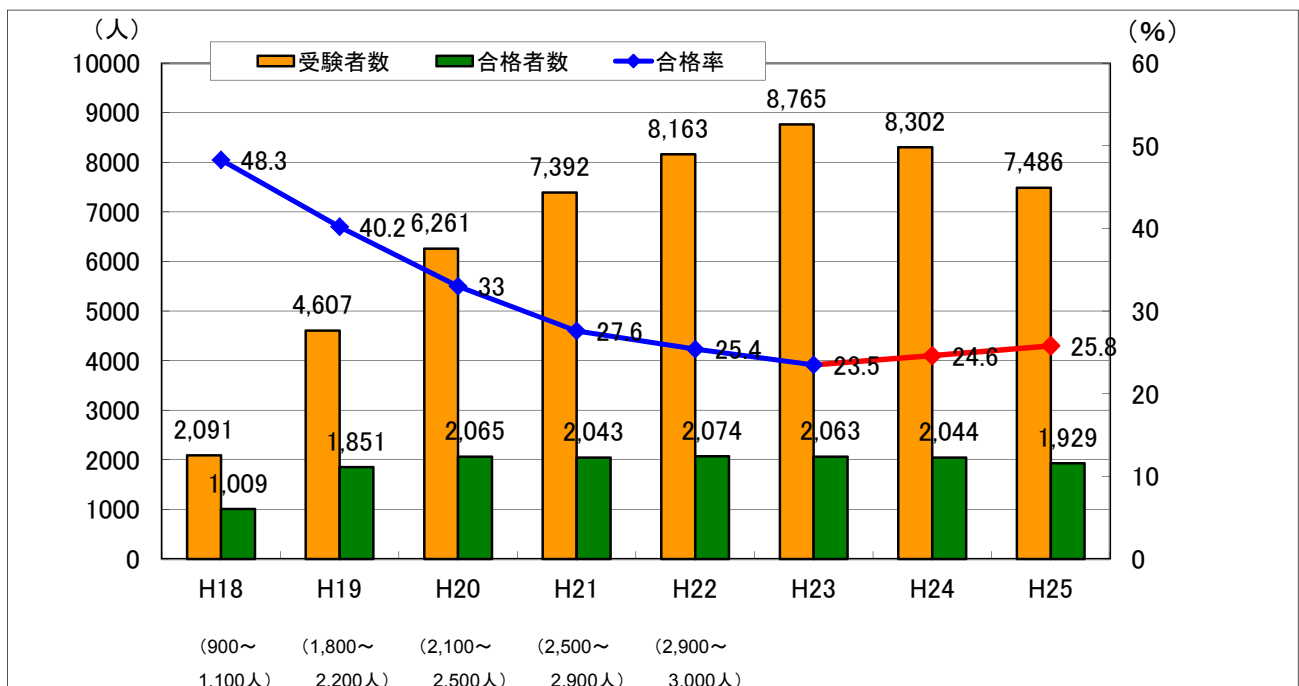
##### 【主な方策例】

- ・ 国内外からの外部講師の招聘、着実な教育成果をあげる法科大学院の授業見学などのFD活動
- ・ 地域ごとにいくつかの法科大学院が共同した夜間開講コースの充実 等

# 法科大学院の現状について

## 司法試験合格率の低下傾向

- 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とするとの政府目標は実現せず。
- 受験者数が累増し、合格者数が頭打ちのため、**合格率は低下傾向だったが、24年試験から上昇。**



## 司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	既修者	未修者
平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176	1,518	69.8%	69.8%	—
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,273	46.3%	65.4%	32.6%
平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,355	47.2%	68.7%	31.9%
平成21年度修了者 (平成22～25年受験可)	4,792	2,208	46.1%	66.4%	32.2%
平成22年度修了者 (平成23～25年受験可)	4,535	1,991	43.9%	60.9%	31.8%
※平成23年度修了者 (平成24～25年受験可)	3,937	1,478	37.5%	53.0%	24.8%
※平成24年度修了者 (平成25年受験可)	3,457	1,067	30.9%	44.2%	16.7%

(※は3回の受験に至っていない。)

## 法科大学院における平成25年度の入学者選抜の状況

(平成25年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員充足率※2	【参考】 入学定員
平成25年度	13,924人	2,698人	0.63	4,261人
前年度 (平成24年度)	18,446人 ▲4,522人(▲24.5%)	3,150人 ▲452人(▲14.3%)	0.70 ▲0.07(▲10%)	4,484人 ▲223人(▲5%)
ピーク時	72,800人 ▲58,876人(▲80.9%) (平成16年度※1)	5,784人 ▲3,086人(▲53.4%) (平成18年度)	1.03 ▲0.40(▲38.8%) (平成16年度※1)	5,825人 ▲1,564人(▲26.8%) (平成19年度)

※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲27,832人(▲66.7%))、入学定員充足率は0.95(▲0.32(▲33.7%))。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全69校中64校(93%)。このうち、入学定員を7割以上充足している法科大学院は19校、入学定員が5割に満たない法科大学院は40校。

## 入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）【再掲】

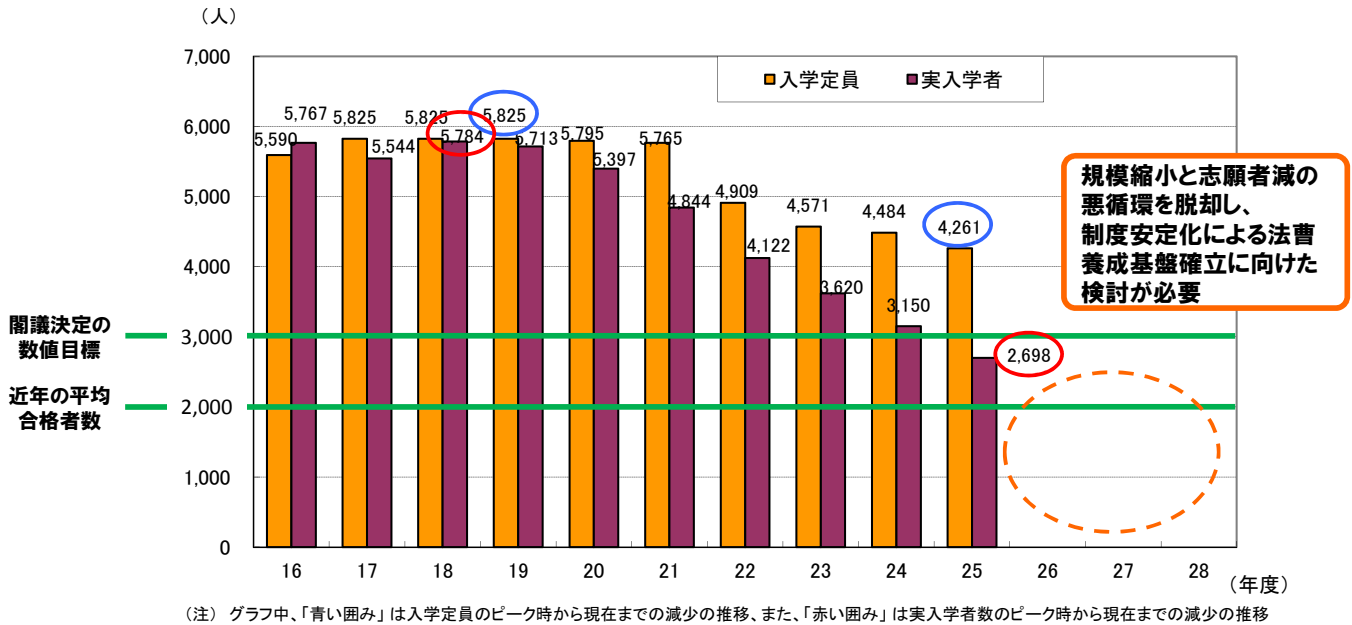
① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ 入学定員充足率の確保などを通じた**入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**

+

入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



## 入学定員と実入学者数(法学未修者の状況)

- ・ 新司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ **法学未修者(主として社会人、法学部以外の出身者)が減少。**

※ ( )内の数字は、ピークを100としたときの割合

年度	志願者数	入学者数	法学未修者		(参考)	
			法学既修者	法学未修者	入学者のうち社会人	入学者のうち非法学部出身者
平成16年度	72,800 (100)	5,767 (99.7)	2,350 (100)	3,417 (94.8)	2,792 (100)	1,988 (100)
平成17年度	41,756 (57.4)	5,544 (95.9)	2,063 (87.8)	3,481 (96.6)	2,091 (74.9)	1,660 (83.5)
平成18年度	40,341 (55.4)	5,784 (100)	2,179 (92.7)	3,605 (100)	1,925 (68.9)	1,634 (82.2)
平成19年度	45,207 (62.1)	5,713 (98.7)	2,169 (92.3)	3,544 (98.3)	1,834 (65.7)	1,490 (74.9)
平成20年度	39,555 (54.3)	5,397 (93.3)	2,066 (87.9)	3,331 (92.4)	1,609 (57.6)	1,410 (70.9)
平成21年度	29,714 (40.8)	4,844 (83.7)	2,021 (86)	2,823 (78.3)	1,298 (46.5)	1,224 (61.6)
平成22年度	24,014 (33.0)	4,122 (71.3)	1,923 (81.8)	2,199 (61)	993 (35.6)	868 (43.7)
平成23年度	22,927 (31.5)	3,620 (62.6)	1,916 (81.5)	1,704 (47.3)	763 (27.3)	748 (37.6)
平成24年度	18,446 (25.3)	3,150 (54.5)	1,825 (77.7)	1,325 (36.8)	689 (24.7)	591 (29.7)
平成25年度	13,924 (19.1)	2,698 (46.5)	1,617 (68.8)	1,081 (30)	514 (18.4)	502 (25.3)



## 入学定員の適正化の経過（課題を抱える法科大学院の状況）

『**合格率に課題がある法科大学院**』を中心に、**実入学者数が大幅に減少**。

司法試験合格率が、全国平均の半分未満の法科大学院 **24校** の実入学者数の合計は、大幅に減少。

H18年度： 1,201人 （全体の20.8%）

／全体5,784人

H25年度： **168人** （全体の**6.2%**）

／全体2,698人

約**85%**の減

なお、上記課題を抱える **24校** のなかには、

- ・ 既に学生募集停止を公表した法科大学院 **8校** のほか、
- ・ 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

## 組織見直し（統合、募集停止、廃止）の状況

学生募集停止を公表した法科大学院 **8校**

（23年4月学生募集停止、25年3月廃止）

- ・ **姫路獨協大学 法科大学院** （22年5月表明）

（25年4月学生募集停止）

- ・ **大宮法科大学院大学** （23年8月表明）  
※ 桐蔭横浜大学法科大学院と統合
- ・ **明治学院大学 法科大学院** （24年5月表明）
- ・ **駿河台大学 法科大学院** （24年7月表明）
- ・ **神戸学院大学 法科大学院** （24年7月表明）

（26年4月学生募集停止予定）

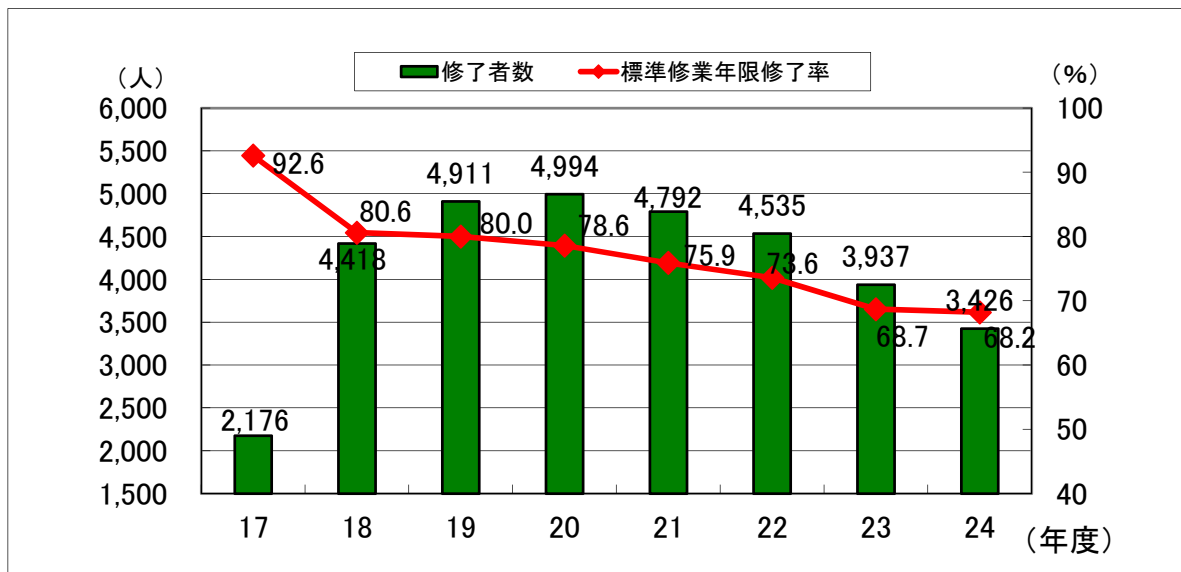
- ・ **東北学院大学 法科大学院** （25年3月表明）
- ・ **大阪学院大学 法科大学院** （25年6月表明）

（27年4月学生募集停止予定）

- ・ **島根大学 法科大学院** （25年6月表明）

## 「修了認定の厳格化」の進捗状況

- 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。



## 標準修業年限での修了認定状況（既修者9割、未修者5割）

修了年度	標準修業年限 修了者数	標準修業年限での修了認定状況	
		既修者	未修者
平成17年度	2,176 (92.6%)	2,176 (92.6%)	—
平成18年度	4,383 (80.6%)	1,819 (90.0%)	2,564 (75.1%)
平成19年度	4,541 (80.0%)	1,972 (91.5%)	2,569 (73.0%)
平成20年度	4,537 (78.6%)	1,996 (93.0%)	2,541 (70.1%)
平成21年度	4,263 (75.9%)	1,871 (91.2%)	2,392 (67.1%)
平成22年度	3,931 (73.6%)	1,790 (89.6%)	2,141 (64.0%)
平成23年度	3,263 (68.7%)	1,650 (86.6%)	1,613 (56.8%)
平成24年度	2,814 (68.2%)	1,643 (85.8%)	1,171 (53.0%)

※( )内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

# 改善方策について

## 入学定員の適正化、組織見直しに関する課題

### ●実入学者数について、大幅減が既に進行しているなかで、入学定員について教育上の適正規模を確保する必要がある。

○実入学者については、ピーク時(平成18年度)の5,784人から、現在(平成25年度)の2,698人へと、大幅に減少。施策が効果を発するまでのタイムラグ等を考慮した上で、適正規模が確保されるよう施策見直しの検討が必要。

○入学定員については、当面、入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの取組を検討・実施し、適正な規模となるようにする。

### ●入学定員減、統廃合について、法科大学院の教育全体の質を確保するとの観点から、組織改革の加速に向けた取組を進める。

○特に、司法試験合格率等に課題が大きい法科大学院については、入学定員の縮減、統廃合の促進等の組織改革の加速に向けた取組を進めていく。

○法曹志願者の減少が大きな課題となる中、法科大学院の教育全体の質を確保することが重要であるので、大学間の連携を含めて、組織改革を進めることが重要。

# 入学定員の適正化、組織見直しに係る現在の取組

## 1. 公的支援の更なる見直しに基づく26年度入学定員の見直しの実施

- 昨年9月、文部科学省において策定・公表した「公的支援の更なる見直し」に基づき、現在、課題を抱える法科大学院を中心に、本年度の入学状況等を踏まえて26年度入学定員の見直しが行われているところ。
- この検討結果は、本年6月末までに文部科学省に対して報告されたところ。

## 2. 中教審・改善状況調査WGによる教育改善などの取組促進の実施

- 中教審・法科大学院特別委員会の下に、改善状況調査WGを設置し、全ての法科大学院に対する書面調査を実施した上、必要に応じてヒアリング、実地調査を実施。
- 現下の状況を踏まえて、課題を抱える法科大学院の教育改善に係る取組をさらに促進。

## 3. 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請

- 文部科学省から、全ての法科大学院<sup>(※)</sup>に対し、法曹養成制度検討会議中間的取りまとめにおける厳しい指摘の状況を伝達するとともに、25年度の入学状況等も踏まえた入学定員の適正化や組織見直しなどに関する検討を要請したところ。

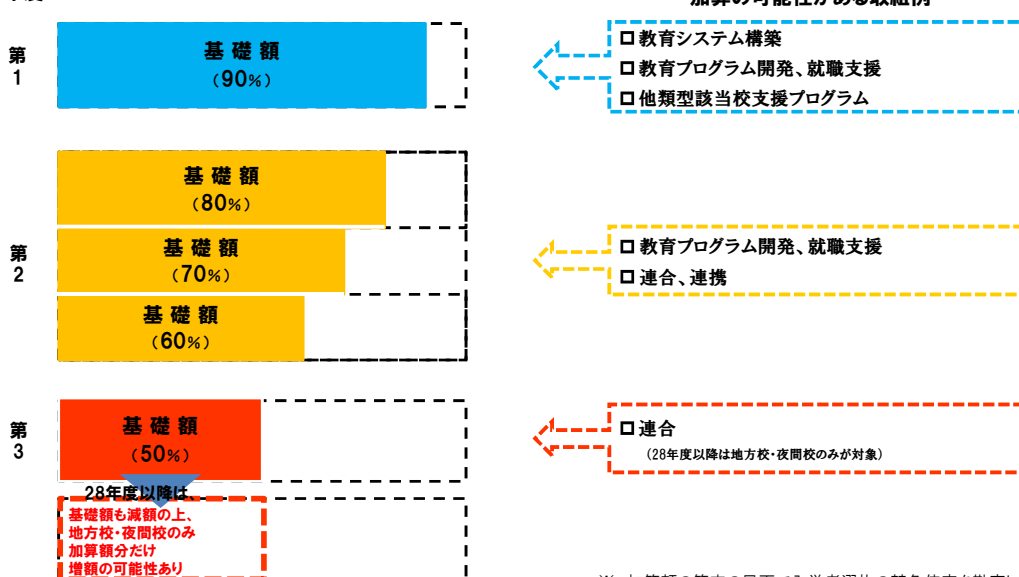
(※) 学生募集停止を公表している法科大学院は除く

# 公的支援の見直しの更なる強化について

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3類型に分類
- 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

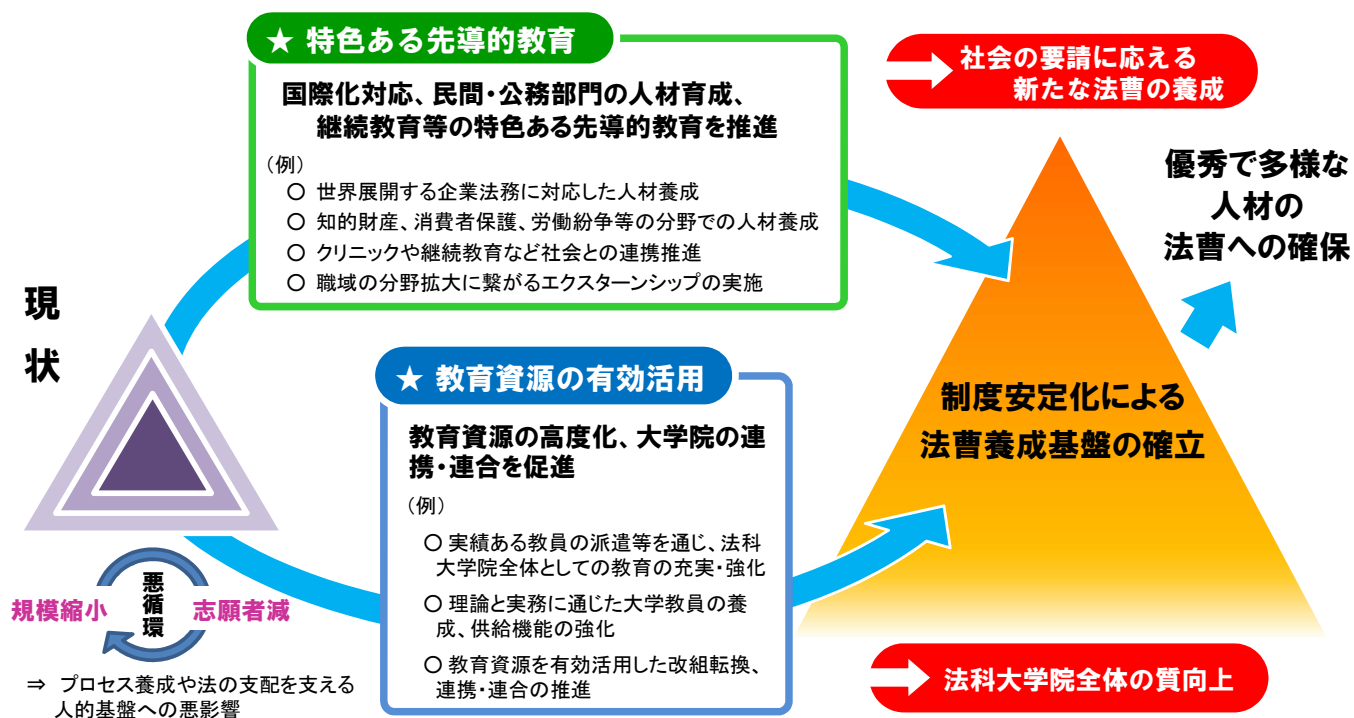
27年度



※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

# 法科大学院の浮揚のための具体的方策（イメージ）案

- 法科大学院教育の浮揚のため、全体としての質の向上を図る
  - 法科大学院相互の連携強化により、教育資源を有効に活用し、全体の質向上に資する
- 法曹養成制度改革の理念を実現するため、国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等を充実する
  - 特色ある先導的教育の推進を通じて、社会の要請に応える新たな法曹を育成し、職域拡大にも資する



## 参考①

# 法科大学院の認証評価について

## 1. 法科大学院に対する認証評価の仕組みについて

### 1. 制度の概要

〔学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条〕

- 国公立の全ての大学は、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による機関別の認証評価を受けることが法令上義務付け
- さらに、法科大学院をはじめとする専門職大学院には、上記認証評価に加えて、5年以内ごとに認証評価機関による分野別の認証評価も受けることが法令上義務付け

### 2. 文部科学大臣による評価機関の認証

- 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての認証基準が、省令に規定
- 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける
- その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける

### 3. 認証評価機関による評価の方法

- 認証評価機関は、法科大学院等の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価を行い、評価基準に適合しているか否かの認定を実施
- なお、大学は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

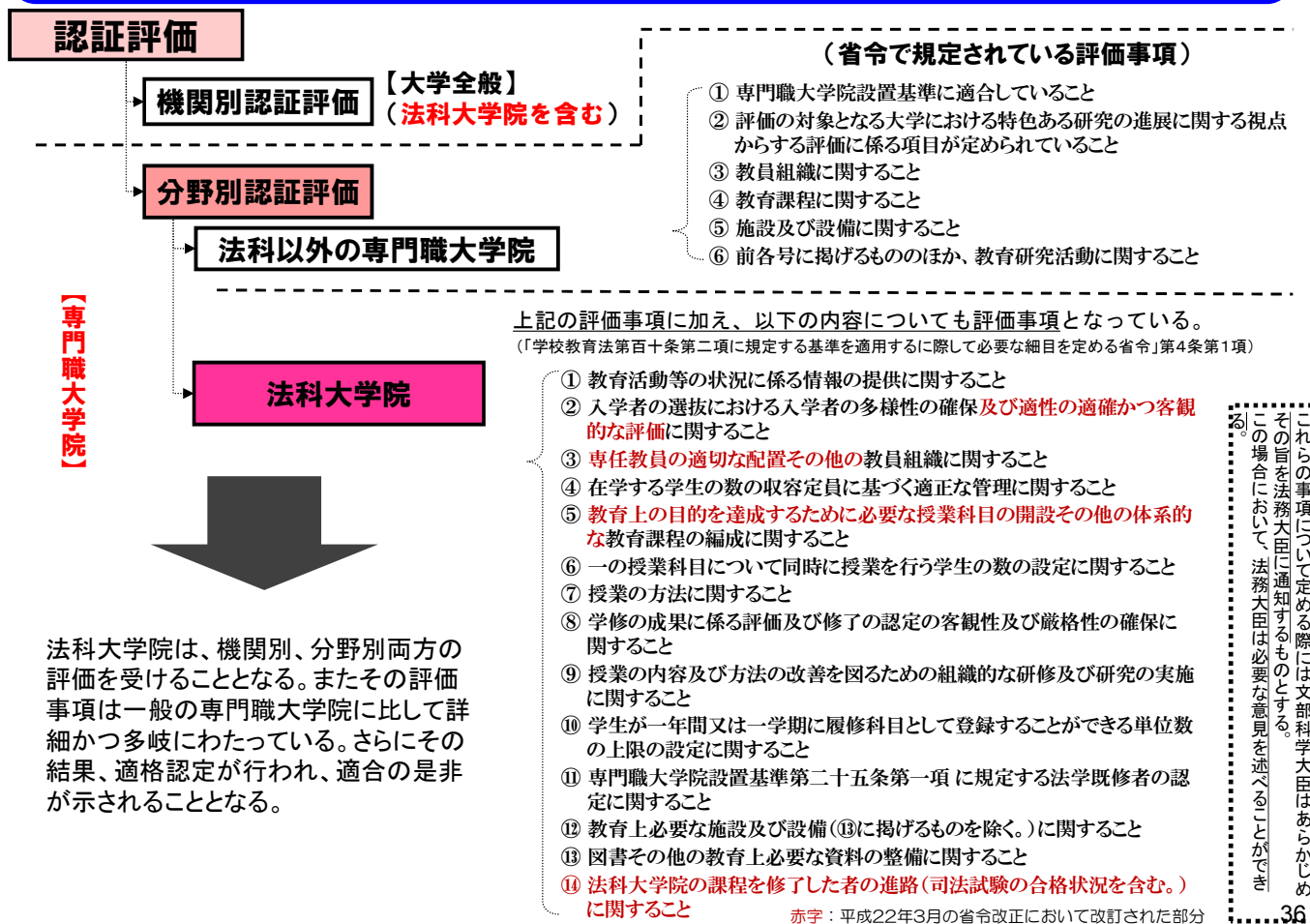
### 4. 評価の結果について 〔法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条第4項及び第5項〕

- 文部科学大臣は、認証評価機関からその結果の報告を受けたときは、遅滞なく法務大臣に通知するものとする。
- 文部科学大臣は、適格認定が受けられなかった法科大学院に対して、教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求める。

(参考)

なお、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

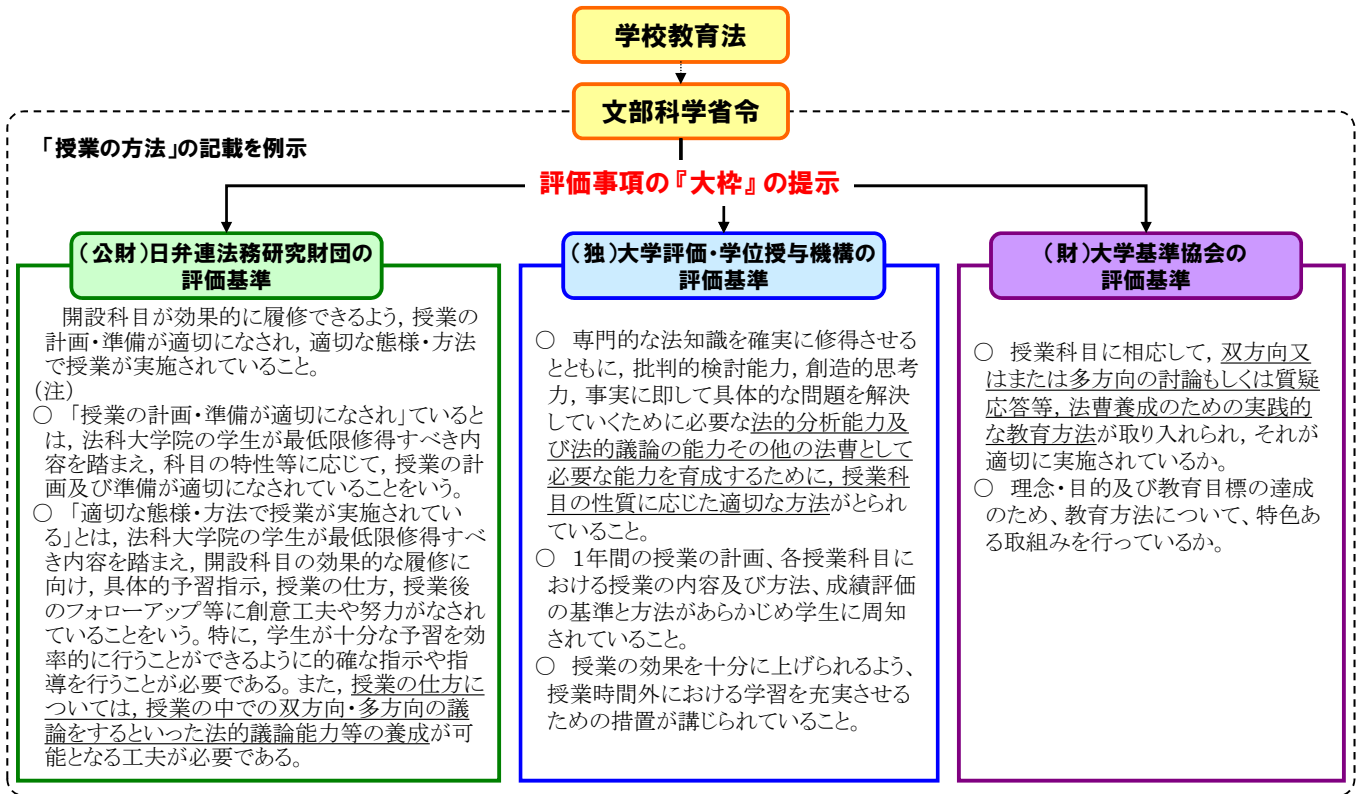
### 5. 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて



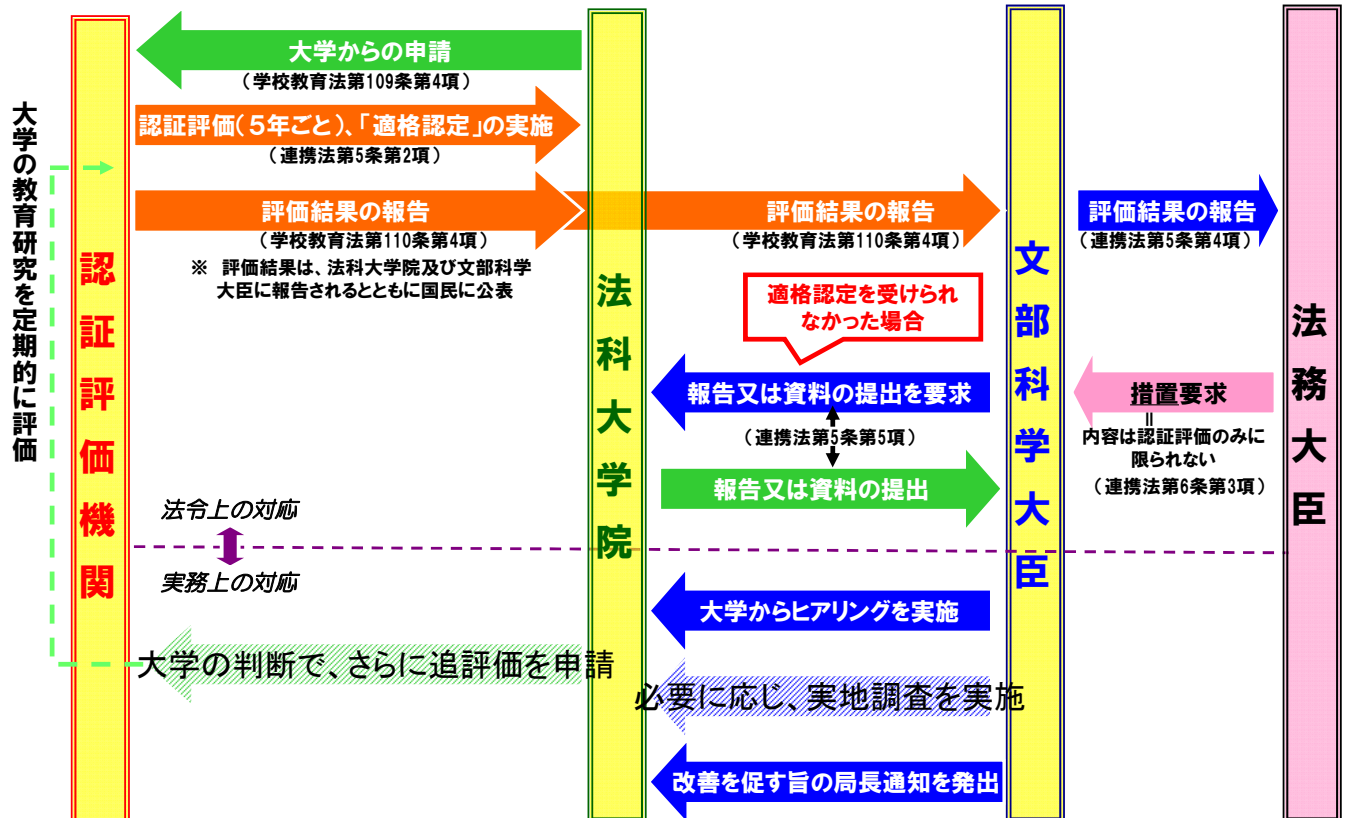
法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

## 6. 法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**



## 7. 法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定



## II. 法科大学院に対する認証評価を行う機関の概要について

	(公財) 日弁連法務研究財団 (平成10年4月24日設立認可)	(独) 大学評価・学位授与機構 (平成16年4月1日独法移行)	(財) 大学基準協会 (昭和34年12月18日設立認可)
設立目的	法及び司法制度の研究、法律実務に携わる者の研修、法情報の収集と提供を行うことにより、法及び司法制度の研究の深化並びに法律実務の改善を図ること	大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図ること  学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図ること	内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献すること
実施する認証評価	① 法科大学院【H16.8.31認証】	① 大学【H17.1.14認証】 ② 短期大学【H17.1.14認証】 ③ 法科大学院【H17.1.14認証】 ④ 高等専門学校【H17.7.12認証】	① 大学【H16.8.31認証】 ② 短期大学【H19.1.25認証】 ③ 法科大学院【H19.2.16認証】 ④ 経営系専門職大学院【H20.4.8認証】 ⑤ 公共政策系専門職大学院【H22.3.31認証】 ⑥ 公衆衛生系専門職大学院【H23.7.4認証】
評価手数料	法科大学院の本評価(収容定員に応じて) 300名程度以下 350万円 600名程度 375万円 900名程度 400万円 (追評価にあっては一分野80万円、さらに分野追加ごとに50万円(ただし、総額は認証評価の手数料は越えない))	法科大学院の本評価 350万円 (追評価にあっては80万円)	法科大学院の本評価 300万円 (追評価にあっては50万円、実地調査が必要な場合には加えて25万円)
役員の構成	全13名 うち 大学関係者4名 うち 法曹関係者9名 (平成25年1月現在)	全5名 うち 大学関係者3名 うち 民間関係者1名 うち 出向者1名(文部科学省) (平成25年4月1日現在)	全36名 36名全てが大学関係者 (平成24年6月30日現在)
評価者の構成	(評価委員会) 全23名 うち 大学関係者10名 うち 法曹関係者 8名 うち 民間関係者 5名 (平成25年4月1日現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全27名 うち 大学関係者16名 うち 法曹関係者 7名 うち 民間関係者 4名 (平成24年6月現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全18名 うち 大学関係者14名 うち 法曹関係者 2名 うち 民間関係者 2名 (平成25年4月1日現在)

## III. 法科大学院に対する認証評価の結果とその対応について

1 巡目の評価結果	(公財) 日弁連法務研究財団					(独) 大学評価・学位授与機構					(財) 大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※追評価とは  
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

2 巡目の 評価結果	(公財)日弁連法務研究財団			(独)大学評価・学位授与機構			(財)大学基準協会		
	大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果	
		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度
	島根大学		H25	北海道大学	○	H24	白鷺大学		H25
	岡山大学		H25	東北大学		H25	慶應義塾大学	○	H24
	鹿児島大学	○	H25	筑波大学		H26	日本大学		H25
	琉球大学		H25	千葉大学	○	H23	法政大学	○	H24
	北海学園大学		H26	東京大学		H25	明治大学		H25
	獨協大学	○	H24	一橋大学	○	H24	神奈川大学		H25
	青山学院大学		H25	横浜国立大学		H25	関東学院大学		H25
	國學院大學	○	H24	新潟大学	○	H24	桐蔭横浜大学		H25
	駒澤大学	○	H23	金沢大学	○	H24	中京大学		H25
	成蹊大学	○	H25	信州大学		H26	南山大学		H25
	創価大学	○	H24	静岡大学		H26	名城大学		H25
	大東文化大学	○	H24	名古屋大学		H25	関西大学		H25
	中央大学		H25	京都大学		H25	甲南大学		H25
	東海大学		H25	大阪大学		H25	広島修道大学		H25
	東洋大学		H25	神戸大学		H25			
	立教大学	○	H24	広島大学		H25			
	早稲田大学	○	H23	香川大学	○	H24			
	山梨学院大学		H25	九州大学		H25			
	立命館大学	○	H24	熊本大学	○	H24			
	関西学院大学	○	H25	首都大学東京		H25			
	久留米大学	×	H24	大阪市立大学		H25			
	西南学院大学	○	H24	学習院大学		H25			
	福岡大学	○	H24	上智大学	○	H24			
				専修大学	○	H24			
				愛知大学	○	H24			
				同志社大学		H25			
				近畿大学		H25			

## 1. 1巡目で適格認定を受けられなかった理由とその後の対応について

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
愛知大学	H19・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムが法律基本科目に過度に偏っている。さらに、司法試験論文式受験対策に係る授業科目が配置され答案作成の技法指導に著しく偏っており、法曹に必要なスキルやマインドを体系的かつ適切に修得できるものとなっていない。</li> <li>履修科目登録単位数の上限設定が規定の単位数を超えていることから、適切な履修がなされていない。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度にカリキュラム改正を実施し、修了要件に占める法律基本科目の割合を減らした。</li> <li>規定の単位数を超える要因となった科目を平成21年度以降は廃止した。</li> </ul>
山梨学院大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>再試験の運用が適切になされていないなど厳格な成績評価が実施されていない。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>再試験の運用に係る要領等を整備した。さらにその実施目的と実施基準を明確化し、実施手続と実施方法の見直しも行った。</li> </ul>
成蹊大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目の履修が偏らないような配慮がなされているとはいえない。</li> <li>展開・先端科目として配置されている演習等の一部の内容が実質的に法律基本科目となっている。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度にカリキュラム改正を行い、科目の履修が偏らないよう整備した。</li> <li>当該展開・先端科目については法律基本科目に分類し直した。</li> </ul>
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。</li> </ul>	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。</li> </ul>
関西大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>修了要件に算入しない自由科目が、必修科目として扱われており、さらに法律基本科目の内容になっていることから、事実上、法律基本科目に偏ったカリキュラムになっている。</li> <li>1クラス50人を大幅に上回る科目が複数ある状況が例年続いている。</li> </ul>	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>学則を改正し、平成24年度入学生から履修バランス等に配慮した新たなカリキュラムとする。</li> <li>1クラスの人数については講義科目のクラス数を増やし、いずれも50人を下回った。</li> </ul>
甲南大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席率が平常点の採点要素となっており、明示された成績分布の割合と異なる科目が多い。また、可否の基準が曖昧など、成績評価が客観的かつ厳格に実施されていない。</li> <li>入試の配点割合や試験結果が公表されていない。</li> <li>法学未修者の選抜に際して、法律的要素(旧司法試験の短答式や論文式の合格など)が考慮されている。</li> <li>実務家教員の一部がカリキュラム以外の審議に参画できない規程になっている。</li> </ul>	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席は成績評価の対象にせず、単位認定に当たっては一定点数以上を合格とする絶対評価制度を導入。</li> <li>平成22年度入試より、各項目の配点割合は入学試験要項で、また、試験結果はホームページでそれぞれ公表。</li> <li>法学未修者コースの出願書類から、「旧司法試験の成績」を削除。</li> <li>実務家教員も事項を限ることなく審議に参画できるよう、平成21年2月に規程改正。</li> </ul>

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
日本大学	H23・協会 (追評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムの構成が法律基本科目に著しく偏ったものとなっており、科目のバランスが不適切との指摘を受け、法律基本科目以外の科目を充実させる対応を取ったが、新たに開設された科目の内容が、実質的に法律基本科目の内容となっている。</li> <li>法学既修者が入学後に、単位認定された科目と同様の内容の基礎的な科目を履修する状態が依然として残っている。</li> </ul>	不適格	<ul style="list-style-type: none"> <li>追評価における指摘を受けた新設科目については、学則を改正し、当該科目を削除。</li> <li>追評価における指摘内容を受けて、カリキュラムを再編し、問題を解消するとともに、先端的な法分野及び専門的な法分野にふさわしい展開・先端科目を開設することとした。</li> </ul>
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。</li> </ul>	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。</li> </ul>
東海大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律基本科目に極端に傾斜したカリキュラムとなっている。</li> <li>多くの学生が授業後に開設されている「自主演習」に出席し、履修登録の上限が実質的に守られていない。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度にカリキュラム改訂を行い、平成22年度より新カリキュラムを実施。</li> <li>平成21年度に授業時間を90分から120分に変更し、授業後の「自主演習」を全面的に廃止した。</li> </ul>
鹿児島大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律基本科目の一分野において必要な専任教員数の基準を満たしていない。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月より当該法律基本科目を担当する専任教員を配置。</li> </ul>
大阪学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本分野の基礎的な学修を行う前に、法律実務基礎科目が配当されており、教育効果の面で問題がある。</li> <li>既修者認定試験を実施しない科目まで単位認定をしている。</li> </ul>	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度入学生より、当該法律実務基礎科目の配当年次を見直した。</li> <li>既修者認定については、認定試験の内容に応じた科目(30単位)を認定対象科目とした。</li> </ul>
姫路獨協大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価委員会が組織されているものの自己改革の仕組みが機能していない。</li> <li>入学定員より受験者数が少ない状況が続いている。また、適切な入学選抜基準が設定されておらず、選抜の方法も不適切。</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価委員会の構成員を見直し、また平成22年度より自己点検結果報告書を公表。</li> <li>平成22年度入学選抜より、合格最低点を設定し、これを上回る者を合格とする仕組みにした。</li> </ul>

## 2. 不適格校に対する文部科学省の取組について

### 1. 報告又は資料の提出を要求

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 報告等の内容としては、**適格認定を受けられなかった事項に関する状況及び当該状況の改善のために講じる措置**

### 2. 大学からヒアリングを実施

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 「1.」で提出された資料内容について、**大学の研究科長等に対しヒアリング**

### 3. 実地調査

- 対象はヒアリング実施校の中から**更なる確認が必要とされた大学**。(過去、適格認定を受けられなかった24校中、6校に対して実施。)
- 例えば、指摘された事項が、教育内容及び方法であった場合に、改善が実際に図られているか直接確認。

### 4. 改善を促す旨の局長通知(改善指導)

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 改善のための措置について、確実に履行してもらうよう、**文書による改善指導を実施**。

※この他、設置計画履行状況調査によるAC(アフターケア)、中教審法科大学院特別委員会WGによる教育の改善状況調査などにより、多角的な視点からのフォローアップが実施されている。

## IV. 認証評価制度に関するこれまでの改善について

### (1) 認証評価が抱えていた課題

平成18年度から開始された法科大学院の認証評価では、**3つの認証評価機関での評価の方法・内容にバラつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じた**

- このため、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、評価基準・方法を改善すべき旨提言
- この提言を受け、平成22年3月に省令を改正し、同年4月から施行

### (2) 具体的な改善内容

#### (評価項目の改善)

- ① 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を**新たな評価項目として追加**
- ② 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成など、より**詳細な内容について評価が行われるよう改正**

#### (評価方法の改善)

- ③ 評価方法について、**法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正**

## 中教審の指摘内容と省令改正について

### 中教審法科大学院特別委員会(報告)を受けた課題事項とその対応について

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、**質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。**
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、**適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況(共通的な到達目標の達成状況を含む)、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む)などを重点評価項目とする必要がある。**
- 「不適格」の認定については、社会(特に法科大学院への入学を希望する者)に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、**評価基準・方法について見直しを行う必要がある。**  
→上記指摘を踏まえ、関係省令を改正。
- 「不適格」の認定の基準・方法については、**3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要がある**、そのために**3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。**  
→上記指摘も踏まえ、3機関による連絡会において、基準・方法等についての情報交換を密に行うなど、認識の共有化を図っている。

## 参考②

# 法科大学院間の連合・連携

### 「共同実施制度」と「連合大学院」について

	「共同実施制度」	「連合大学院」
<b>概念図</b>		
<b>組織</b>	複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。 ※「構成大学院」は対等で、中心となる「基幹大学」等の概念はない。	中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力。
<b>学生</b>	全ての「構成大学院」に在籍。	「基幹大学」の研究科に在籍。
<b>教員</b>	それぞれの「構成大学院」に所属。	「基幹大学」に所属。 ※参加大学の教員は併任。
<b>教育課程</b>	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を編成・実施。	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を編成・実施。
<b>学位</b>	全「構成大学」の連名で授与。	「基幹大学」名で授与。

## 香川大学・愛媛大学による連合

### 概要

- 香川大学及び愛媛大学が連合して教員を出し合い、平成16年4月、基幹校となる香川大学に「**香川大学・愛媛大学連合法務研究科**」を設置。
- 香川大学の名義で学位を授与。(大学院設置基準第7条の2)
- ①親身に地域住民の生活を支える法曹の養成、②地域経済活動を支える法曹の養成、③環境保全を推進する法曹の養成という三つの目標を掲げ、各地方自治体、四国弁護士会連合会、各県弁護士会、企業団体、その他の諸団体からの期待に応える優秀な法曹を多数輩出するとともに、**四国で就業・活躍する弁護士の数を増強**することにより、**弁護士過疎・偏在問題を解消**し、住民の裁判を受ける権利の実質的保障の実現を目指す。

### 特徴

#### 少人数による高密度の教育

- 少人数の学生定員に対し、連合に基づく組織として、19名の専任教員を配置。
- 1クラス当たりの学生数は、最多の授業科目でも20人程度となるなど、学生一人一人に対し、手厚く丁寧な指導が可能。
- 双方向・多方向形式による密度の高い授業を行うとともに、学生と教員との関係がより密接なものとなり、きめ細やかな教育を実現。

#### 地域のサポート

- 四国地域唯一の法科大学院として、高松高裁・地裁、高松高検・地検及び四国弁護士会連合会・四国各県弁護士会などをはじめ、地方公共団体や経済界など地域の各方面から協力・支援あり。
- 専任教員・実務家教員の派遣、エクスターンシップなどの実地研修の受入れ、各地の法律相談への同席等の協力・支援を受けて、地域に根ざした法曹教育を実施。

#### ビジネスロー群・環境法群の充実

- 「地域経済活動を支える法曹の養成」という理念に基づき、ビジネスロー分野の展開・先端科目を整備。香川大学大学院地域マネジメント研究科との連携により、同研究科の一部科目の履修が可能。
- 環境法分野の展開・先端科目も整備。愛媛大学沿岸環境科学研究センターを拠点として蓄積されてきた研究教育の実績を活用し、環境問題に強い法曹を養成。

## 九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による連携

### 概要

- 平成16年の開設当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学の協定による教育連携を実施。
- 平成19年からは琉球大学が参加し、「**九州・沖縄法科大学院教育連携**」となり、**合同での講義、教員の相互派遣、単位互換などを実施**。(平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに選定)
- 開講科目の相互提供や新たな教育方法・教育システムの開発に共同で取り組み、**各法科大学院の特色と長所を相互提供**しつつ、**協調と競争を促進し、相互の独自性を高める**ことで、**法科大学院教育の多様化と充実**を図る。
- さらに、九州大学と鹿児島大学との間では、3年次前期に滞在型の特別聴講学生として相互の学生を受け入れ、30単位を上限に所定の授業科目を履修できるものとする「**滞在型特別聴講学生制度**」を実施。学生が3年次に進学した段階で半年又は1年間、それぞれのキャンパスに通学し、当該大学院の学生と同じ講義を受講。

### 特徴

#### 高速情報通信網の利用

- 連携4大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議を応用し、双方向授業システムとして利用。
- これにより、大学の枠を越えた講義を行うとともに、新たな教育方法の実践・研究につなげる。
  - 九大・熊大・鹿大 →インターネットと法
  - 鹿大・九大・熊大・琉大 →司法政策論
  - 熊大・鹿大 →日本法制史、公共政策法務 等

#### 開講科目の多様化と充実

- 連携4大学間において、特色のある科目や更なる充実が望まれる分野に関する協力を相互に行うことにより、開講科目の多様性と充実を図る。
  - 九大・熊大・鹿大 →知的財産法分野
  - 九大・鹿大 →刑事法分野
  - 民事手続法分野
  - 情報法分野
  - 九大・熊大 →環境法分野 等

#### 臨床科目の相互提供

- 連携4大学に所属している学生は、単位互換制度を利用して、他の連携大学で開講しているエクスターンシップを履修することが可能。
- これにより、受入れ大学が幹旋する福岡、熊本、鹿児島、沖縄、宮崎などの法律事務所や企業において実習を受けることが可能。
- また、離島等司法過疎地で地域の法律相談に取り組むリーガル・クリニックの授業を4大学連携で実施。

## 調査検討経過

### 第1回：平成25年9月30日（月）

- 議 事 （1）会議の公開等について  
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について  
（3）その他

### 第2回：平成25年10月7日（月）

- 議 事 （1）認証評価の改善方策について  
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について  
（3）その他

### 第3回：平成25年10月25日（金）

- 議 事 （1）組織見直しの促進に係る措置及び認証評価の改善方策について  
（2）その他

### 第4回：平成25年11月11日（月）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて  
（2）その他

### 第5回：平成25年11月22日（金）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて  
（2）その他

第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ  
委員名簿

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 2名

有 信 睦 弘 東京大学監事

◎ 土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 7名

大 貫 裕 之 中央大学大学院法務研究科教授

岡 田 志乃布 法務省大臣官房司法法制部付

内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授

椛 嶋 裕 之 弁護士

中 里 智 美 司法研修所教官

古 谷 修 一 早稲田大学大学院法務研究科教授

○ 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法曹養成専攻長

計 9名

\*発令日は平成25年9月30日

\*有信委員の発令日は平成25年4月4日

\*土井委員の発令日は平成25年4月15日

\*片山委員、松下委員の発令日は平成25年5月8日



## 組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループの設置について

平成25年7月11日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」(以下、「組織見直し検討ワーキング・グループ」という。)を次のとおり設置する。

## 1. 所掌事務

法曹養成制度検討会議取りまとめにおける提言等を踏まえ、法科大学院の組織見直しを促進する観点から、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化の推進方策とともに、適格認定の厳格化など認証評価の改善や組織見直しを促進するため必要な措置の在り方等に関し、専門的な調査・分析・検討を行う。

## 2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下、「委員」という。)は、座長が指名する。
- ② 組織見直し検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、組織見直し検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## 3. 設置期間

組織見直し検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成27年2月14日までとする。

## 4. 法科大学院特別委員会への報告

組織見直し検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

## 5. その他

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他組織見直し検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が組織見直し検討ワーキング・グループに諮って定める。

## 共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する  
検討ワーキング・グループ

### 目次

I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について	2
II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための 仕組みについて	6
III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について	6
共通到達度確認試験等に関する答申・報告等（抜粋）	7
調査検討経過	12
委員名簿等	13

# I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について

## 1. 基本的考え方

- 本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」とされたことを受け、本ワーキンググループにおいて調査検討した結果、以下の通り、共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）の目的、内容、実施方法等の基本設計について示すこととする。
- なお、確認試験は、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である法科大学院において、その教育の質を客観的に担保していくための仕組みとして考えられるものである。このような認識の下、ここで示す基本設計については、確認試験が法科大学院の教育の質の向上に資するため、実際の教育現場において効率的かつ効果的に機能するものとなるよう、今後、可及的速やかに試行に着手することとし、その結果も踏まえて、本格的実施に向けた具体的な準備を行い、その過程において、適宜修正・変更を行うことを前提としているものである。

## 2. 目的

- 確認試験については、以下の2つの目的から実施することとする。
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に下記に掲げる学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用すること
    - [2年次進級時]
      - ・ 1年次の学修を通じて得られる基本的な「知識」及び「法的思考力」の修得の程度
      - ・ 2年次以降の学修に対する「適性」
    - [3年次進級時]
      - ・ 2年次までの学修を通じて得られる「知識」及び、その知識を活用して課題を発見、分析、解決するために必要な「法的思考力」の修得の程度
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用すること

## 3. 試験の内容、実施方法等

### （1）時期、対象者及び試験科目

- 学修段階に応じた確認試験については、学生が上級年次に進級する際に試験を受験することを基本にしつつ、その実施時期、対象者、試験科目について本格実施に向けた試行を繰り返す中で、更に具体的に検討を進める。

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通）
2年次の学年末	法学未修者コースの2年次在籍者 法学既修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通） その他の科目 （民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、 行政法）

- 確認試験については、関係閣僚会議の決定に基づき、「法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組み」として設計することとし、試験の実施時期、対象者、試験科目は、上記の表に記すところを基本とする。
- なお、具体的な制度設計については、今後の試行を通じて、試験の難易度を含めて、検証し、必要な検討を進める。その際、3年次の途中段階での実施や、試験科目の範囲をどうするか等についての意見があったことにも留意する。

## （2）試験の実施・位置付け等

- 本格実施時においては、全ての法科大学院の学生が確認試験を受験することを原則とする。
- 試験問題の作成や難易度の調整など、確認試験の実施に必要な作業に関し、全ての法科大学院の協力を得る体制を構築することを原則とする。その際、これまでの学内外の各種試験等での経験・蓄積を活用することが考えられる。
- 試験結果については、当面、その後の学修・進路指導等の参考資料として活用することとなるが、試行等を通じて大学関係者の理解を得つつ、上記2.の目的に即して適切な活用を図る。
- 確認試験の実施に伴い、各法科大学院が行うカリキュラム編成・授業科目の履修順序の変更等を必要以上にせまられないよう配慮することが必要である。

## （3）試験の難易度

- 確認試験の難易度は、法科大学院における共通的な到達目標モデルで示された内容を考慮しつつ、確認試験の目的に照らして適切なものとなるよう設定・調整を行う。その際、共通的な到達目標モデルが法科大学院の修了時点において共通に到達すべき目標を明らかにすることを目指したものであることを踏まえ、確認試験は、学修途上にある学生に対して実施されるものとして適切な難易度となるよう留意することが必要である。
- 1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目については、
  - ① 出題範囲及び試験問題は共通とし、受験年次に応じて到達度の目標を分けて判定する方法
  - ② 出題範囲は共通とするが、難易度の異なる試験を別途設定して、その到達度を判定する方法
  - ③ 出題範囲の異なる試験を別途設定して、それぞれの到達度を判定する方法

が考えられるが、まずは、速やかな着手が可能となる①の方法により、1年次の確認試験の試行に着手しつつ、併せて2年次の確認試験の難易度を検討し、試行の状況に応じて、試験の難易度や出題の仕方について検討を行う。

- また、各大学における学修の進度の差や各法律科目ごとの性質の違いを考慮すると、法律科目によって異なる試験の方法を取ることが適切である可能性もあることから、最終的にどのような方法を採用するかについては、試行の中で、更に具体的に検討を進める必要がある。

#### (4) 試験方式

- 確認試験の方式について、現在、類似する試験が先行して実施されている医学系等の事例として、試験問題の難易度調整・採点等の設定や、大学や学生の実施に係る自由度の確保などの観点から、コンピュータを活用した試験方式（C B T方式）が採用されているところである。コンピュータを活用した場合には、出題の仕方について、例えば以下のような方式を採用する可能性がある。

- ・ 知識を問う問題は、多肢選択形式・択一式を基本
- ・ 法的思考力を問う問題は、多肢選択形式・択一式、順次解答連問方式を基本

- C B T方式には、上記の利点が考えられる一方で、多数のストック問題の作成や精選等の作業負担、コンピュータシステムの導入・維持管理の負担などの難点もあることを踏まえ、確認試験の方式については、法科大学院における教育の特性や受験者数の規模にも十分配慮しつつ、紙媒体による試験実施の可能性も含め、試行の中で、更に具体的に検討する必要がある。
- このため、試行開始時点においては、まず、試験問題の作成・精選や難易度の調整方法などを検証するため、紙媒体等による簡易な試験方式により速やかに試行に着手することが現実的と考える。

#### (5) 司法試験との関係

- 確認試験の目的は上記2. に述べた通りであり、確認試験の実施と司法試験短答式試験の免除とは当然に関係づけられるものではなく、法科大学院における教育のあるべき姿と司法試験の試験科目の改正等の動向も踏まえつつ、例えば、2年次の学年末の確認試験の結果に応じて、一定の成績を達成した者には司法試験短答式試験を免除するなど、司法試験の短答式試験との具体的な関係づけの方法について法務省等関係省庁と連携しながら検討・整理する必要がある。その際、確認試験と司法試験短答式試験の制度趣旨の相違を考慮すると双方の試験科目が一致する必然性はないと考えられるが、司法試験との関係については、確認試験の試行の結果と司法試験の合格状況との関係等を検証・分析しながら、法科大学院における学修が過度に知識偏重なものとならないよう十分留意しつつ検討を行う必要がある。

#### (6) 留意事項

- 特に、法学未修者にとって、自身の到達度を把握することがその後の学修を進める際の一助となることや、教員にとって、全国的な水準の中で学生の学修状況を理解することがそ

の後の教育の改善に向けた取組に繋がることなど、法学未修者教育の改善に資する効果的な手段としても活用されるよう留意する必要がある。

- その際、法科大学院生の学修が、確認試験への対策に偏らないように、また、過度に知識偏重なものとならないように特に留意する必要がある。また、法学未修者の学修進度やその修得状況については、法学既修者としての認定を経た法学既修者とは異なることから、2年次の学年末に実施することが予定される確認試験においても、両者の差異に留意して、試行の実施や詳細な制度設計を行う必要がある。
- また、試行を通じた確認試験制度の定着度合に応じ、確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の関係に関し、それぞれ機能・役割を比較考慮し、その在り方について改めて検討する必要がある。

#### 4. 本格実施に向けた試行について

- 確認試験の具体化に当たっては、一定期間の「試行」による検証作業を通じて改善を図るサイクルが不可欠なことから、体制の在り方も含め、速やかに試行に向けた準備に着手する必要がある。
  - (試行を通じて準備・検証すべき主な事項)
    - ・ 確認試験で判定すべき到達度の確認、共通理解
    - ・ 確認試験の問題の作成、精選、難易度の調整
    - ・ 確認試験の実施方法・実施時期の確認
    - ・ 確認試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法 等
- その際、1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目から試験の検討・実施に着手し、この試行結果等を踏まえ、更に他の法律科目の検討を進める必要がある。
- 未修者教育の改善は喫緊の課題であり、1年次の学年末に実施する確認試験については、より早期に本格実施に移行できるようにすることが必要である。
- また、試験問題の作成や確認試験の実施・準備の体制など、試行の準備段階から、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら進めることが必要である。

## II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みについて

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。
- 法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、法学部や法学研究科など既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。

## III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について

- 法科大学院修了後に、法学的素養を活かす公務や企業法務などの分野へ進むことを希望する者に対し、進路指導等を通じ、民間企業や地方公共団体等への就職支援の充実方策を検討し、実施する必要がある。
- その際、法科大学院全体、また各法科大学院における取組として、エクスターンシップ等の授業を行う中で、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築し、法科大学院教育の意義や内容を広く紹介し、「法務博士（専門職）」の社会的有用性が広く社会に認められることを目指すべきである。
- 法科大学院入学者のうち、入学後の学修を通じて企業・官公庁など法曹以外の法律に関わる職種へ進むことを希望する者に対し、法科大学院在学中においても、きめ細やかな進路指導に努めること等の支援を行うことが必要である。その際、個々の学生の希望や適性に応じてより適切な教育を提供できる他の研究科（専攻）への転研究科（転専攻）の促進や、各大学の既存研究科等の授業科目を活用しながら、法曹以外の公務、民間向けの人材育成を行う新たなコースを設定することや法科大学院で培ったノウハウを活用した新たな教育組織への改組転換を図ることも考えられる。その際、その教育内容にふさわしい学位の在り方を検討することが必要である。

## 共通到達度確認試験等に関する答申・報告等（抜粋）

### I 政府全体における検討状況

「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議）

#### 第4 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日 法曹養成制度検討会議）

#### 第3 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

##### (2) 教育の質の向上・法学未修者の教育

- ・ 法学未修者は、入学選抜段階で法学の基礎的な学識を有するとの認定を受けていない者であるから、基本的な法律科目を重点的に教育し、基礎・基本の習得の徹底を図るとともに、その到達度を、教育課程の各段階に応じて客観的に判定する仕組みが必要である。

特に、学修の出発点である1年次においては基本的な法律科目の修得を徹底し、2年次以降は法学既修者も受講する授業を受けることになることから、進級に当たり厳格な到達度判定を行う必要がある。そこで、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、平成24年11月30日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験（仮称）」の導入を、その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ、早期に実現することを目指す。

（次ページに続く）



- 共通到達度確認試験（仮称）については、法学未修者が、その学ぶべき内容（例えば共通的な到達目標）の達成度を確認でき、自らの学修成果を客観的に把握することでその後の学修に活かせるようにするとともに、法科大学院が学生に対する指導の際の参考資料とすることができるものとして構築する。さらに、第4で述べる新たな検討体制において、これを法学既修者にも活用できるものとして整備することを検討し、その際には、法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して適切に制度の整備を進めるべきである。その際、3(2)で検討する司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮すべきである。なお、共通到達度確認試験は、あくまでも法科大学院における学修の達成度を確認するためのものであり、司法試験における短答式試験そのものを前倒しするものではない。
- また、法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実は、法曹の多様性を確保する観点から重要であるため、法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに、現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については、それらを更に充実させる取組が必要である。

## Ⅱ 中央教育審議会におけるこれまでの検討状況

### 「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

#### ＜法学未修者教育の充実方策の実施＞

現状において、制度全体として法学未修者の教育に課題があることは明らかである。一方で、法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院も存在することから、こうした法科大学院における法学未修者教育についての優れた取組の共有化を図ることが必要である。

また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や3年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。

このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。

このため、本特別委員会の下に新たなワーキング・グループを設置して集中的に検討する体制を構築することが必要である。

※「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（平成 24 年 11 月 30 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）」については、別添資料参照。

### Ⅲ 与党における検討状況

#### 「法曹養成制度についての中間提言」(平成25年6月18日 自由民主党政務調査会司法制度調査会)

##### 第5. 法科大学院の在り方(存在意義、定員、数、既習未習、内容、法学部)

(5) 内容について、ヒアリングや法科大学院の現場視察を通じ、法科大学院における教育の質は高く、学生たちの教授陣や学問環境への満足度も高いことが伺えた。他方で、司法試験が難解にみられる、または良質な問題であっても難解に見えることもあってまだまだ暗記中心から変わりきれていないとの指摘もあった。

法科大学院の在り方の改善、司法試験の在り方の見直しを通じ、暗記中心の教育から法曹養成プロセスとして質の高い教育をより行えるように不断の改革を行っていくべきである。

(6) 法学部とのあり方について、(2年間の教養学部後の)2年間の法学部に加えて2年間の法科大学院を置く意味への疑問が複数の議員によって提起された。今後2年間かけて、法科大学院の在り方の改善を行うため、ただちには結論づけられないものの、法学部の存在意義自体を問う声が数多くあったことを厳しく受け止め、大学や文科省として特に法科大学院志望の法学部生の負担軽減措置(法学部における飛び級等、ただし、こうした技術的な短縮を否定し、むしろ法学部自体をなくすべきとする声もあったことに留意)をさらに拡大するとともに、その存在意義が誰からも分かるように検討すべきである。

#### 「法曹養成に関する提言」(平成25年6月11日 公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)

##### 第3 法曹養成制度の在り方

###### 1 法科大学院

○ 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるという司法制度改革の理念を実現するためには、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低迷している現状を改善することが必要である。そのためには、法学未修者に対する教育の在り方を改善するとともに、法科大学院で教えるべき内容を、法曹になるために必要な内容という観点から検討される必要がある。このような観点から、現在、法科大学院で修得すべき内容のスタンダードとされている「共通到達目標」について、さらに検討するとともに、その内容について司法試験との連携を図ることについて検討すべきである。

○ なお、法曹養成制度検討会議において提案されている「共通到達度確認試験」については、それが、法学未修者を始めとする法科大学院生にとって過重な負担となる点にも配慮して、「プロセス」としての法曹養成制度の理念に沿ったものとなるよう、その目的、内容等を検討する必要がある。

○ また、上記目的を達するためには、同時に法学未修者の入学選抜の在り方を改善することが必要であるが、その際、改善策の軸となるべきは、法科大学院適性試験(以下、「適性試験」という。)の信頼性の向上である。

適性試験は、事実上すべての法科大学院において実施されているものであるが、その選抜機能についてはいまだ成熟途上の面があることは否めない。したがって、適性試験実施機関において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の相関性を検証して、その改善に役立てることが可能になるよう、法科大学院から適性試験実施機関に対して、個人情報に留意しつつ、必要な情報の開示を行わせるなどの方策が検討されるべきである。

# 法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

## 司法制度改革で目指された姿

- 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放
- 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

## 法学未修者の現状

- 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少
- 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

しかし現実には……

## 法学未修者教育を巡る『4つの課題』

### （1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

- ・ 法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない
- ・ 法的な考え方になじめない学生が一部存在

### （2）法学部出身者を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性
- ・ 法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

### （3）社会人経験を持つ者を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・ 同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

### （4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備を目指す

## 法学未修者教育に関する充実方策

### 【改善の主なポイント】

- ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底
- ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討
- ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援
- ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

### 【具体的な方策】

## 1. システム改革に向けた検討

### （1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

### （2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

### （3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

## 2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

### （1）「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

### （2）「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

### （3）「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒後の動向把握・就職支援等の充実

### （4）充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

## 調査検討経過

### 第1回：平成25年10月1日（火）

- 議 事 （1）会議の公開等について  
（2）共通到達度確認試験等に関する検討事項について  
（3）その他

### 第2回：平成25年10月8日（火）

- 議 事 （1）共用試験に関するヒアリングについて  
（2）その他

### 第3回：平成25年10月22日（火）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験の基本設計について  
（2）法学未修者教育の充実方策について  
（3）その他

### 第4回：平成25年11月8日（金）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験等に関する検討結果の取りまとめに向けた議論  
（2）その他

### 第5回：平成25年11月22日（金）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験等に関する検討結果の取りまとめに向けた議論  
（2）その他

第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ  
委員名簿

(専門委員) 12名

磯村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
木村 敦子	京都大学大学院法学研究科准教授
佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
酒井 圭	弁護士
佐久間 佳枝	法務省大臣官房司法法制部付 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官
佐藤 隆之	東北大学大学院法学研究科教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
日吉 由美子	弁護士
松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授
村田 涉	司法研修所教官
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 12名

\*発令日は平成25年9月30日

\*磯村委員、日吉委員、山本委員の発令日は平成25年5月8日

## 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループの設置について

平成25年7月11日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」（以下、「到達度確認試験検討ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

## 1. 所掌事務

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告や法曹養成制度検討会議取りまとめにおける提言等を踏まえ、法科大学院教育全体の質保証を図る観点から、「共通到達度確認試験（仮称）」の基本設計や、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組み等に関する専門的な調査・分析・検討を行う。

## 2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 到達度確認試験検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 到達度確認試験検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、到達度確認試験検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## 3. 設置期間

到達度確認試験検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成27年2月14日までとする。

## 4. 法科大学院特別委員会への報告

到達度確認試験検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

## 5. その他

- ① 到達度確認試験検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他到達度確認試験検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が到達度確認試験検討ワーキング・グループに諮って定める。





## 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実にに向けた基本的な方向性」 に基づき直ちに取り組むべき課題への対応について

### 1. 認証評価の抜本的な見直し

認証評価の適格認定の改善等に向けて、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的に見直すこととし、法科大学院の実態を的確に判定できるよう司法試験の合格状況や教育活動等に関する指標の充実や、不適格の判定がばらつかないよう重要な評価基準の統一化などを行うことを目指す。

- このため、認証評価機関の評価基準の見直しも必要となることから、「学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年三月十二日文部科学省令第七号）」の見直しなど必要な準備作業に速やかに着手する。

### 2. 共通到達度確認試験（仮称）の実現に向けた取組

法科大学院教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、教育課程で学修した内容に関し、その進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用するとともに、学生が全国規模の比較の中で自らの学習到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することを目的とした共通到達度確認試験（仮称）の実現に向けて、試行など準備作業に取り組むことを目指す。

- このため、26年度中の試行実施を目指し、検討体制の立ち上げや試験問題の作成準備などに速やかに取り組む。

### 3. 法学未修者教育の充実

法学未修者に対する法律基本科目の単位数の増加、配当年次の在り方の見直しや、多様な学修経験等を有する法学未修者に対する展開・先端科目群などの一部履修の軽減、これらの取組を適正に評価できるような評価基準等の見直しなどに取り組むことを目指す。

- このため、上記取組が可能となるよう、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第五十三号）」の見直しに向けた作業に速やかに取り組む。



## 司法試験予備試験に関する法科大学院に対するアンケート調査回答結果(概要)

文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施。

### 調査結果全体について

予備試験に対する懸念を回答した大学： 54校／73校 (70%)

上記のうち司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学： 12校／15校 (80%)

#### 【参考：平成25年予備試験に関する状況】

出願時所属	受験者	合格者
司法試験の累積合格率が全国平均以上の15校について		
学部	1,609人	97人
法科大学院 (学生数4,403人)	952人 (22%)	141人 (3%)
司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の23校について		
学部	113人	1人
法科大学院 (学生数1,227人)	123人 (10%)	2人 (0.2%)

※司法試験委員会会議(第98回)配付資料及び文部科学省調査のデータに基づき作成。なお、法科大学院の学生数は平成24年4月1日現在のもの。

## 1. 法科大学院教育全体に与える影響

### 【予備試験が主流という認識、プロセスとしての法科大学院教育の軽視】

- ・今後、法曹をめざす学生のうち優秀な学生は予備試験合格による司法試験受験の道を選択し、それに伴って、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速し、閉校を余儀なくされる法科大学院がますます増加し、法科大学院を取り巻く状況は激変するものと考えられる。
- ・法科大学院に入学してきた学生も予備試験を受験する準備を進めていることから、本来の法科大学院教育において基本となる「プロセス」を重視する思考がなかなか身に着かず、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識、さらには社会人としての基本的なマナー等に欠ける学生が増えてきている。
- ・「予備試験で受からなかった人が行くのがロースクール」という印象が定着し、予備試験の拡大によって、法科大学院教育は崩壊寸前の状況にあるといっても過言ではない。

### 【受験対策意識が強くなりつつある現状】

- ・法科大学院教育と完全に矛盾するわけではないものの、受験対策意識が強くなり、優れた法曹養成という視点が弱くなっていくとの懸念がある。
- ・予備試験の利用者増により、法科大学院制度の本来の趣旨であるプロセスによる法曹養成の理念から離れ、司法試験に受ければよいという風潮を醸成している。

### 【幅広い教育を行うという法科大学院教育の理念の実現に支障】

- ・学部段階で予備試験に合格して、法科大学院に入学しないで自宅学習で司法試験の準備をする者がいるようであるが、優秀な学生に（基礎法学・隣接科目も含めて）幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなる。

### 【予備試験で問われる範囲と法科大学院教育の範囲との不整合】

- ・予備試験においては基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのか不明であり、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失している。

## 2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響

### 【予備試験の実施日やその直前期に出る影響】

- ・予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に法科大学院学生のかなりの数が必修授業を欠席した例がある。
- ・予備試験の日程と重なるとの理由で、授業日の調整、授業の欠席許可を要望した学生がいる。
- ・予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。

### 【学生の授業等に対する取組の変化】

- ・法科大学院の授業と平行して予備試験の受験準備を進めている学生が多く、本来必要な授業の予習・復習が疎かになっている者が見られる。このため、問題解決に至る柔軟な思考を養う対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も散見される。

- ・法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても『基礎法学・隣接科目』および『展開・先端科目』を軽視する傾向が広まる要因となっている。
- ・法曹資格取得のためのショートカットとして予備試験受験の意向を示す者は一定数おり、授業への影響（予習不足、受験情報の流布等による浮足立った雰囲気など）が生じ始めている。
- ・予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生もおり、法科大学院で準備・提供される学習への意欲が全般的に低く、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向が現われつつある。

### 3. 学生に与える影響

#### 3-1. 入学前の学部生に与える影響

##### 【法科大学院志願者の減少】

- ・予備試験の受験者数の増加と反比例して、法科大学院の受験に必要な法科大学院統一適性試験の受験者が減少し、したがって、法科大学院の入学試験の受験者数が減少している。受験者の減少は、法科大学院のうち中堅以下の法科大学院に大きな影響を与えている。
- ・最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。
- ・相当数の法曹志望者が法科大学院への進学を選択肢から外し、予備試験受験へ流れている動向があるものと感じている。

##### 【学部学生の進路選択に与える影響】

- ・学生が、法科大学院に進学するよりも学部で留年するという選択をすれば、学部教育に対して新たなゆがみを生じる契機となりうる。
- ・予備試験合格ルートの方が就職に有利と考え、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退して、予備試験の準備を進めている学部生もいる。

**【優秀な学生の確保が困難】**

- ・優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向にあり、法学既修者の確保が困難になっている。

**3-2. 法科大学院在学中の学生に与える影響**

**【成績のよい学生が受験対策を行っている実態】**

- ・予備試験が併存している関係で、法科大学院在学中の中で、とくに成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。

**【他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響】**

- ・試験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められることは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感を与えることになっている。
- ・クラス内に予備試験合格者、あるいはさらに予備試験合格にもとづく司法試験合格者がいると、それ以外の学生の中に、日々の勉強のしかたや修了後の進路について過度かつ無用の不安を抱く者がいる。

**【休学者、退学者の存在】**

- ・予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した暁に退学したい、との希望を申し出たケースがある。

**【模擬試験として活用されている実態】**

- ・予備試験は、法科大学院在校生にとって自分の実力を知るための方法として使われている側面がある。

## 予備試験に関する追加調査結果（概要）

平成25年予備試験の受験者（出願時の自己申告に基づく）がいる法科大学院66校に対し、平成26年3月1日現在の状況を調査した。

### ■予備試験に係る学生の動向の把握状況

**質問** アンケート等により、「予備試験を今後受験する予定のある学生（既に受験したことのある学生が再受験する場合も含む）」、「既に予備試験を受験した学生」、「既に予備試験を受験し、合格した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生」を把握していますか。把握していないと回答された場合、把握していない理由を御教示ください。把握していると回答された場合、どのような理由、方法により把握することができたか、その内容を御教示ください。

区分	把握している※	把握していない
予備試験を今後受験する予定のある学生 （既に受験したことのある学生が再受験する場合も含む）	9校（14%）	57校（86%）
既に予備試験を受験した学生	19校（29%）	47校（71%）
既に予備試験を受験し、合格した学生	22校（33%）	44校（67%）
予備試験合格後、司法試験を受験した学生	9校（14%）	57校（86%）
予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生	13校（20%）	53校（80%）

※一部のみ把握している場合を含む。

#### 【把握している場合、その方法】

- 学生との会話・面談
- 学生の自己申告
- 授業欠席、退学・休学の理由
- 奨学金返還の必要性や施設利用の可否に関する問合せ
- 在学生に対するアンケート
- 司法試験委員会会議資料

#### 【把握していない場合、その理由】

- 予備試験受験は学生の自由であるため
- 予備試験受験は学外の活動につき、把握することは極めて困難であるため
- 予備試験合格等を理由に退学した者等はいないと考えられ、大学として把握する必要がないため
- 在学生は少数につき、該当する学生がいればすぐに判明すると考えられるため
- 把握しようとする、予備試験受験を奨励していると思われるなど、在校生への影響が危惧されるため
- 既に学生募集停止を決定しており、予備試験が入試等に及ぼす影響がないため

## ■学生が予備試験を受験する理由の把握状況

**質問** 学生がどのような理由で予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験するのか、その理由を把握していれば、その内容を御教示ください。

### 【把握している主な理由】

- 模擬試験として活用するため
- 法曹になるまでの時間・費用を節約するため
- 予備試験に合格している方が就職に有利、優秀と思われるとの認識があるため
- 予備試験で求められる内容が法科大学院の授業科目より大幅に少なく、また、授業レベルと比較してさほど高くないため
- 司法試験受験資格を得るため、法科大学院への在学を保険としつつ予備試験合格を目指すことが可能であるため
- 周囲が受験するため
- 予備試験への対応は予備校に頼る面が大きく、家庭に経済的な余裕がある学生ほど予備校に多くの費用をかけ、結果的に早く合格するサイクルができていることから、親が子供に早期に予備試験を目指すことを勧めるため
- 法科大学院の教員又は学部の司法試験受験団体が予備試験の受験を奨励しているため
- 法科大学院の厳格な成績評価基準により、法科大学院を進級・修了できなかった場合に備えるため

## ■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の把握状況

**質問** 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響を把握していれば、その内容を御教示ください。

何らかの影響を把握している 31校 (47%) / 把握していない 35校 (53%)

### 【把握している主な影響】

- 優秀な法学部生が法科大学院に進学しない
- 法科大学院受験者が減少してきている点について、予備試験の影響を否定できない
- 法学部生は予備試験と法科大学院の入学試験を併願し、予備試験に合格しなかった者が法科大学院に進学する傾向が鮮明
- 予備試験組がエリートであるという意識が学生に広がり、学生が法曹としての能力を「どの経路を通過して法曹になったのか」という視点だけから評価する傾向が強くなっている
- 法学部の期末試験の答案を見ると、授業内容とは無関係に、表現ぶりまでほとんど同一の答案がこの数年増加しており、予備校での受験勉強が早期化していると考えられる
- 学生の中では、法科大学院での学修よりも予備試験の受験準備を優先し、理論と実務の架橋や幅広い素養を持った法曹を養成するプロセスとしての法科大学院教育を軽視する傾向が顕著
- 予備試験実施日の前後になると、授業の欠席者や予習が不十分な者、課題に真剣に取り組まない者等が見られる



- 今後、予備試験受験が広がり、合格者が増えると、学生が予備試験の受験準備に注力し、法科大学院教育の効果的な実施が困難又は無意味になる懸念がある
- 司法修習が短縮される代わりに法科大学院で実務基礎科目を履修させることとなっていたが、それに真剣に取り組まないことで、実務法曹としての資質に不足が生じる懸念がある
- 司法制度改革において養成を目指した実務法曹とは異なる人材を社会に大量に輩出する可能性に懸念がある
- 優秀な学生ほど予備試験から司法試験に進んで合格し、法科大学院から抜けてしまい、授業における双方向性が損なわれる事態が散見される
- 予備試験受験を理由に休学する学生がいる
- 予備試験を受験する予定がある学生のうち半数以上が、予備試験合格後に司法試験にも合格した場合、法科大学院を退学すると回答している
- クラス内に日々の勉強の仕方や修了後の進路に対する不安が広がる

## ■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の改善に向けた対応状況

**質問** 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響があると回答された場合、そのような影響を改善するために具体的な対策を講じていますか。対策を講じていると回答された場合、具体的な対策の内容を御教示ください。対策を講じていないと回答された場合、講じていない理由を御教示ください。

(何らか影響を把握している旨を回答した法科大学院 31 校のうち)

何らか対策している 5 校 (16%) / 対策していない 26 校 (84%)

### 【対策している場合、その内容】

- 法科大学院を修了するメリットが大きいことを学生が理解できるよう、充実した法科大学院教育を実施する
- 制度自体に根本的原因があり、対策には限界がある中で、予備試験合格者の奨学金返還の必要性や施設利用の可否、修了生支援の扱いに関し、講ずるべき措置を検討している

### 【対策していない場合、その理由】

- 個別の法科大学院にできることは充実した法科大学院教育を実施することに尽き、対策には限界があり、予備試験の問題については制度全体で捉えるべきものと考えられるため
- 誰でも受験できる予備試験について、学生が在学中に受験することに対し、制限を課すことは困難であるため
- 有効な対策がないため
- 予備試験受験者を把握する方法がないため
- 予備試験が法科大学院教育に与える悪影響を証明するデータを持っていないため
- まだ教育上の大きな影響が出ていないため
- 現時点で具体策を講じていないが、今後、検討する予定
- 具体策を講じることで、逆に在学生の予備試験への関心を助長することが危惧されるため



## 司法試験予備試験に関する学生からの意見のまとめ（概要）

### 【概要】

法科大学院2年次生（既修1年生・未修2年生配当の必修科目を受講している者）に対して、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同で実施した「司法試験予備試験制度に関するアンケート調査」の結果から、いくつかの観点において学生からの意見を取りまとめた。（学生の休業期間における新規調査の実施が困難であった状況も踏まえ、文部科学省において、既に行われた上記調査に関する分析を行ったものである。）

### 【主な学生の声】

#### 1. 予備試験が法科大学院の教育活動に与えている影響に関する学生の意見

##### （回答例）

- ・（対話型の授業において）予備試験受験者の方が授業の予習をしていないことを感じた
- ・（予備試験に向けた準備の影響で）予習不十分の学生が発表の担当回となっているときに、（教員と学生とのやり取りが十分に成立せず）他の学生は十分な内容の学修発表を聴講できなかった
- ・予備試験の前後の時期の欠席者が多くなった
- ・予備試験に合格した者の欠席が目立った
- ・授業を軽視する雰囲気が見られる、学生間の雰囲気が悪くなる
- ・授業の予習量が多いため、予備試験直前期に試験対策のための十分な時間が確保できなかった
- ・予備試験の結果が悪く、その影響でその後の法科大学院の学修に影響が出た

など

#### 2. 法科大学院と予備試験の関係・在り方などに対する学生の意見

##### （回答例）

- ・予備試験の存在意義が不明、制度全体としてどのような構想があるのか見出せない
- ・予備試験制度があるならば、そもそも法科大学院は必要ないのではないか

- ・法科大学院の経済的負担を考えると、予備試験が存在する意義は大きい
- ・予備試験の勉強と法科大学院の勉強が大きく違うため、予備試験合格者に法科大学院修了生と同じ資格を与える制度はおかしい
- ・予備試験か法科大学院かのどちらかを廃止し、一本化すべき
- ・予備試験が法曹となるための主要な道となると、他分野の学習者から法曹になることへの抵抗が大きくなる
- ・予備試験の合格者数が今のように多ければ、法科大学院には行かない
- ・予備試験合格者の枠を増やすと法科大学院における教育も不要ということになりかねず、法科大学院を創設した意義が失われる
- ・制度の設置目的と実際に利用している人の目的が合致しているのか、再検討を要する

など

### 3. 在学中に予備試験に合格しても法科大学院修了を目指すという学生の意見

#### (回答例)

- ・法科大学院3年次在学中に予備試験に合格した場合、司法試験を受験できるタイミングは法科大学院修了後になるため、修了を目指す
- ・法科大学院の教育に関し、先端的な学修の機会、施設の利用、人脈の構築などに魅力を感じている
- ・法科大学院の授業が非常に充実している、また、学習環境も整っているため
- ・予備試験は司法試験準備の一環として受験しているだけ
- ・自身のキャリア形成のため博士号の取得を目的としている
- ・修了を目指すのは、授業料を既に払い込んでいるため、或いは、奨学金・授業料減免に係る経費の返還を求められないようにするため

など

#### 4. 在学中に予備試験に合格した場合、法科大学院修了にこだわらないという学生の意見

##### (回答例)

- ・ 司法試験の受験資格を得ることを目指しているため、予備試験に合格して、その目的が達成されれば、法科大学院に在学する必要はない
- ・ 予備試験に合格して司法試験への受験資格を得られれば、時間的・経済的な負担をかけてまで法科大学院修了を目指す理由がない
- ・ 受験対策とはかけ離れた教育を行っている法科大学院から、いち早く離れたたい
- ・ 若くして法曹になれる、早く実務の経験を積みたい
- ・ 予備試験合格の方がその後の就職に有利に働くと考えている

など

#### 5. その他、学生からの意見

##### (回答例)

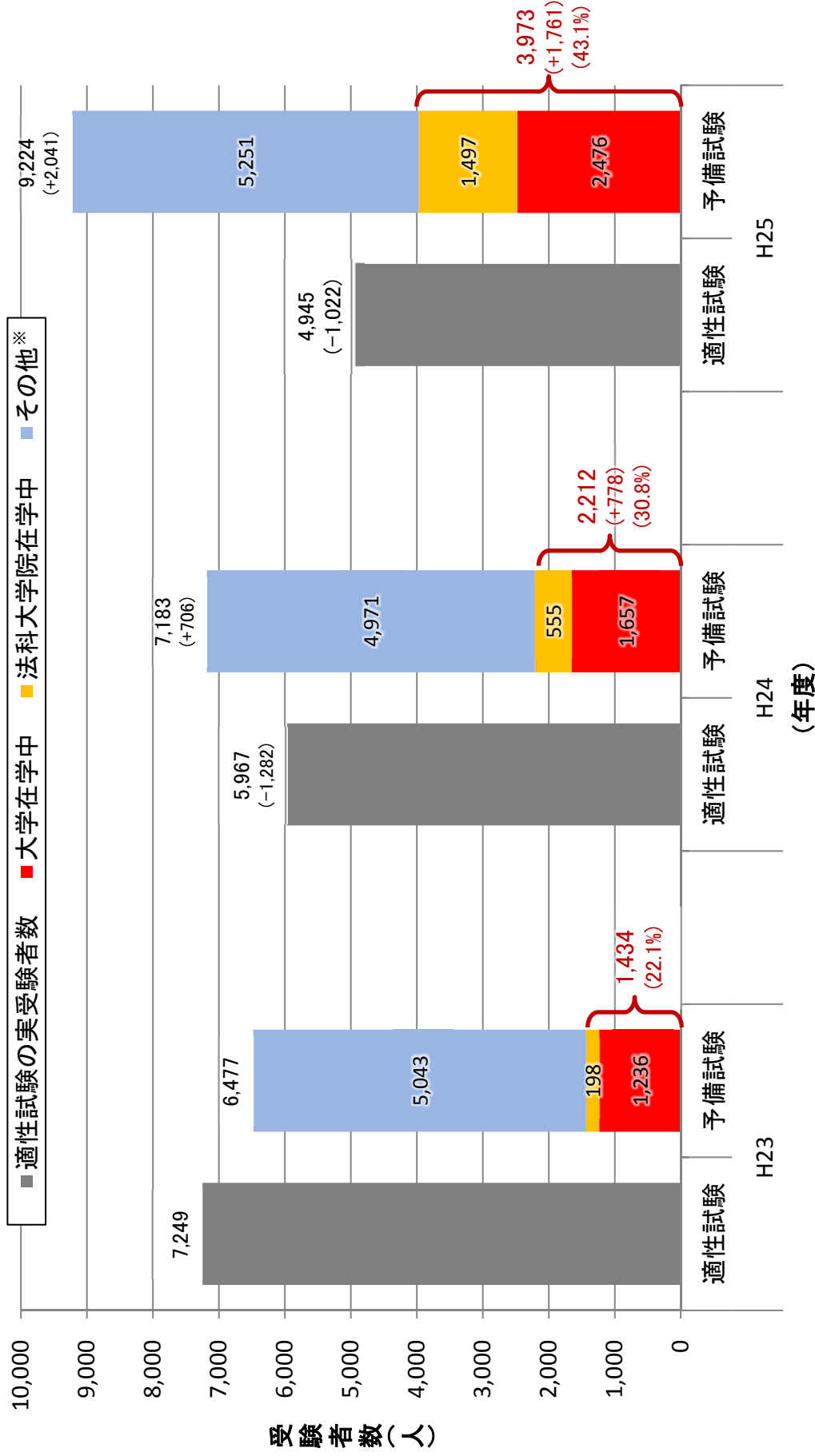
- ・ 法学未修者で法律を勉強するのが初めてだったので、予備試験をいきなり受けるのは難しいと思ひ、法科大学院に入学した
- ・ 自分のような社会人経験者は法科大学院がなければ法曹を目指す道を選択することは現実的にありえなかった。経済的な事情がある人など、予備試験に本来受かるべき人が合格することが難しく、経済的・時間的に余裕がある人が合格する点こそ問題にすべき
- ・ 予備試験は、法科大学院の3年生にとっては模擬試験、2年生にとっては1年早く司法試験に合格するための試験、学部生にとっては早期に合格すれば法科大学院に行かなくて良い試験でしかない。回数を重ねるごとに、予備試験に合格しなかった人が行くのが法科大学院、という印象が顕著になってきている
- ・ 在学中に司法試験に合格した場合、法科大学院を修了することと中途退学することのメリット・デメリットがあり、どちらがよいのか判断できず迷っている

など



# 適性試験受験者数と予備試験受験者数の推移

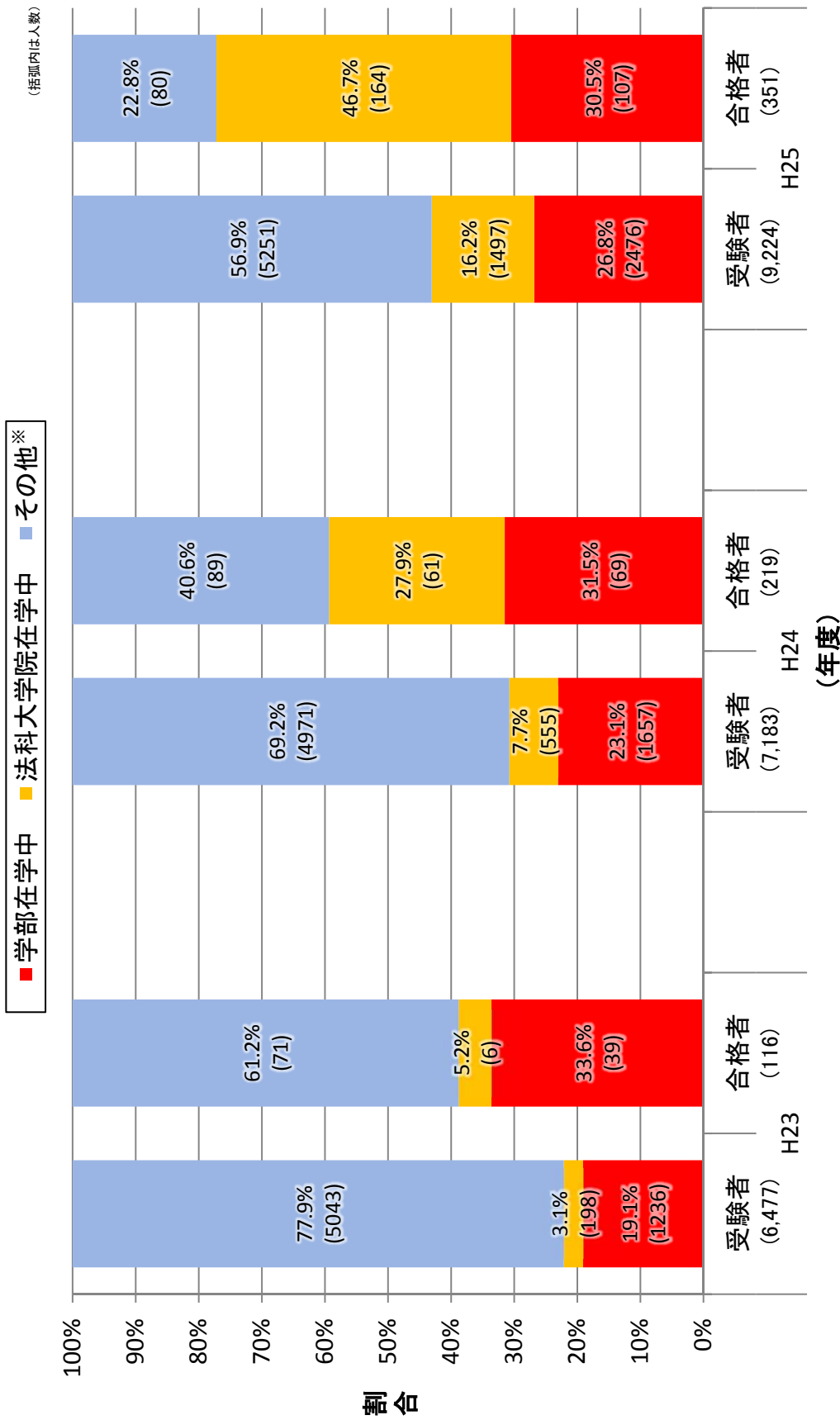
- ・ 適性試験の実受験者数は減少傾向にある一方、予備試験の受験者数は増加傾向にある。
- ・ 予備試験の受験者の増は、大学在学中及び法科大学院在学中の受験者の増によるものである。



※その他: 大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院外の大学院修了・在学中・中退、短期大学卒業・在学中・中退等

# 予備試験受験者数・合格者数の推移

- ・ 受験者については、学部在学中及び法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。
- ・ 合格者については、学部在学中の者の割合はほぼ一定であるが、法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。



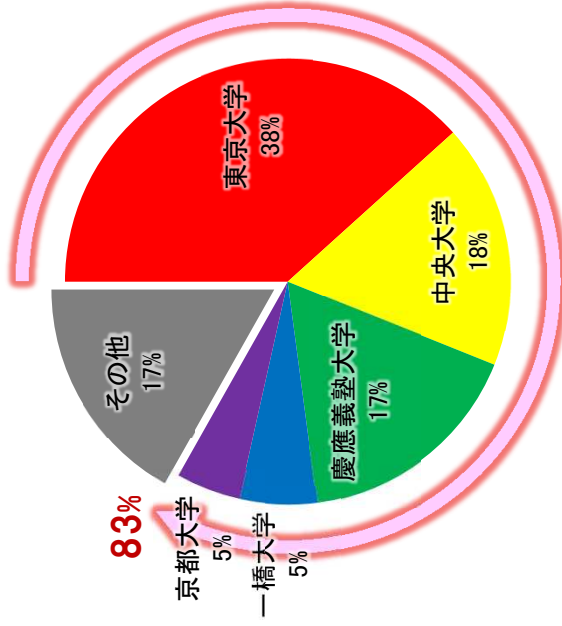
※その他：大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院外の大学院修了・在学中・中退、短期大学卒業・在学中・中退、高校卒業・在学中・中退等



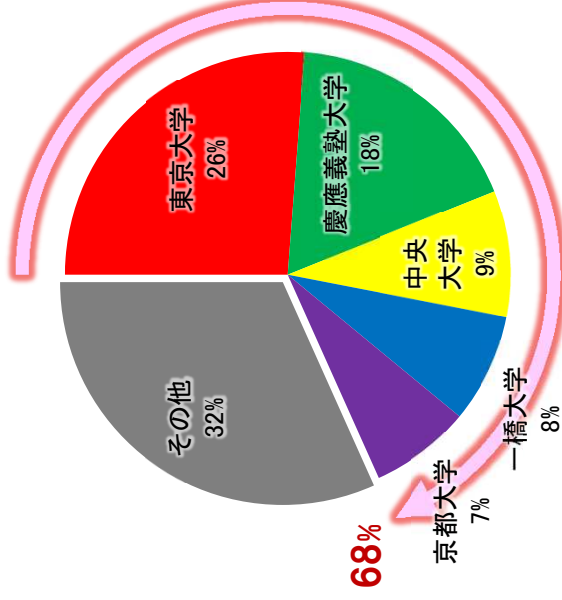
# 平成25年予備試験合格者の実態

- ・ 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- ・ 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約7割を占める。

出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の  
所属大学の分布



出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の  
所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	41
中央大学	19
慶應義塾大学	18
一橋大学	6
京都大学	5
その他(12校)	18
合計	107

大学名	合格者数(人)
東京大学	43
慶應義塾大学	29
中央大学	15
一橋大学	13
京都大学	12
その他(25校)	52
合計	164

# 予備試験に関するアンケート調査回答結果

□ 文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施

□ さらに、自由記述により得られた回答の内容について、改めて各法科大学院における該当の有無の調査を実施

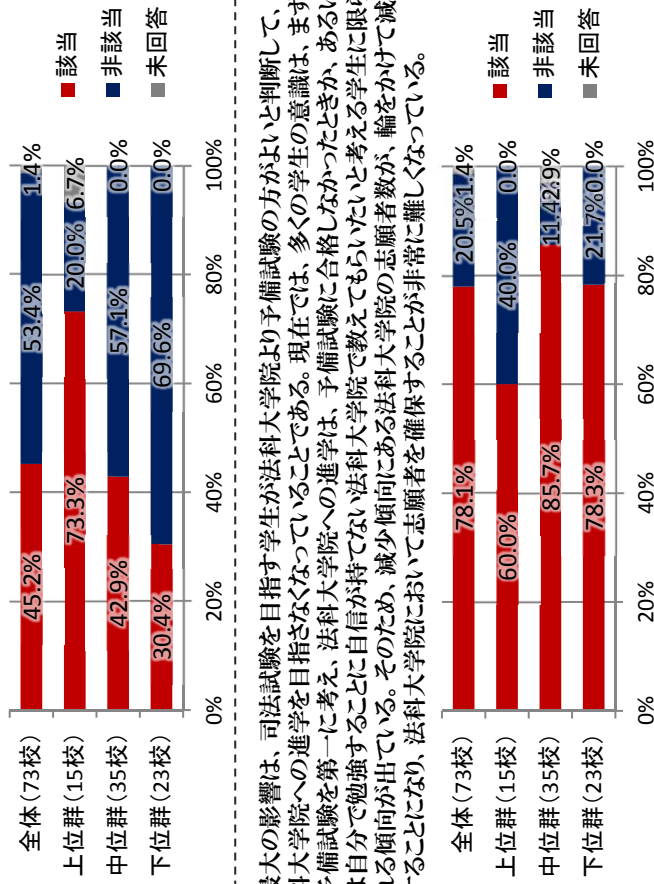
## 調査結果全体について

- ・ 予備試験に対する懸念を表明した大学： 54校 / 73校 (70%)
- ・ 上記のうち上位群： 12校 / 15校 (80%)
- ・ 上位群の在学生の予備試験受験率※： 22% >> 下位群の在学生の予備試験受験率※： 10%

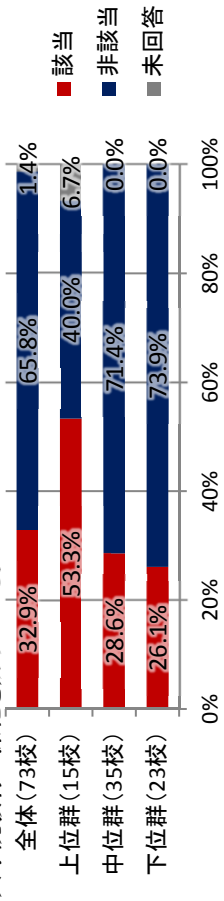
※司法試験委員会等の公表データに基づき算出

## 各法科大学院からの主な回答について

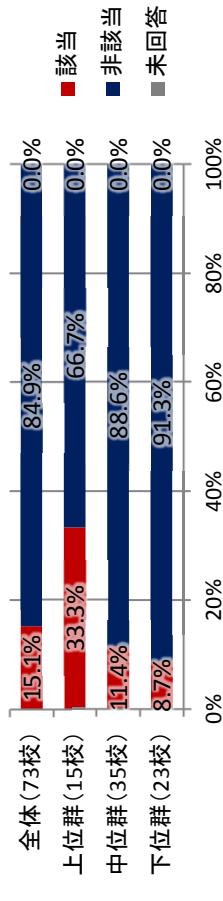
予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。



予備試験が併存している関係で、法科大学院在生学生の中で、特に成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。



予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した際に退学したい、との希望を申し出たケースがある。



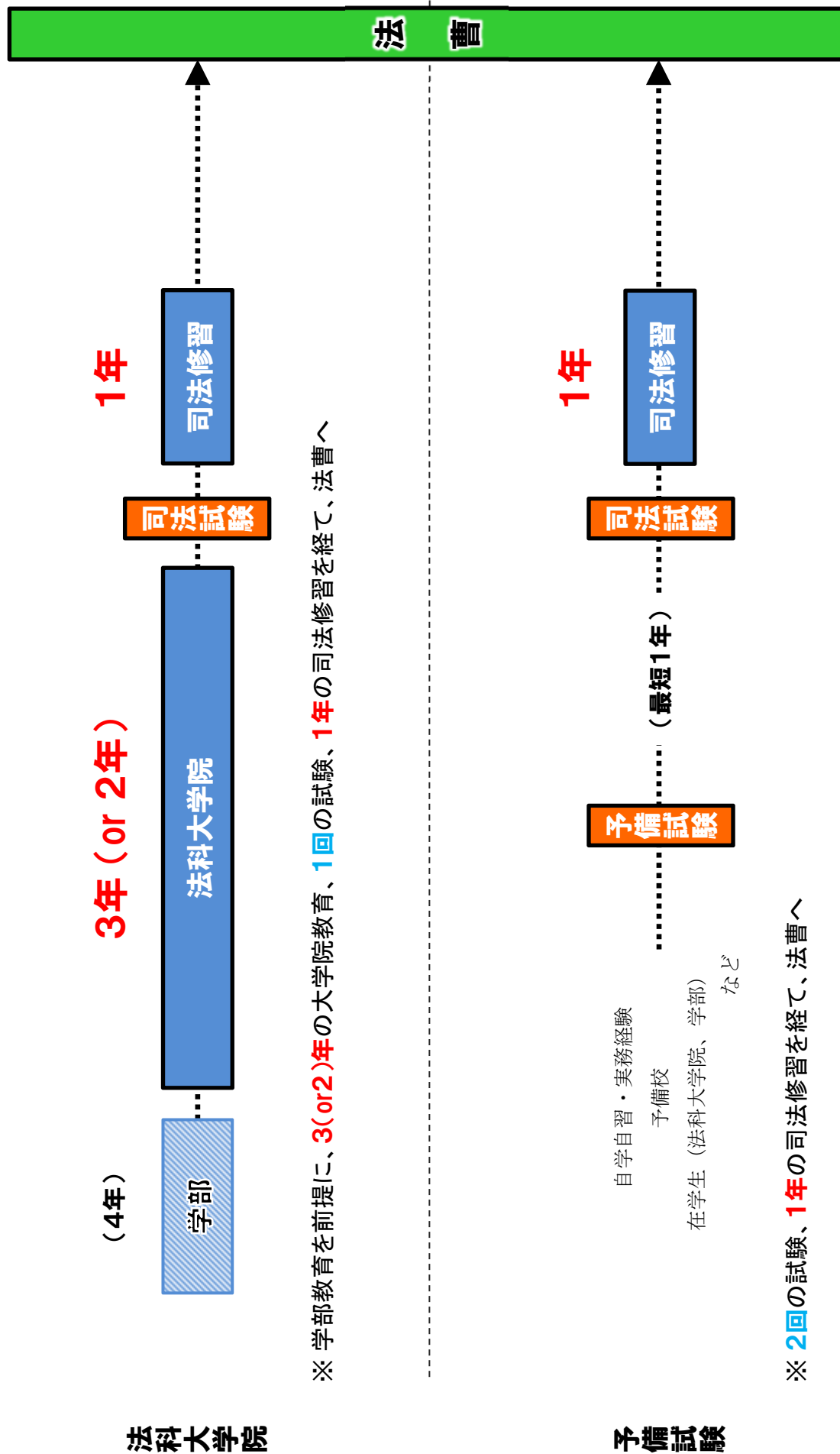
上位群：司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学群

中位群：司法試験の累積合格率が全国平均未満～全国平均の半分以上の大学群

下位群：司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学群

## 現行の法曹養成課程の仕組みの比較

- 法曹養成のための中核的な教育機関である法科大学院からは、学部教育を前提に、原則3年の大学院教育、1回の試験、1年の司法修習を経て法曹になるのに対し、予備試験からは、前提となる教育を限定せず、2回の試験、1年の司法修習を経て法曹になる仕組みとなっている。

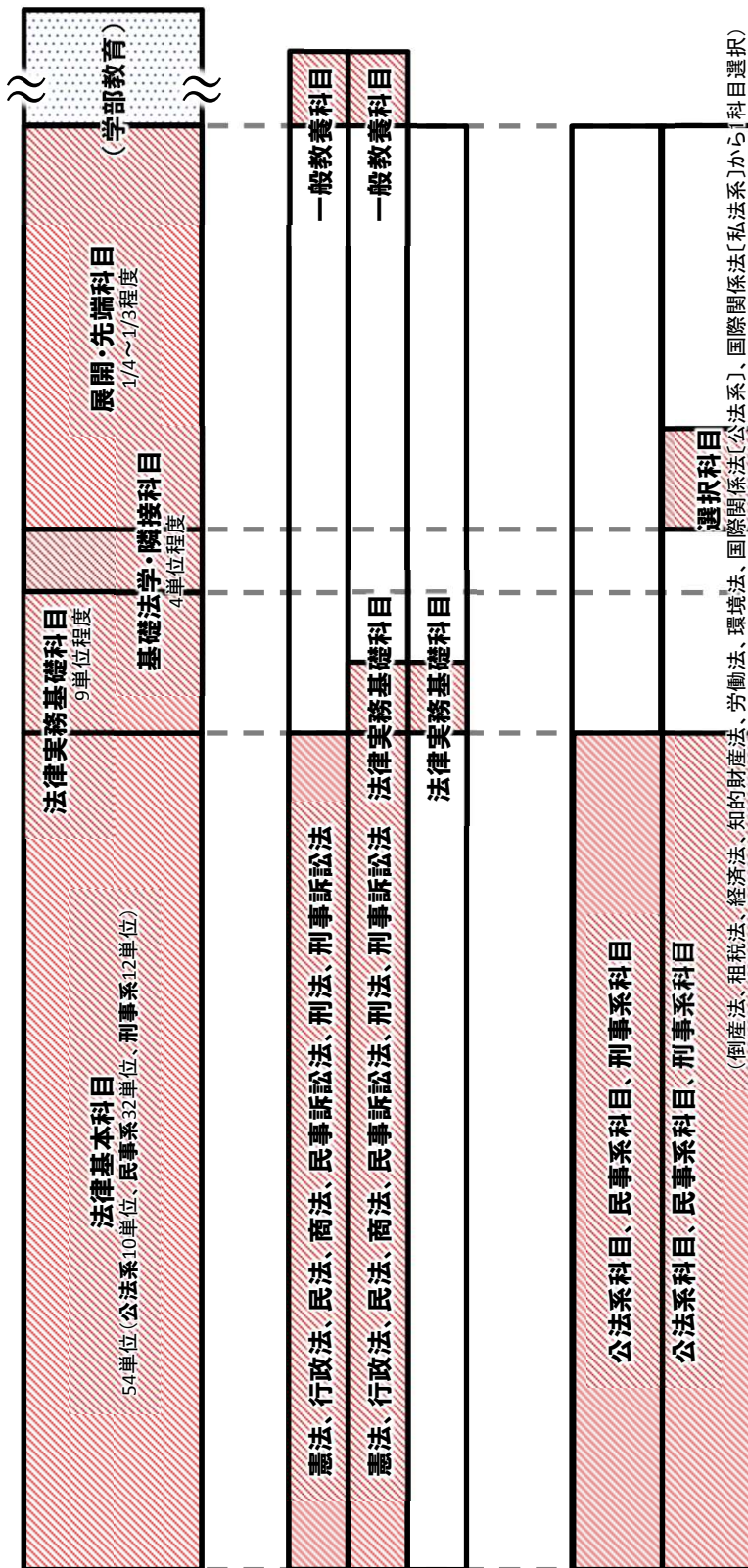


# 法科大学院の授業科目と予備試験・司法試験の試験科目

- 法科大学院では、**法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修がいかんが過度に偏ることのないよう配慮するものとされている。**
- 予備試験では、**短答式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目についての、論文式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目、法律実務基礎科目についての、口述試験において法律実務基礎科目についての試験が行われる。**
- 司法試験では、**短答式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目についての、論文式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目、刑事系科目、選択科目についての試験が行われる。**

## 法科大学院

標準修了要件単位数  
93単位



※法科大学院の各授業科目の単位数は、「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」(平成14年1月22日 法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会)において掲げられた目安。

## 予備試験・司法試験合格による中退者数等一覧

## ○予備試験合格を理由とした中退

【平成23年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	0人	0人	1人	2人	3人	0校	0校	1校	2校	3校
1年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
2年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
3年次	0人	0人	1人	0人	1人	0校	0校	1校	0校	1校

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
3年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	2人	1人	1人	0人	4人	1校	1校	1校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	1人	0人	1人	0人	2人	1校	0校	1校	0校	2校
3年次	1人	1人	0人	0人	2人	1校	1校	0校	0校	2校

## ○司法試験合格(予備試験合格の資格)を理由とした中退

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	13人	1人	0人	0人	14人	2校	1校	0校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	9人	0人	0人	0人	9人	2校	0校	0校	0校	2校
3年次	4人	1人	0人	0人	5人	1校	1校	0校	0校	2校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	25人	1人	0人	3人	29人	4校	1校	0校	3校	8校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	12人	0人	0人	2人	14人	3校	0校	0校	2校	5校
3年次	13人	1人	0人	1人	15人	2校	1校	0校	1校	4校

注) 上位5校:平成25年司法試験の合格率の上位5校  
 上位校:平成25年司法試験の合格率が平均以上の法科大学院(上位5校は除く)(9校)  
 中位校:上位校及び下位校以外の法科大学院(27校)  
 下位校:平成25年司法試験の合格率が平均の半分未満の法科大学院(32校)

注) 1年次:未修者コースの1年生  
 2年次:既修者コースの1年生及び未修者コースの2年生  
 3年次:既修者コースの2年生及び未修者コースの3年生

注) 平成25年度は年度途中であるため、未確定。



## 法科大学院特別委員会における予備試験に対する これまでの主な指摘事項（概要）

### 【予備試験の実施状況に係る指摘】

- 予備試験の合格者数が増えたことによる法科大学院の授業への影響が懸念される。
- 25年度の予備試験出願者数について、法科大学院2年次では在籍者の約半数が受験しているが、これは重大な懸念を示す数字ではないか。
- 予備試験受験者数について、平成23年から平成25年までの全体の変化、そのうち大学在学者、法科大学院在学者、その他の者がどう変化しているのか。
- 予備試験受験者は若年層に偏っており、予備試験には本来の意味での在り方として、法科大学院制度を潰さないような制度設計をお願いしたい。
- 予備試験の前に法科大学院生の授業欠席が多くなるなどの影響が出ている。

### 【法科大学院と予備試験との関係等に係る指摘】

- 法曹養成に特化した教育機関を大学院課程に置いたのは、幅広い教養を学部で身に付けた者や、様々な社会経験を有する者を入れるという制度設計のためだが、予備試験が広がり、その合格者が優秀とされる状況で、これを維持できるのか。
- 法科大学院にとって、法律実務基礎教育の充実や活動領域の拡大に向けた展開・先端科目等の充実は、ある意味負担となるが、その種の負担を伴わない予備試験と法科大学院を司法試験合格率で競争させることはおかしいのではないか。
- 予備試験に対しては、その状況の把握・分析だけでなく、本特別委員会として、法科大学院教育の観点から指摘する必要があるのではないか。
- 予備試験は今のよう司法試験と同様の形ではおかしく、予備校でテクニックを身に付けて試験に通れば良いという発想はあり得ない。法科大学院を経た上で司法試験をしなければいけないのではないか。
- 予備試験の在り方については、国際的な通用性があるのかという観点からも検討していく必要があるのではないか。





## 司法試験予備試験に関する答申・報告等（抜粋）

「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日 司法制度改革審議会）

### Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

#### 第2 法曹養成制度改革

#### 3. 司法試験

#### (3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

「法曹養成検討会 新司法試験の在り方について（意見の整理）」

（平成14年7月19日 法曹養成検討会）

#### 6 予備試験

- 予備試験については、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との観点から、具体的な制度設計を行うこととする。
- 予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする。その際、「実社会での経験等により、法科大学院における教育と対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」などの方策についても検討する。

（次ページに続く）

(注)

- ・ 予備試験については、例えば、
    - 予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。
    - 予備試験の試験科目は、基本六法、行政法、一般教養科目、法律実務基礎関連科目とする。
    - 予備試験の試験方法は、短答式試験のみならず、論文式試験又は口述試験も実施する。
    - 予備試験に合格して司法試験（本試験）を受験する者についても、法科大学院修了者と同じ受験回数制限（例えば、予備試験合格から5年以内に3回）を課す。
- などの方策を講じる方向で検討する（予備試験の趣旨を更に明確にするような方策についても検討する。）。

「与党三党合意事項」（平成14年7月26日 与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチーム）

- ⑥ 司法試験（本試験）及び予備試験については、試験制度としての公平性を堅持しつつ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念にのっとりた制度設計を行うこと。
- 具体的には、以下の諸点に留意すること。
- ・ 予備試験には受験資格を設けないこと。
  - ・ 予備試験は、プロセスとしての法曹養成制度を損なうものであってはならず、高度の口頭表現能力や一般教養を含め、法科大学院修了者と同等の能力等を有することを確認できる内容とすること。
  - ・ 本試験においては、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定すること。
  - ・ 本試験は、プロセスとしての法曹養成制度の一環にふさわしいものとするべく、法科大学院の教育内容を十分に踏まえた内容とし、法科大学院における学修の成果が十全に発揮されるようにすること。
  - ・ 法科大学院をプロセスとしての法曹養成制度の中核とするとの趣旨及び法科大学院創設後の実施状況をふまえ、予備試験のあり方（上記の点を含む。）について更に検討すること。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成14年11月12日 衆議院法務委員会）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、司法制度改革の理念及び司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を引き出し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある充実した教育が行われるようなものとするとともに、制度の定着状況に応じて柔軟に見直していくこと。設置認可についても、柔軟な運用に努め、硬直的なものとならないようにすること。
- 三 関係者の創意工夫に基づく切磋琢磨によって、法科大学院における教育水準の維持向上が図られるようにするため、法科大学院相互間及び認証評価機関相互間において、対等な条件の下で公正な競争が確保されるよう努めること。

（次ページに続く）

- 四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること。
- 五 法科大学院の学生に対し、新たな公的財政支援を含め奨学金制度の拡充等に努め、資力の乏しい者にも就学の機会を確保すること。法科大学院に対する財政支援については、法科大学院の間における適切な競争関係の維持などの観点に配慮しつつその具体的あり方につき検討すること。
- 六 現職の裁判官及び検察官を含む法曹が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、法制面での措置を含めた所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分に配慮すること。
- 七 専門職大学院制度の導入に伴い、法学部教育のあり方を含め、高等教育全般のあり方について適切な見直しを行うこと。

**「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成14年11月28日 参議院法務委員会)**

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、プロセスを重視した司法制度改革審議会の意見を踏まえ、充実した教育を確保し、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定、設置認可及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を尊重し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある教育が行われるよう配慮するとともに、実質的に対等な条件の下で認証評価機関相互の公正な競争が確保されるよう民間の認証評価機関についての財政支援等に努めること。
- 三 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事実等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること。
- 四 資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院在学中充実した教育が受けられるよう、法科大学院の学生に対し、既存の奨学金制度等の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設にも努めること。
- 五 法曹実務家が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分配慮すること。
- 六 法科大学院の設置については、地方における就学の機会を確保するとともに、弁護士の地域的偏在を解消し国民の司法へのアクセスを容易にするとの観点から、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正配置となるよう財政措置を含め配慮すること。

## 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(平成14年12月6日法律第139号)

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

## 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)

## II 重点計画事項

## 18 法務・資格

## (4) 法曹人口の拡大等

⑦ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。

(次ページに続く)

また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じたうえで、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置すべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。



## 法曹養成に係る時間的コストの短縮に関する答申・報告等（抜粋）

「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日 中央教育審議会）

### 3. その他

#### （3）法学部教育との関係

…法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

また、学部段階においては、優れた成績を収めた者に対して、大学院への学部3年次からの飛び入学や学部4年未満での卒業など早期に大学院に入学できるような仕組みが既に開かれている。ただし、これらの者について法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることがおろそかになるおそれがあり、適当ではない。

法科大学院は、従来の法曹養成や法学教育の在り方についての深い反省に基づき、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確保することを目的として基幹的な高度専門教育機関たるべく構想されたものであり、…

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日 法曹養成制度検討会議）

### 第3 法曹養成制度の在り方

#### 1 法曹養成制度の理念と現状

##### （2）法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

- 新しい法曹養成制度の導入後、法科大学院の志願者数は年々減少を続けており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅の増加を図るといふ所期の理念の実現は困難ではないかとの懸念が示されている。

また、司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じている。

- 法曹志願者が減少する要因としては、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず、また、司法修習を終えた後も、法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方、大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられている状況にあると考えられる。また、このことは、法曹の多様性確保が困難になっている要因としても当てはまる。

- そこで、法曹志願者が減少する要因について、可能な限り解消するよう検討することにより、法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図り、質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すことが必要であり、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策（司法修習終了者の就職状況については、前記第1及び第2で検討したとおりであり、法曹養成課程における経済的支援については後記（3）で、司法試験の合格率の上昇に資する法科大学院教育の質の向上については後記（2）で、司法試験制度については後記3で、それぞれ検討する。）を講ずる必要がある。また、法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられる。





## 早期卒業、飛び入学の現行規定について

### 大学の修業年限

学校教育法（抄）

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

### 早期卒業

学校教育法（抄）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

### 飛び入学

学校教育法（抄）

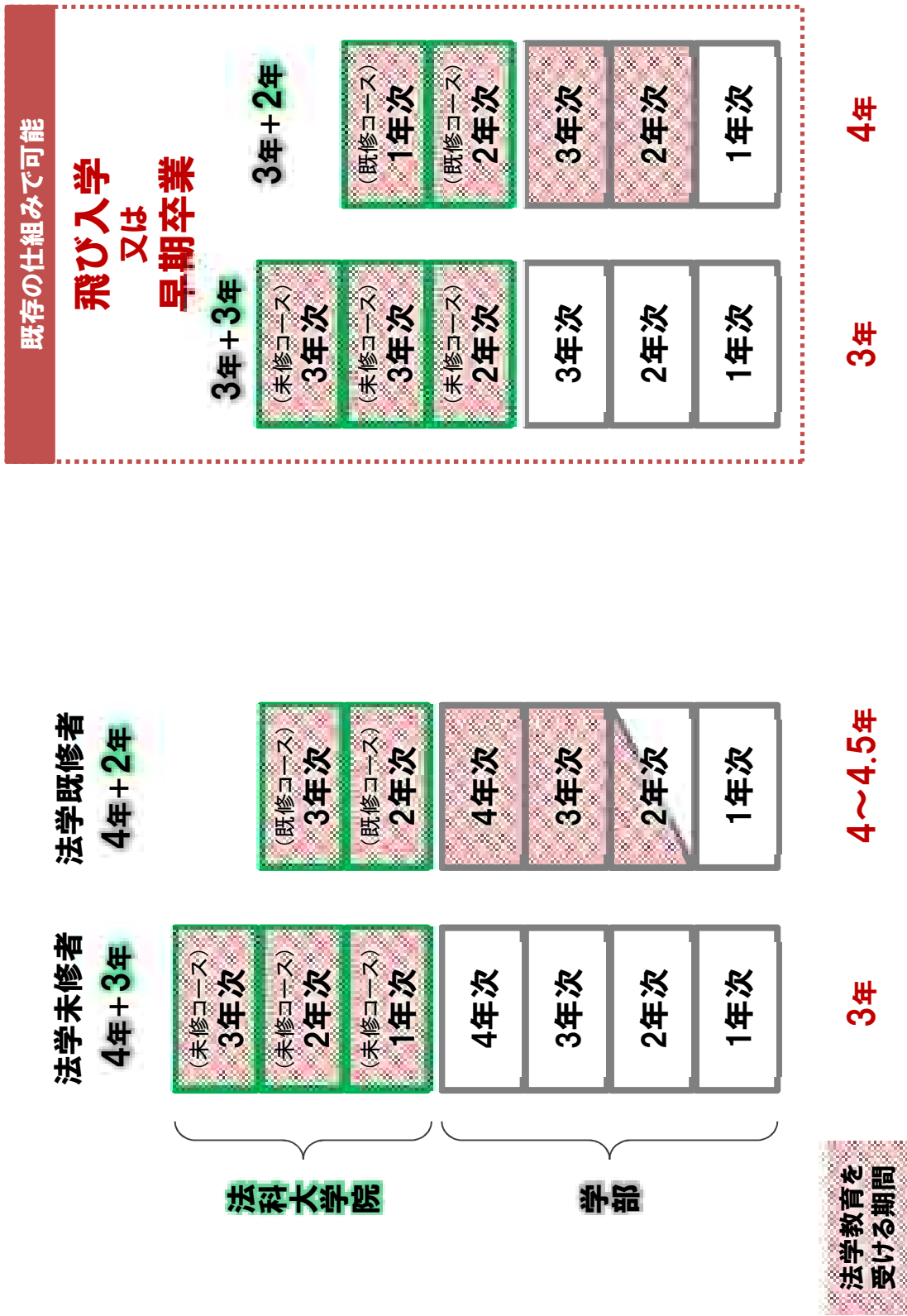
第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百零四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

学校教育法施行規則（抄）（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第一百五十九条 学校教育法第一百零二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

# 飛び入学、早期卒業の活用イメージ



- ・ 法令に基づき、各法科大学院において入学者を選抜
- ・ 制度が十分に活用されていない

司法制度改革審議会  
意見書の理想に近い  
司法試験合格率を達成

法学既修者と比較  
して課題が多い

# 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について①

## 1. 入学状況について

- 「飛び入学」による入学の仕組みを持つ大学は、53大学（入学者の実績があるのは29大学）  
「飛び入学」による入学者数は、計298人（既修者：36人、未修者：262人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）
- 「早期卒業」による入学者の実績がある大学は24大学  
「早期卒業」による入学者数は、計223人（既修者：29人、未修者：194人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）

年度	入学者数 (A)	うち、「飛び入学」による入学者						うち、早期卒業による入学者					
		計 (B)	(%) (B/A)	既修者 (C)	(%) (C/A)	未修者 (D)	(%) (D/A)	計 (E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)
平成16年度	5,767	20	0.35%	3	0.05%	17	0.29%	3	0.05%	0	0.00%	3	0.05%
平成17年度	5,544	33	0.60%	4	0.07%	29	0.52%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%
平成18年度	5,784	46	0.80%	2	0.03%	44	0.76%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%
平成19年度	5,713	37	0.65%	3	0.05%	34	0.60%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%
平成20年度	5,397	42	0.78%	5	0.09%	37	0.69%	48	0.89%	4	0.07%	44	0.82%
平成21年度	4,844	38	0.78%	4	0.08%	34	0.70%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%
平成22年度	4,122	33	0.80%	7	0.17%	26	0.63%	34	0.82%	5	0.12%	29	0.70%
平成23年度	3,620	21	0.58%	2	0.06%	19	0.52%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%
平成24年度	3,150	10	0.32%	2	0.06%	8	0.25%	10	0.32%	3	0.10%	7	0.22%
平成25年度	2,698	18	0.67%	4	0.15%	14	0.52%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%
合計	46,639	298	0.64%	36	0.08%	262	0.56%	223	0.48%	29	0.06%	194	0.42%

# 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について②

## 2. 修了状況等について

※平成24年度修了者までの合計値

- 「飛び入学」により入学した者の標準修業年限修了率は、88.4%（既修者：93.3%、未修者：87.8%）
- 「早期卒業」により入学した者の標準修業年限修了率は、87.5%（既修者：91.3%、未修者：86.9%）

（参考）平成24年度に修了した者の標準修業年限修了率：68.2%（既修者：85.8%、未修者53.0%）

	「飛び入学」により入学した者の修了状況						「早期卒業」により入学した者の修了状況											
	入学者数		標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率				入学者数		標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率									
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成16年度	20	3	17	19	95.0%	3	100.0%	16	94.1%	3	0	3	3	100.0%	0	-	3	100.0%
平成17年度	33	4	29	30	90.9%	4	100.0%	26	89.7%	7	0	7	6	85.7%	0	-	6	85.7%
平成18年度	46	2	44	40	87.0%	2	100.0%	38	86.4%	9	1	8	8	88.9%	1	100.0%	7	87.5%
平成19年度	37	3	34	32	86.5%	2	66.7%	30	88.2%	29	1	28	26	89.7%	1	100.0%	25	89.3%
平成20年度	42	5	37	39	92.9%	5	100.0%	34	91.9%	48	4	44	45	93.8%	4	100.0%	41	93.2%
平成21年度	38	4	34	32	84.2%	4	100.0%	28	82.4%	39	5	34	34	87.2%	5	100.0%	29	85.3%
平成22年度	33	7	26	28	84.8%	6	85.7%	22	84.6%	34	5	29	27	79.4%	5	100.0%	22	75.9%
平成23年度	2	2		2	100.0%	2	100.0%			7	7		5	71.4%	5	71.4%		
合計	251	30	221	222	88.4%	28	93.3%	194	87.8%	176	23	153	154	87.5%	21	91.3%	133	86.9%

## 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について③

### 3. 「飛び入学」・「早期卒業」による入学者の成績・能力等について

これまで一定数の「飛び入学」や「早期卒業」による入学者を有する大学からの回答の要旨は以下のとおり。(自由記述)

飛び入学による入学者は、進路変更等による中退者も若干名いるものの、法科大学院入学後は比較的優秀な成績を修めている。当方にて把握している限り、司法試験も毎年概ね50%～80%の高い合格率を堅持している。こうした優秀な成績・能力については、後述の早期卒業者にも同様のことが言えると考えている。

飛び入学者の現時点での平均通算GPAは2.69であり、全体からしても中程度の学力を維持している。入学時から、修了する間に、学力が著しく低下することはほとんどなく、入学当初から中程度の学力を維持した上で、修了していく傾向にある。また、当該入学者については、中途退学の学生はおらず、100%修了している。

飛び級入学者は、累計で28名おり、GPAの平均は3.41と良好である。うち、すでに修了した者は27名、司法試験に合格した者は16名で、本学の平均的合格率を上回る結果を残している。

「飛び入学」による入学者については、GPAの平均が3.20、標準年限での修了率94.1%(17名中18名、残りの1名は退学)、司法試験合格率58.8%(修了直後の合格率47.1%)となっており、成績や能力は総じて高いといえる。

人数が少ないため、確たる評価はできないが、概して優秀であるとの印象を受ける。ただし、法学部以外の出身者、すなわち、純粹未修者の場合、法律学になじむまでやはり時間がかかるようである。

個人差はあるものの、概ね優秀な成績を修めており、能力が高い者が多いと評価できる。

飛び入学による入学者と飛び入学をしていない学生との間に成績や能力に顕著な差異はみられない。

4人のうち、1人を除き、全体として芳しい成績ではなかった。なお、成績が良好であった1名は既修者であり、他は全員未修者であった。



## 司法制度改革審議会意見書における法科大学院の教育理念

法科大学院における教育の理念については、平成13年の司法制度改革審議会の意見書において下記のとおり位置づけられている。文部科学省としては、司法制度改革の理念を踏まえ、法科大学院における受験指導や科目の配置について、別紙のとおり文部科学省告示や中央教育審議会の報告等で示し、各法科大学院へ周知・指導を行っている。

### <以下、司法制度改革審議会意見書より抜粋>

#### (法曹に必要な資質)

21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

#### (新たな法曹養成制度の整備)

司法（法曹）が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核を成すものとして、大要、以下のような法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる。

#### (法科大学院の教育理念)

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。

- ・先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

### (法科大学院における教育内容及び教育方法)

- 法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。
- 教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。
- 法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。
- 厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

(参考) なお、司法制度改革審議会意見書において、新司法試験の方式及び内容については、下記のとおり記載されている。

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。



## 法科大学院における授業科目について

### ■専門職大学院に関し必要な事項について定める件

(平成十五年文部科学省告示第五十三号)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
  - 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
  - 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
  - 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）
- 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

#### 【参考：各科目の具体例】

- ・法律基本科目：公法系（憲法、行政法等の分野）、民事系（民法、商法、民事訴訟法等の分野）、刑事系（刑法、刑事訴訟法等の分野）
- ・法律実務基礎科目：（法曹としての責任感、倫理観の涵養）法曹倫理  
（法曹としての専門的技能の教育）法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定の基礎、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ
- ・基礎法学・隣接科目：（基礎法学科目）法哲学、法史学、法社会学、比較法、外国法  
（隣接科目）公共政策、法と経済
- ・展開・先端科目：（展開科目）労働法、経済法、税法、倒産処理法、国際私法  
（先端科目）知的財産法、国際取引法、環境法 等



19文科高第605号

平成19年12月18日

法科大学院を置く国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局長

清水 潔

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）」  
について（通知）

標記については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において審議が行われてきましたが、このたび、その結果が別添のとおり報告として取りまとめられましたのでお知らせします。

については、貴職管下の関係者に対し本報告を周知するとともに、法科大学院制度の理念に今一度立ち返り、法科大学院の養成しようとする法曹像に即した教育の一層の充実に努めるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局専門教育課

専門職大学院室法科大学院係

TEL：03-5253-4111（内線3318）



司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について  
(報告)

～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

平成19年12月18日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

## 目次

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（報告）

○ 報告の趣旨 .....	1
○ 第一章 基本的考え方（法科大学院における教育と司法試験の有機的連携） .....	3
○ 第二章 教育課程 .....	4
○ 第三章 授業・教育方法等 .....	5
1. 論述能力を涵養する指導 .....	5
2. 短答式問題の活用 .....	6
3. 補習指導等 .....	6
4. 学生主催の学習活動等について .....	7
5. いわゆる「法職課程」等について .....	7
○ おわりに .....	8
○ 附属資料	
審議経過・委員名簿 .....	9
○ 参考	
法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について（調査結果） （平成19年10月5日） .....	10

## 司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）

### ～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

#### 報告の趣旨

- 当報告は、先般の慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）における司法試験  
 考査委員による不適切な課外指導に端を發する問題状況を踏まえて文部科学省が実施  
 した調査「法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について」（平成1  
 9年10月5日）に関連して、文部科学省から「司法制度改革の趣旨に則った法科大  
 学院教育の在り方について」の検討の要請を受け、法科大学院特別委員会で4回にわ  
 たって議論した結果をとりまとめたものである。
- 本来、司法試験考査委員としての行為の適・不適の問題や司法試験問題の漏洩防止  
 方策は、司法試験の公正性の確保等の観点から、司法試験制度や司法試験考査委員制  
 度及びその行動準則等の在り方として議論されるべきものであるが、司法制度改革に  
 より新たに整備された法曹養成制度の下においては、司法試験は法科大学院における  
 教育を前提とし、原則としてその教育課程を修了した者のみに受験資格が認められて  
 いるという一体的な関係にある以上、司法試験考査委員を務める個々の教員だけでな  
 く、各法科大学院及びそこに所属する教員すべてが、その教育の過程や学生・修了生  
 に対する指導などにおいて司法試験の公正性・公平性を害することのないよう万全の  
 配慮をすべき責務を負うことは言うまでもない。のみならず、今回不適切として問題  
 とされた行為の背景として、司法制度改革の一環として法曹養成のための中核的な役  
 割を担うべき教育機関として創設された法科大学院において、司法試験の受験指導に  
 主眼を置いた教育や司法試験の合格のための指導に過度に偏った教育が行われている  
 のではないかとの指摘があることは、法科大学院制度創設の趣旨に照らして看過でき  
 ないところである。
- 新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法  
 科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的  
 に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。このプロセ  
 スの中であって、法科大学院は、単なる「点」としての司法試験への対策としての教  
 育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法  
 律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実  
 施することにより、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門知識、  
 幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するとい  
 う理念を実現する教育を実践しなければならない。

- そのような法曹養成のための中核的な教育機関として、法科大学院制度が平成15年度に創設され、もっぱら法学既修者を対象とした昨年度の第1回の新司法試験に引き続き、初めて法学未修者をも対象として実施された今年度の司法試験により、社会人や法学部以外の出身者から広く人材を受け入れ、多様な分野において活躍することのできる法曹を養成するという制度が本格的にスタートしたこととなる。

このような時期にあって、今回問題とされている不適切な行為の背景に、法科大学院制度の依って立つ基本理念を忘れて、司法試験合格者数という目先の数値を追う状況が仮に存在し、それが特定の法科大学院に限られるものとは言えない現象であるとするれば、法科大学院制度の根幹を揺るがしかねないものであり、法科大学院制度が創設された原点に立ち返り、法科大学院教育の在り方を考え直す必要がある。

- 今回の検討を行うにあたり、文部科学省においても、法科大学院教育の在り方の検討の参考に資すること等を目的として、法科大学院教員が実施する新司法試験に対応した指導について、実態調査を行った。

この中では、答案練習等を実施した教員は調査済教員4,227人のうち467人(54大学)、件数にして延べ711件とされている。もとよりこの件数の中には、単に司法試験受験指導を直接に念頭に置いた指導というよりは、法曹に必要な論述能力の向上を図るための指導として法科大学院における適切かつ必要な指導と評価されるべき教育・指導が多数含まれており、この数値をもって法科大学院において広く受験指導に偏した教育が行われていると即断することは適当ではない。しかしながら、その概括的な調査内容からも、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をするものとしての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な成果を収めた学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が苦悩し、試行錯誤している姿が窺われる。また同時に、一部においては、司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見られた。

- そもそも司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について、新司法試験受験対策を目的とした答案練習等の指導という問題に焦点を合わせて検討することは必ずしも適切とは言えず、また、いわゆる答案練習方式による指導の実態は多様であり、その当否は、その具体的な実施形態、教育課程全体における位置づけ、法科大学院教育と司法試験との連携の実情等々との関連で総合的に判断されるべきものであり、このような調査結果だけを基礎に司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について論じる意義には限界がある。しかしながら、法科大学院教育の現状について指摘されている問題が、法科大学院教育と司法試験との健全な有機的連携の確立にとって無視しがたい重要性をもっていることに鑑み、本委員会では、さしあたりこの調査結果と直接関連する問題を中心に司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育のあるべき姿について議論し、この問題についての基本的な考え方を提示する必要



があると考え、今回、その整理を行ったものである。

- 各法科大学院においては、本整理を参考として、あるべき法科大学院教育について今一度考え、法科大学院制度全体の理念と各法科大学院の養成しようとする法曹像に即した法曹養成教育を行うことが期待される。

(検討の視点)

- 本検討においては、法科大学院における教育が、「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月司法制度改革審議会)、中央教育審議会答申(「法科大学院の設置基準について」(平成14年8月))及び法令の基準(「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」(平成14年法律第139号)、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号))等に照らして、法科大学院としての本来あるべき教育となっているかとの観点から議論した。

## 第一章 基本的考え方(法科大学院における教育と司法試験の有機的連携)

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜によるのではなく、法科大学院における理論と実務を架橋する法学専門教育と、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。

そこでは、法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施し、厳格な成績評価と修了認定がなされる一方、司法試験においては、法科大学院の教育を十分踏まえたものとし、法科大学院の教育内容を十分習得したことを前提として司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定するものとされている。したがって、司法試験は、いわば法科大学院教育により培われるべき将来の法曹として必要な豊かな学力及び能力が確実に習得されていることを確認するという性格を有するものであり、法科大学院における教育と新司法試験の出題は、有機的連携が図られていることが必要である。このような法科大学院教育と新司法試験との関連からみて排されるべきは、旧司法試験において指摘された問題点を再発させかねないような教育であり、例えば試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育など、「点」としての司法試験への対策に陥った教育である。

- 法科大学院において、理論と実務を架橋する教育が求められることや、新司法試験と法科大学院における教育内容との有機的連携の必要性に鑑みれば、例えば新司法試験の問題やそれに類する形式の事案が法科大学院教育において教材の一つとして使われることをもって直ちに、現在の法科大学院教育が本来あるべき法科大学院教育とは

かけ離れた、受験指導に偏った指導であるということは適當ではない。

しかしながら、法科大学院の教育は、将来の法曹としての必要な学識とその応用能力、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育により、豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うため体系的に行うことが求められているものであり、仮にその教材として司法試験問題等が扱われる場合であっても、それはあくまでこうした目的達成のための手段の一つとして活用されるに留まるべきである。すなわち、本来涵養されるべきこうした幅広い能力の育成よりも、司法試験合格を過度に意識した、事例の解答の作成方法に傾斜した技術的教育が、法科大学院教育の理念に適うものとは言えないことは明らかである。

- このようにみれば、個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適當であるか否かは、その指導が狙いとする目的と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判断されるべきものである。

## 第二章 教育課程

- 法科大学院においては、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施し、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うこととされている。このことから法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うために必要な授業科目を開設し、その教育課程を体系的に編成し実施することが求められている。

しかし、司法試験の受験指導に過度に偏した教育は、法科大学院において本来行われるべき体系的教育を阻害し、試験に直結するかに見える断片的な判例・学説に関する知識の獲得をもってよしとする態度を助長するものと言える。

- また、このような教育への傾斜は、現象面で言えば、法科大学院における教育が法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育が行われ、司法試験受験科目以外である授業科目、例えば展開・先端科目群や基礎法学・隣接科目群に配置される多様な授業科目の指導が十分になされないことにもつながりかねない。このような事態に至れば、法的問題を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と議論能力、具体的な問題を事実即して法的に分析・議論する能力の育成や、先端的な法領域についての基本的な理解など、司法制度改革が求めた法曹としての資質について十分な展開が図られないこととなり、法曹養成の中核的教育機関としての法科大学院教育の理念にもとることとなる。

## 第三章 授業・教育方法等

## 1. 論述能力を涵養する指導

- 法科大学院においては、従来、大学教育と司法修習とで分離していた、実定法に関する理論的指導と実務における法適用の在り方に関する指導の融合とともに、法理論教育と実務教育の導入部分（要件事実や事実認定）など理論と実務の架橋を意識した教育を行うこととされている。このため、一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的分析・検討を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成する教育は法科大学院本来の教育であり、法曹として実務に必要な文章能力の育成は当然に求められるものである。この能力の涵養のために、一定の課題等に基づき論述の機会を与え、効果的な添削指導等を行うことは、通常の授業の中においても十分有り得るものである。（なお、このような論述訓練のうち、過去の新司法試験問題又は同形式の作成問題を素材に、一定時間内において答案を作成させ、添削・解説等を行う訓練・指導がいわゆる「答案練習」と呼ばれており、この中には、上記のような目的のもとに法科大学院教育に相応しいものとして実施されている場合も多いが、試験対策に傾斜した指導になっていると見られる可能性がある場合等も含まれていると考えられる。）
- このような論述指導を行うに際して、その課題として、各教員が独自に作成した一定の事例問題のほか、過去の新司法試験問題を取り上げる場合がある。新司法試験の出題内容自体が長文の事案を読ませ、その事実関係を分析した上で、法的な分析・検討を行わせるものであり、またこのような出題内容が法科大学院において行われるべき教育との有機的連携を図るものであることから、新司法試験の問題やこれに類似する事例問題を活用することをもって、直ちに、本来の法科大学院教育とかけ離れたものということとはできない。しかし、論述訓練による添削・指導が、司法試験にどのように対応すればよいかという、受験技術に焦点を当てたものである場合、本来あるべき教育理念から離反しているものと言わざるを得ない。
- また、授業において行われる論述訓練が当該授業内容との連続性・体系性を欠いた指導であったり、授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力を育成することをおろそかにしている場合、本来の法科大学院教育としては不相当と考えざるを得ない。
- なお、論述能力を涵養する指導に関して、一定の法律文書を作成する能力の前提として、一般的な文章能力の育成が必要な場合があるが、このような指導に当たって教材として過去の司法試験問題等が適当であるか、また受験技術に焦点を当てた指導とならないような指導方法の在り方等について、各法科大学院において適切に検討することが必要である。
- また、法曹に必要な論述指導に関して、クリニック等において行われる実務指導等は、法曹が行う法文書作成に必要な論述指導という観点から積極的に位置づけられるべきである。クリニック等においては、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案

整理、関係法律の調査、解決案の検討等とともに、準備書面等の法律文書起案も行われるものであり、このプロセスは単なる論述能力の育成に留まらず、内容分析とそれに対応した実践的な文章展開能力の育成という観点からも、より積極的に評価されるべきものである。

## 2. 短答式問題の活用

- 法科大学院教育においては、法曹に必要な基礎的知識の確実な定着が前提とされることは当然であり、そのような基本的な知識なしに批判的・創造的な法的能力を養成することは不可能である。この基礎的知識の定着を促し、また確認する上で、過去の司法試験における短答式問題等が利用される場合があるが、その利用が法科大学院教育に必要な知識の定着確認等を目的とするかぎり、そのことをもって直ちに試験対策に偏った指導とは言えない面もある。しかし、それが授業の中で日常的に過度に行われ、当該授業内容との連続性・関係性を欠いたものとなることや、知識の暗記型教育に偏することとなれば、知識偏重型の学習態度を助長し、法科大学院において実施されるべき教育が、そうした基本的知識を前提とした批判的・創造的能力の育成の涵養にあることを等閑視させるものと言える。
- このような観点から、どのような方法を用いてどのような形で、基礎的な知識の定着とその有機的・体系的な結合を前提とした高度の法的思考能力の育成を図っていくか、各法科大学院において十分に検討することが望まれる。

## 3. 補習指導等

- 司法試験において問われる知識・技能の総体に比して、法科大学院における授業単位・時間が限られていることから、補習や特別講義等において指導が必要であるとの意見も聞かれる。確かに法曹に必要な基礎的知識に限って見てもその量が多いため、特に知識の定着等が不十分な学生や初学者に対する指導を中心に、一定の補習指導が必要な場合があり、そのことは法科大学院教育として適切に行われている以上、否定的に評価されるものではない。
- しかしながら、その場合においても、法科大学院における教育は、教員が授業の中で行う指導と、学生が事前・事後に教室外で行う自学・自習との適切な配分によって展開されるべきものであるという視点が看過されるべきではない。補習指導等は授業における指導の延長として観念され、その内容を補完するものであるべきことは当然であり、授業外の指導であるとの理由で、本来あるべき授業の内容と離れた受験指導を行うことは適切ではない。
- また、過度の補習指導等は、学生の自学自習の態度を阻み、またそれに必要な時間を奪うことにもなりかねない。この意味で、授業以外に組まれる補習指導等は、受動的な学習態度を排して創造的・批判的能力の涵養を目指す双方向的・多方向的な授業

と、学生による自学・自習との適度な配分を損なうものであってはならない。したがって、法科大学院の授業科目に割り当てられる単位数に比してバランスを失するような補習指導が行われることのないよう、十分留意する必要がある。

#### 4. 学生主催の学習活動等について

- 学生が自らの活動として、自主的な勉強会や演習ゼミ等を行うことは大学院教育として望ましく、それが授業において習得された内容を自ら創造的に発展・展開されるものとなることが積極的に期待される。そのような学習活動等において、法科大学院の教員が学生の希望に応じて一定の学習支援・指導を行うことは、それが授業における指導を補完・発展させるものである限り否定されるべきでなく、また積極的意義も認められる。
- しかしながら、学生主催の学習活動等であっても、教員が関与する以上、当該指導は広義の法科大学院教育の一環として観念されるべきものであり、その指導が受験技術に焦点を当てたものである場合には、正課外の学習支援・指導の在り方として適当なものとは言えない。その指導は、あくまで法科大学院教育が目指すべき能力の育成に向けられたものであることが必要である。
- また、学生が自らの活動として行う自主的な学習活動等について、法曹関係者等が指導者として関与し学習指導が行われる場合であっても同様の配慮が求められる。

#### 5. いわゆる「法職課程」等について

- 従来、旧司法試験に対応した教育を目的に法学部に設置されてきた、いわゆる「法職課程」等の組織は、法科大学院を法曹養成の中核的機関としたプロセスとしての法曹養成への転換とともに、各大学においてその設置目的や機能の見直し等が図られつつある。
- しかし、仮に当該組織が法学部等法科大学院以外の組織として設置される場合であっても、法科大学院の教員が関与する以上は、そこにおける教育指導等が直接的に新司法試験の受験指導を目的とするものとして受験指導に偏ったものであるとすれば、上記と同様に、正課外の学習指導の在り方として適当ではない。  
また、当該法科大学院の教員が関与するか否かにかかわらず、法科大学院の学生がそのような組織における受験指導を利用することにより、法科大学院教育において本来行われるべき教育・学習活動を阻害する場合には適切ではないと考えられる。
- 法科大学院において教員等が当該法科大学院の修了生に対して指導等を行う場合であっても、その指導等が受験指導に偏ったものにならないようにするなど、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう適切な配慮が求められることは上記と同様である。

## おわりに

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。そこにおいては、法科大学院教育が、旧来の「点」としての司法試験への対策に偏した技術的教育を排しつつ、将来の法曹として必要な豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うために体系的に行われる一方、司法試験は、このような将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を確認するものでなければならず、現在の新司法試験はこのような趣旨を踏まえて行われており、受験技術指導に主眼を置いた教育では対応できないものである。法科大学院において上記のような理念に則った教育を十分に受け、法曹として必要な豊かな学識及び能力を身に着けることこそが、司法試験に合格するための最良の方法であり、かつ、将来、社会に求められる法曹になるための確実な道であると言える。

多くの法科大学院では国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現すべく、真摯な教育の取組みが行われているところであるが、各法科大学院には、改めて上記の認識を再確認するとともに、学生に対してもこのような認識を踏まえて適切にメッセージを発することを期待するものである。

- 双方向的・多方的で密度の濃い教育方法を中心として効果的な教育方法を編み出し、創造的・批判的な能力を備えた、社会から期待される法曹を養成することは、各法科大学院に付託された使命である。各法科大学院が、こうした使命の下、正課内外を問わず、あるいは、法科大学院の教員が関与しているか否かを問わず、制度創設の趣旨にもとる指導等によって、付託された使命が妨げられることのないよう、適切な教育課程を編成・実施し履修指導を行うことは、各法科大学院の責務であることを改めて認識することが必要である。
- 21世紀の法曹を担うにふさわしい質の確保を目的に整備された「プロセス」としての法曹養成の中で、法科大学院は、司法制度改革の本旨に則った法科大学院制度の理念に今一度立ち返り、法科大学院の養成しようとする法曹像に即した教育を行うことが期待される。

## 審議経過

- 第1回 平成19年8月9日  
 第2回 平成19年9月4日  
 第3回 平成19年10月19日  
 第4回 平成19年11月29日

第4期中央教育審議会大学分科会  
 法科大学院特別委員会委員名簿

## (臨時委員)

- 座長 田中成明 関西学院大学大学院司法研究科教授  
 座長代理 木村孟 独立行政法人大学評価・学位授与機構長

## (専門委員)

- 磯村保 神戸大学大学院法学研究科教授  
 井上宏 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
 井上正仁 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長  
 小幡純子 上智大学大学院法学研究科教授  
 鎌田薫 早稲田大学大学院法務研究科長  
 川端和治 弁護士  
 川村正幸 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授  
 小島武司 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長・法学部長  
 瀬戸純一 駿河台大学教授  
 永田眞三郎 関西大学法学部教授・学校法人関西大学理事  
 中谷実 南山大学大学院法務研究科教授  
 林道晴 司法研修所事務局長  
 諸石光熙 大江橋法律事務所弁護士  
 山中至 熊本大学大学院法曹養成研究科長

役職は平成19年10月現在

## 法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について (調査結果)

平成19年10月5日  
文部科学省高等教育局  
専 門 教 育 課

### I 調査の目的

新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたことや、大学においても学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていること等の反省に立ち、司法制度改革の一環として、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度として創設されたものである。

このプロセスの中であって、法科大学院には、単なる「点」としての司法試験への対策としての教育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することにより、国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現する教育が求められており、各法科大学院では、このような教育の実現に向けた真摯な取り組みが行われている。

しかしながら、今般、新司法試験審査委員である法科大学院の教員により、当該法科大学院の学生等を対象に、学内で、司法試験の受験指導が行われたことが判明し、法科大学院教育の在り方についても問われている。

今回の調査は、このような状況を踏まえ、新たな法曹養成制度の原点に立ち返り、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の検討等に資するため、各法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況を把握することを目的として実施したものである。

### II 調査の概要

#### 1 調査の対象

法科大学院を置く全ての大学（74大学）を対象とした。

#### 2 調査の内容

- (1) 平成19年7月3日に、対象大学に対して、同大学に平成18年4月1日から平成19年6月30日の間に在籍した全教員（4,259人）を対象として、同期間における新司法試験対策を目的とした答案練習会等の実施の有無について調査を依頼した。
- (2) 該当する大学における当該教員数及び教員ごとの答案練習会等の実施形態、実施



科目、実施対象者、実施時期、実施回数等の状況について、所定の様式により回答を求めた。

- (3) 実施形態については、「答案練習会」、「特別な講座」及び「その他」とし、①「答案練習会」は、「新司法試験対策を目的とし、新司法試験の出題形式に準じて、特定の専門分野の論述問題等を出題して解答させこれを添削・指導」、②「特別な講座」は、「答案練習会以外に、新司法試験対策を目的として、通常の教育カリキュラム以外に実施する特別な講義・演習等」、③「その他」は、「新司法試験対策を目的として、教員主催ではなく学生等の要請による自主的な勉強会等への参加等」として回答を求めた。

### Ⅲ 調査結果の概要

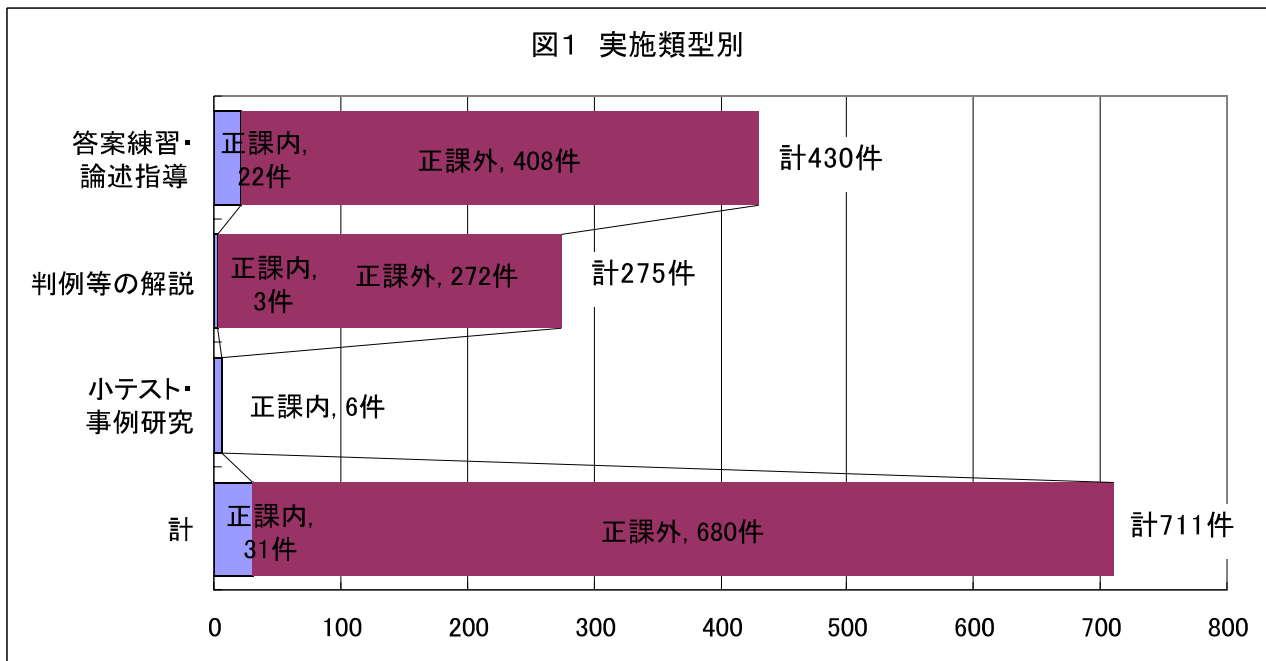
#### 1 調査結果の整理方針

調査結果の全体的な状況は、具体的な実施内容を「答案練習・論述指導」、「判例等の解説」及び「小テスト・事例研究」（以下、「答案練習等」という）に類型化した上で、実施類型別、正課内外別、実施主体別にその状況をまとめた。

#### 2 調査結果の全体的な状況

- (1) 法科大学院を置く全ての大学において、対象教員の99%に当たる4,227人の教員について調査が行われ、答案練習等を実施した教員数は、467人（54大学）で、実施件数は延べ711件であった。
- (2) 実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」は430件（正課内22件、正課外408件）、「判例等の解説」は275件（3件、272件）、「小テスト・事例研究」は6件（正課内のみ）となっており、正課内は全体で31件（4%）、正課外は680件（96%）である。

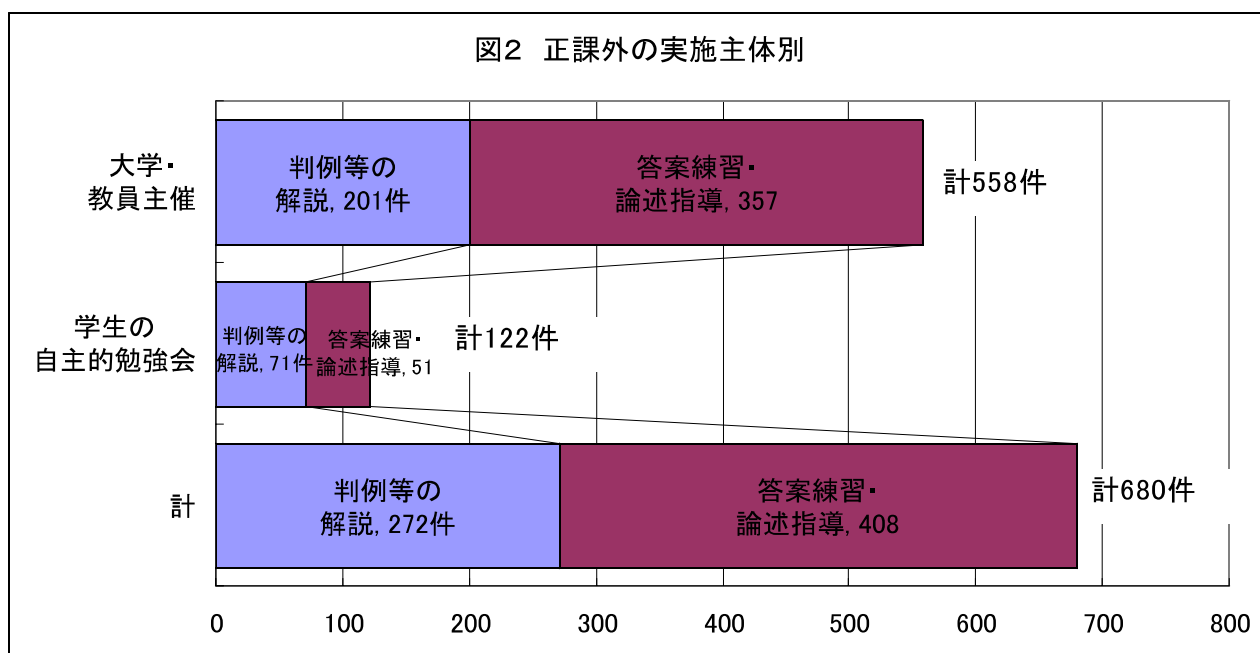
（図1）



(3) 正課内に行われた答案練習等31件について、実施科目の状況は、民事系が最も多く10件、次いで刑事系8件、公法系7件となっており、対象者は、ほとんどが3年次生である。また、実施時期については、1月～5月が20件で最も多く、次いで6月～12月10件となっている。実施回数は、9割以上が3回までとなっている。

正課外に行われた答案練習等の実施科目、対象者、実施時期等の状況は、「3正課外における答案練習等の実施概況」で整理した。

(4) 正課外に行われた答案練習等の実施主体別の状況については、大学又は教員が主催したものでは、「答案練習・論述指導」が357件、「判例等の解説」が201件で合わせて558件となっている。また、学生の自主的な勉強会では、「答案練習・論述指導」が51件、「判例等の解説」が71件で合わせて122件となっている。(図2)



### 3 正課外における答案練習等の実施概況

#### (1) 実施科目について

実施科目については、公法系151件（22%）、民事系257件（38%）、刑事系125件（18%）、その他147件（22%）となっており、民事系が多くなっている。（図3-1）

内訳を実施類型別の「答案練習・論述指導」や「判例等の解説」で見ても、その傾向は変わっていない。（図3-2、3-3）

（注）実施科目は、回答内容を①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④その他（労働法、国際関係法等）に分類している。

図3-1 実施科目（正課外全件）

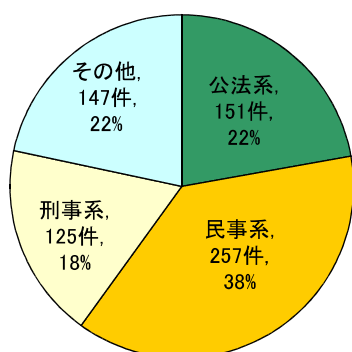


図3-2 実施科目  
（正課外のうち答案練習・論述指導）

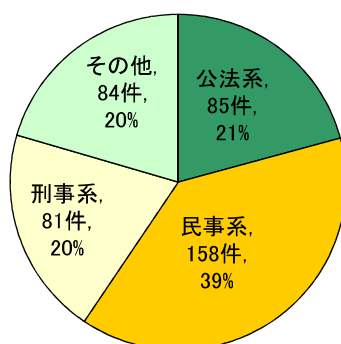
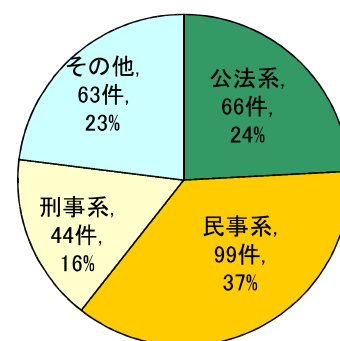


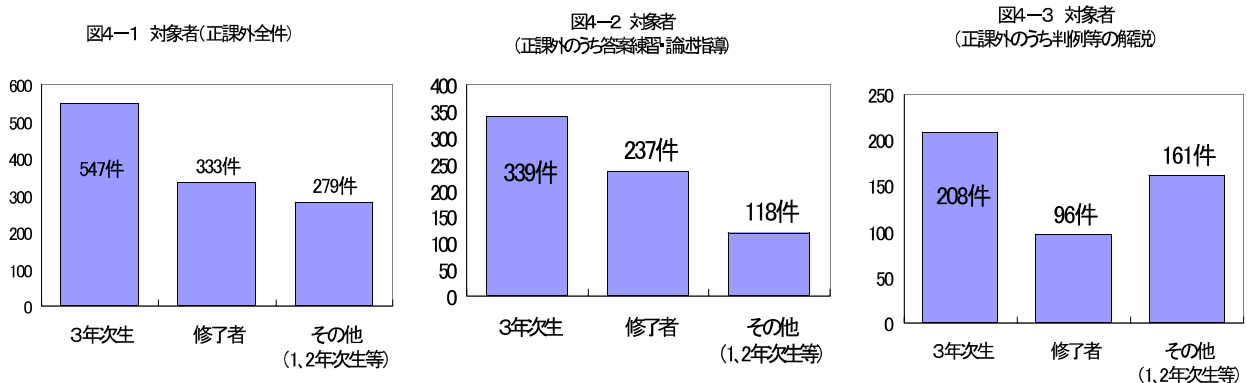
図3-3 実施科目  
（正課外のうち判例等の解説）



#### (2) 対象者について

対象者については、複数回答が可能となっているが、3年次生を対象とするものが最も多く、547件（80%）、次いで修了者を対象とするものが333件（49%）、1、2年次等のその他を対象とするものが279件（41%）となっている。（図4-1）

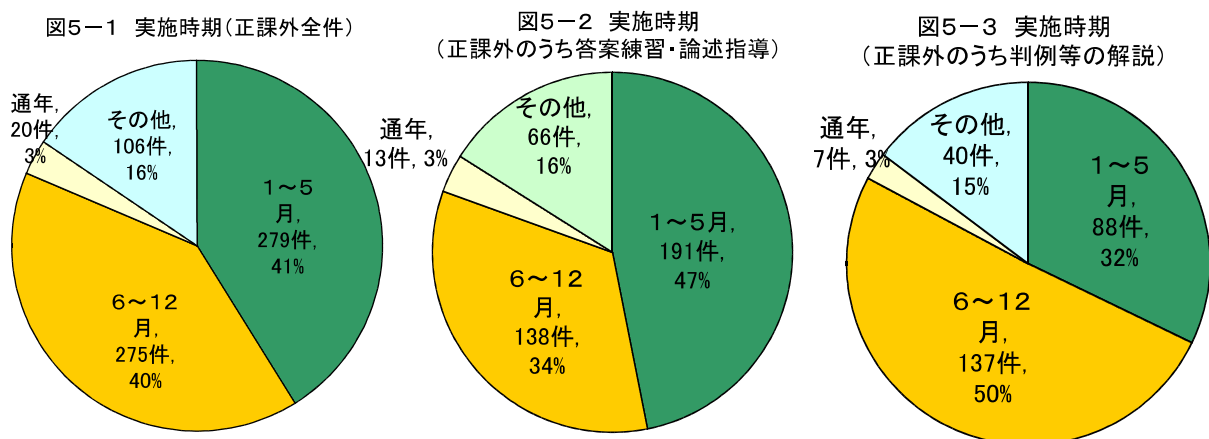
内訳を実施類型別にみると、3年次生が一番多い傾向は変わらないものの、「判例等の解説」では、1、2年次生等のその他が161件（59％）で、修了者の96件（35％）、を上回っている。（図4-2、4-3）



### (3) 実施時期について

実施時期については、新司法試験実施前である1月～5月が279件（41％）、新司法試験実施後である6月～12月が275件（40％）とどちらも同程度の件数であった。そのほか、通年が20件（3％）、その他が106件（16％）となっている。（図5-1）

内訳を実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」では、1月～5月の割合が正課外全体より高くなっている一方、「判例等の解説」では、6月～12月の割合が最も高くなっている。（図5-2、5-3）

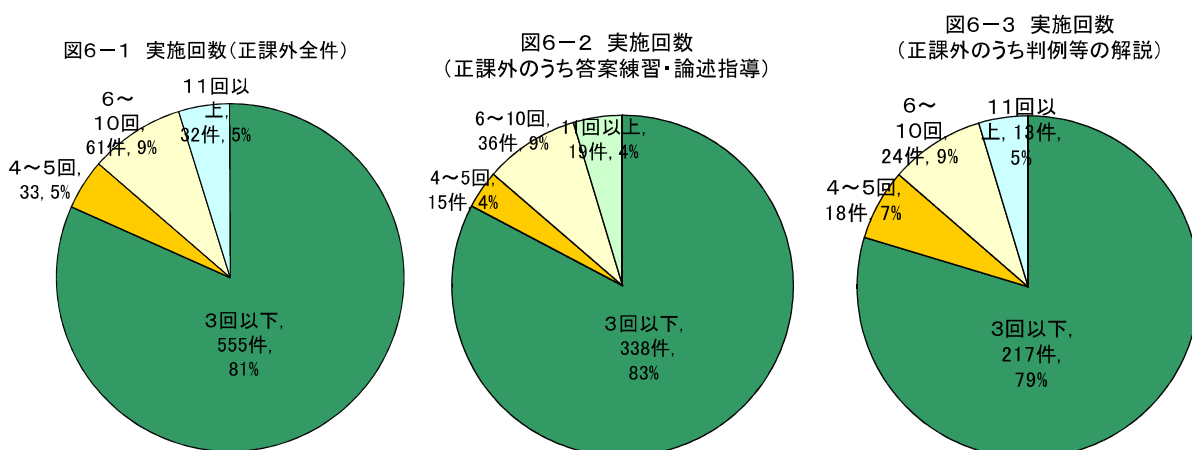


### (4) 実施回数について

実施回数については、担当した教員ごとに、答案練習1件当たりの実施回数を表している。内訳については、3回以下が555件（81％）と大半を占めている。このほか、4～5回が33件（5％）、6～10回が60件（9％）、11回以上が32件（5％）

となっている。(図6-1)

内訳を、実施類型別に見てもその傾向は変わっていない。(図6-2、6-3)



#### IV 答案練習等の実施状況の概括

##### 1 正課内に実施された答案練習等の状況

正課内に実施された事例の31件のうち22件(7割)は、「答案練習・論述指導」の類であり、受講学生を対象に授業として授業内容に関する設問を出題し演習を行ったもの、実務的思考の過程を教育した結果の確認のため、判例を素材に、司法研修所で行う起案を意識して演習を行ったもの等が大半である。

これらの大学の回答の中には、新司法試験対策を目的とした答案練習は実施していないが、各法分野に関する法律文書の起案演習の中で添削・指導を行っているため、照会の趣旨を広く捉えて回答したとする例もあり、ここでの事例は、授業内容の理解の程度等を確認することを主たる目的として実施されたものが多いと考えられる。

また、残りの9件については、「判例等の解説」や「小テスト・事例研究」の類であり、新しい判例等について解説を行ったもの、特定のテーマに関する判例を基に設問し演習を行ったもの等である。これらは、学生に事例を与えて、それを分析・検討させ、法的解決の道筋を明らかにさせる訓練と見られ、一般的に法科大学院で行われている教育の一形態であると考えられる。

##### 2 正課外に実施された答案練習等の状況

正課外での事例の約6割は、教員が作成した論文式問題を出題し、答案を作成させ、当該答案を基に添削・解説をするといった「答案練習・論述指導」の類であるが、回答内容から、法曹に必要な論述能力の向上を図るために必要な教育・指導として行われていると考えられる例も多く見受けられた。

また、各法律の分野ごとに重要問題に関して判例を用いて解説を行う等の「判例等の解説」に当たるものが約4割あったが、通常はとくに問題とはならない指導であると考えられる。したがって、これらの状況をもって直ちに法科大学院全体として本来の教育とかけ離れた指導が行われているとは言えない。

## V 本調査結果から認識される課題

- 1 今回の調査に際して、大学からは、「答案練習の解釈に関して、法曹に必要な文章作成能力の育成のための指導との区分が不明確である」、「新司法試験そのものが法科大学院教育との連続性を求められている以上、広い意味では法科大学院における教育が全て新司法試験対策に資することとなる」、「講義内容の理解を深める、あるいは復習を徹底するための指導は否定されるべきではない」等の意見が多く寄せられた。
- 2 このような意見や前述した答案練習等の実施状況の概括を見ると、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をする中間点としての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な学修を行った学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が試行錯誤している姿が窺われる。しかし同時に、一部においては、その実施方法によっては司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見受けられる。
- 3 例えば、正課外の事例として、3年次生を対象に、6月から9月にかけて当該年度に実施された新司法試験の問題を使い、本試験と同様の日程と試験時間により体験的な模擬試験を実施したといった司法試験を直接に意識したと考えられる例も若干見受けられた。

新司法試験の模擬試験や短答式問題の形式による小テストについては、正課外であっても、それに偏することにより、豊かな人間性や創造的な思考力、法的議論の能力等を広く養うべき本来の授業が軽視されるものとなるならば、法科大学院教育としての適切性の観点から疑問が生じ得るものと思われる。また、短答式問題の小テストについては、授業内容の理解の確認としては意義が認められるが、たとえば3年次生等を主たる対象として繰り返し過度に実施された場合は、新司法試験のための暗記型の技術的教育ではないかとの指摘を受けるおそれがある。

- 4 また、答案練習・論述指導については、法理論の学習が一通り終了した3年次生、修了者に対して、3年次生に対する授業がほぼ終了する1月から新司法試験が実施される5月までに集中的に行われるような場合は、その内容によっては、新司法試験対策に傾斜した教育となっていないかとの懸念が生じ得る。その際、大学や教員個人が主催するもののみならず、学生が自主的に行う勉強会であっても、法科大学院の教員が関与する以上、当該指導が法科大学院における教育の理念から離れたものとならないよう注意する必要がある。
- 5 個々の答案練習等による指導が、司法制度改革の本旨に則った本来の法科大学院教育としてふさわしいものであるかどうかを判断するには、指導方法としての適否の面だけでなく、教育課程や履修方法等も含めて、新司法試験科目である法律基本科目の履修に過度に偏っていないか、新司法試験に出題されやすいか否かという観点によって授業内容が左右されていないか、どのように考えるべきかよりも、どのように試験

で解答すべきかという試験技術対策的指導に陥っていないかなど、法科大学院の教育理念・目的に即して総合的に検証することが必要である。

- 6 これらの課題については、今後、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の観点から十分検討していく必要がある。